

参考資料1

畜産・酪農をめぐる情勢

令和4年12月

農林水産省
畜産局

目次

【畜産・酪農の概況】

- 我が国の農業における畜産の地位 . . . 3
- 畜産の都道府県別産出額 . . . 4
- 畜産物の食料自給率 . . . 5
- 畜産物の食料自給率・食料国産率 . . . 6

【牛乳乳製品関係】

- 生乳の需給構造 . . . 7
- 最近の生乳の生産・処理状況 . . . 8
- 生乳の用途別仕向量の推移 . . . 9
- 生乳需給の推移 . . . 10
- 乳製品需給の推移 . . . 11
- 総合乳価の推移 . . . 12
- 生産コストと所得の推移 . . . 13
- 乳用牛飼養戸数・頭数の推移 . . . 14
- 乳用後継牛の確保に向けた取組 . . . 15
- 酪農経営における労働負担の軽減 . . . 16
- 酪農の生産性の向上、省力化の推進 . . . 17
- 畜産・酪農の就農・後継者支援対策 . . . 18
- 畜産・酪農における新たな人材の活用 . . . 19
- 酪農の経営安定対策の概要 . . . 20
- 生乳流通改革の概要 . . . 21

【牛肉関係】

- 牛肉の需給動向 . . . 22
- 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移 . . . 23
- 最近の東京市場における牛枝肉卸売価格
（和牛去勢全規格平均）の推移 . . . 24
- 肉用子牛価格の推移 . . . 25
- 肉用牛飼養戸数・頭数の推移 . . . 26
- 肉用牛繁殖雌牛の動向 . . . 27
- 増頭奨励事業（肉用牛）の支援状況 . . . 28
- 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組 . . . 29
- 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進 . . . 30
- 肉用子牛対策の概要 . . . 31
- 肉用牛肥育経営安定交付金
（牛マルキン）の概要 . . . 32

【豚肉関係】

- 豚肉の需給動向 . . . 33
- 豚枝肉卸売価格（省令価格）の推移 . . . 34
- 豚飼養戸数・頭数の推移 . . . 35
- 豚の生産能力向上への取組 . . . 36
- 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）概要 . . . 37

【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 . . . 38
- 鶏肉卸売価格の推移 . . . 39
- 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 40

【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 . . . 41
- 鶏卵卸売価格(全農東京M規格)の推移 . . . 42
- 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 43
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 . . . 44

【飼料関係】

- 畜種別の経営と資料 . . . 45
- 飼料自給率の現状と目標 . . . 46
- 最近の飼料穀物の輸入状況 . . . 47
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 . . . 48
- 配合飼料価格安定制度の概要 . . . 49
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 . . . 50
- 輸入乾牧草の輸入・価格動向 . . . 51
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 . . . 52
- (トピックス) 国産濃厚飼料の生産・利用の推進 . . . 53

【輸出関係】

- 畜産物の輸出について . . . 54
- 牛肉の輸出について . . . 55

- 豚肉の輸出について . . . 56
- 鶏肉の輸出について . . . 57
- 鶏卵の輸出について . . . 58
- 牛乳乳製品の輸出について . . . 59

【その他】

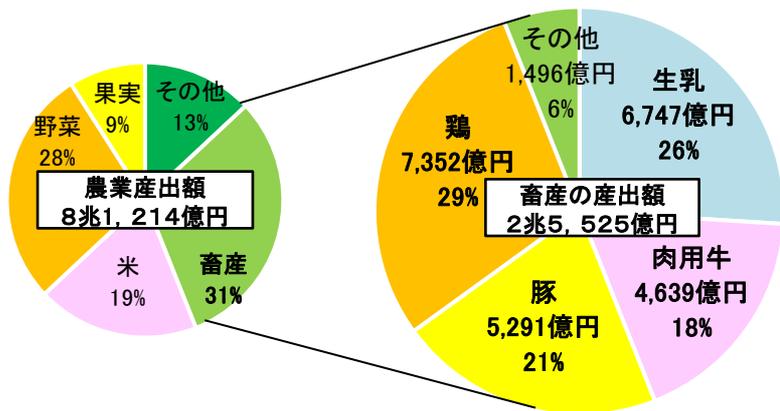
- 持続的な畜産物生産の在り方について . . . 60
- 畜産分野の脱炭素化への取組 . . . 64
- 畜産クラスターの支援状況 . . . 67
- 畜産クラスターの取組事例 . . . 68
- HOT TOPIC: 畜舎特例法の施行について . . . 70
- 畜舎整備に活用可能な事業 . . . 71
- 家畜の増頭・導入に活用可能な事業 . . . 72
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 . . . 73
- 飼料生産に活用可能な事業 . . . 74
- 畜産におけるGAPの取組について . . . 75
- 畜産農家向けの金融支援策について . . . 76
- みどり投資促進税制について . . . 77
- (参考) 特別償却活用の効果 . . . 78
- 総合的なTPP等関連政策大綱 . . . 79
- HOT TOPIC: 第12回全国和牛能力共進会 鹿児島大会について . . . 80

【畜産・酪農の概況】

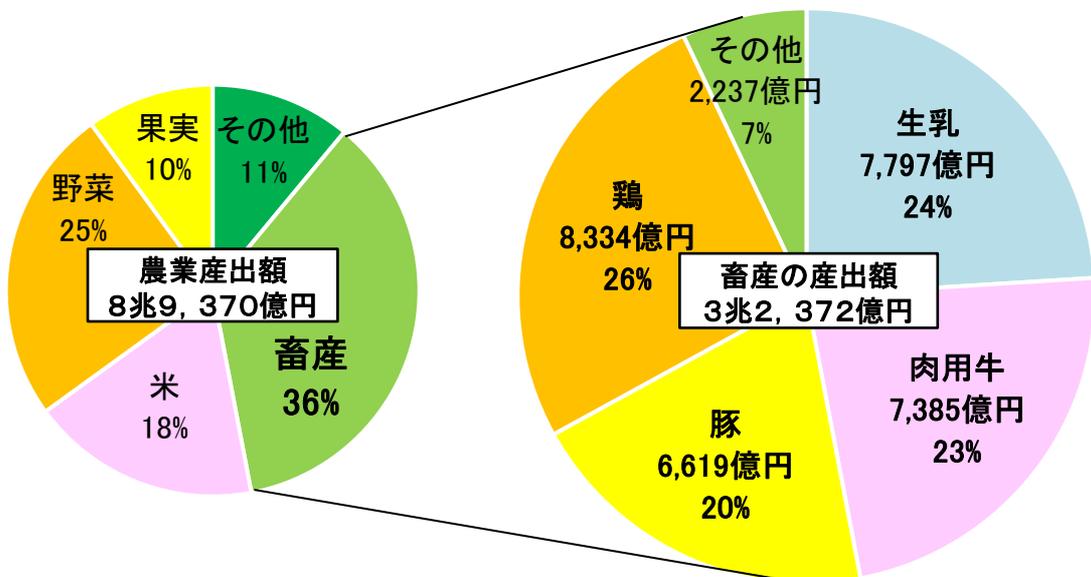
我が国の農業における畜産の地位

- 令和2年の農業産出額は8兆9,370億円。うち畜産は3兆2,372億円となっており、産出額の約36%を占める。
(生乳:24%、肉用牛:23%、豚:20%、鶏:26%)
- 10年前(平成22年)と比べ、額で6,847億円、農業生産額に占めるシェアで5%増加。

○平成22年の農業・畜産産出額



○令和2年の農業・畜産産出額



◎平成22年から令和2年の10年間で
 農業産出額は110%、
 畜産の産出額は127%増加

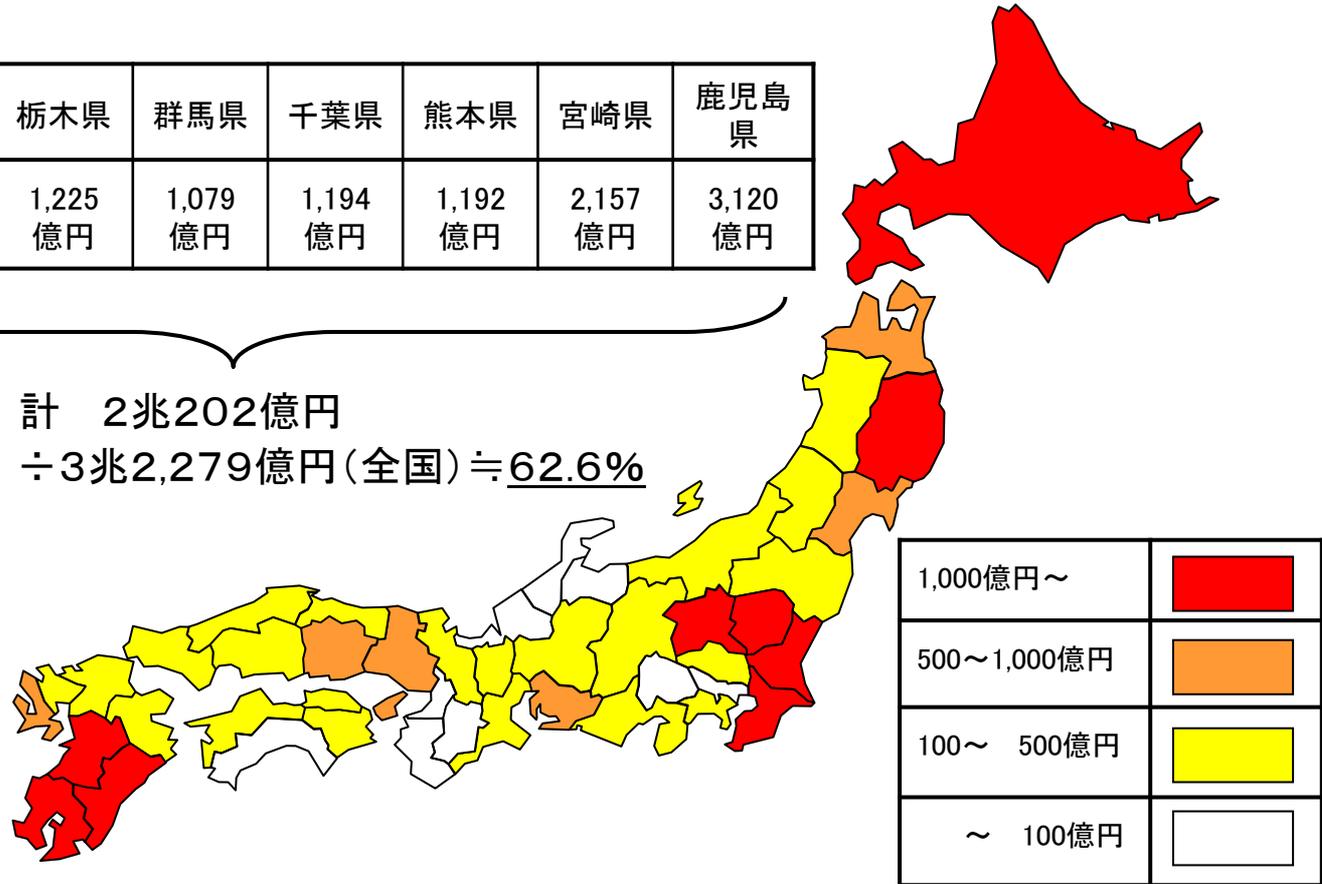
資料:農林水産省「令和2年農業総産出額(全国)」

畜産の都道府県別産出額

- 産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が9道県（北海道、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この9道県で全国の約63%を占める。

北海道	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
7,337 億円	1,628 億円	1,270 億円	1,225 億円	1,079 億円	1,194 億円	1,192 億円	2,157 億円	3,120 億円

計 2兆202億円
 ÷ 3兆2,279億円(全国) ≒ 62.6%



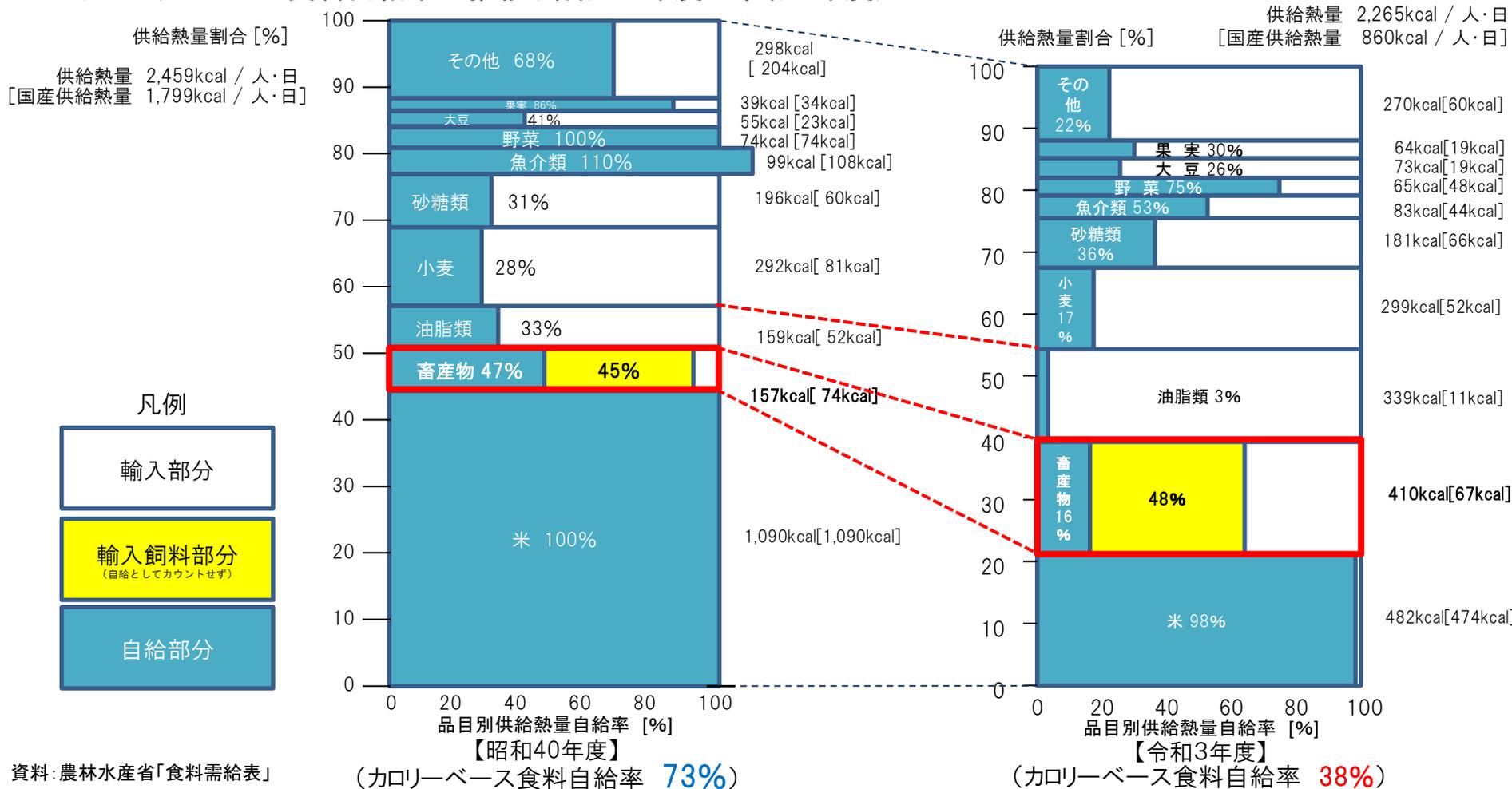
資料：農林水産省「令和2年農業産出額(都道府県別)」

注：都道府県別の数値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- ・ 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

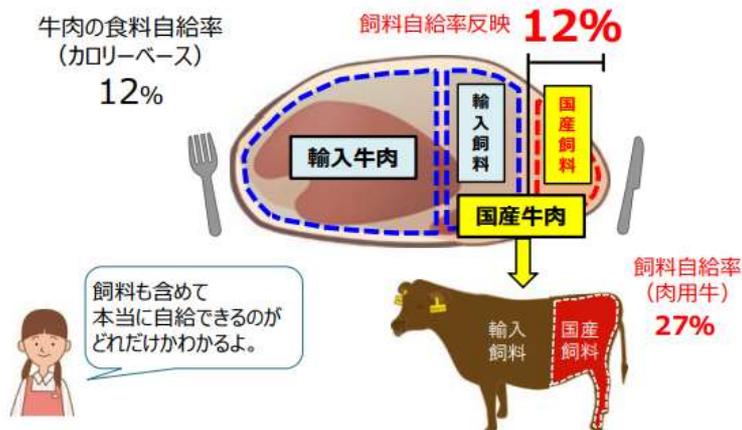
○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和3年度)



畜産物の食料自給率・食料国産率

- 畜産物の食料自給率は、飼料自給率を反映することにより国内で生産可能な部分を厳密に評価して計算しており、牛肉では12%。飼料が国産か輸入かに関わらず、国内で畜産物をどれだけ生産したかを評価する食料国産率では45%。
- 国産飼料の増産により「飼料自給率」を向上させていくことと、畜産物の国内生産の増加を通じた「食料国産率」の向上の両方を達成していくことで、食料自給率の向上が図られる。

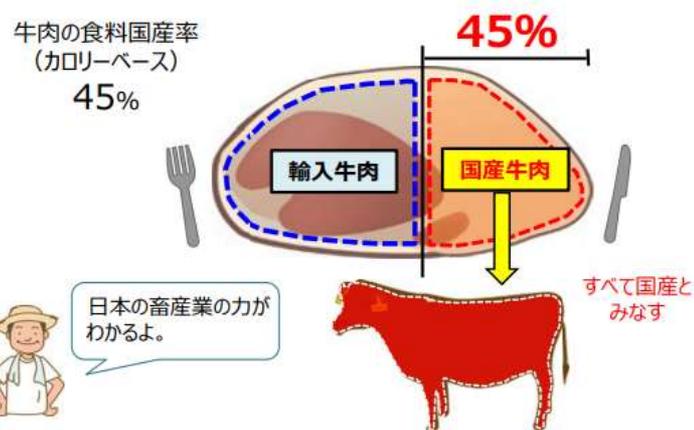
食料自給率（飼料自給率を反映）



- 国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- 国産飼料の生産努力が反映される。

➤ 我が国の食料安全保障の状況の評価

食料国産率（飼料自給率を反映しない）



- 需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- 日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

➤ 飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況の評価 (図中の値は令和3年度)

○近年の飼料自給率の推移(全体)

H29	H30	R元	R2	R3(概算)	R12目標
26%	25%	25%	25%	25%	34%

資料：農林水産省「食料需給表」

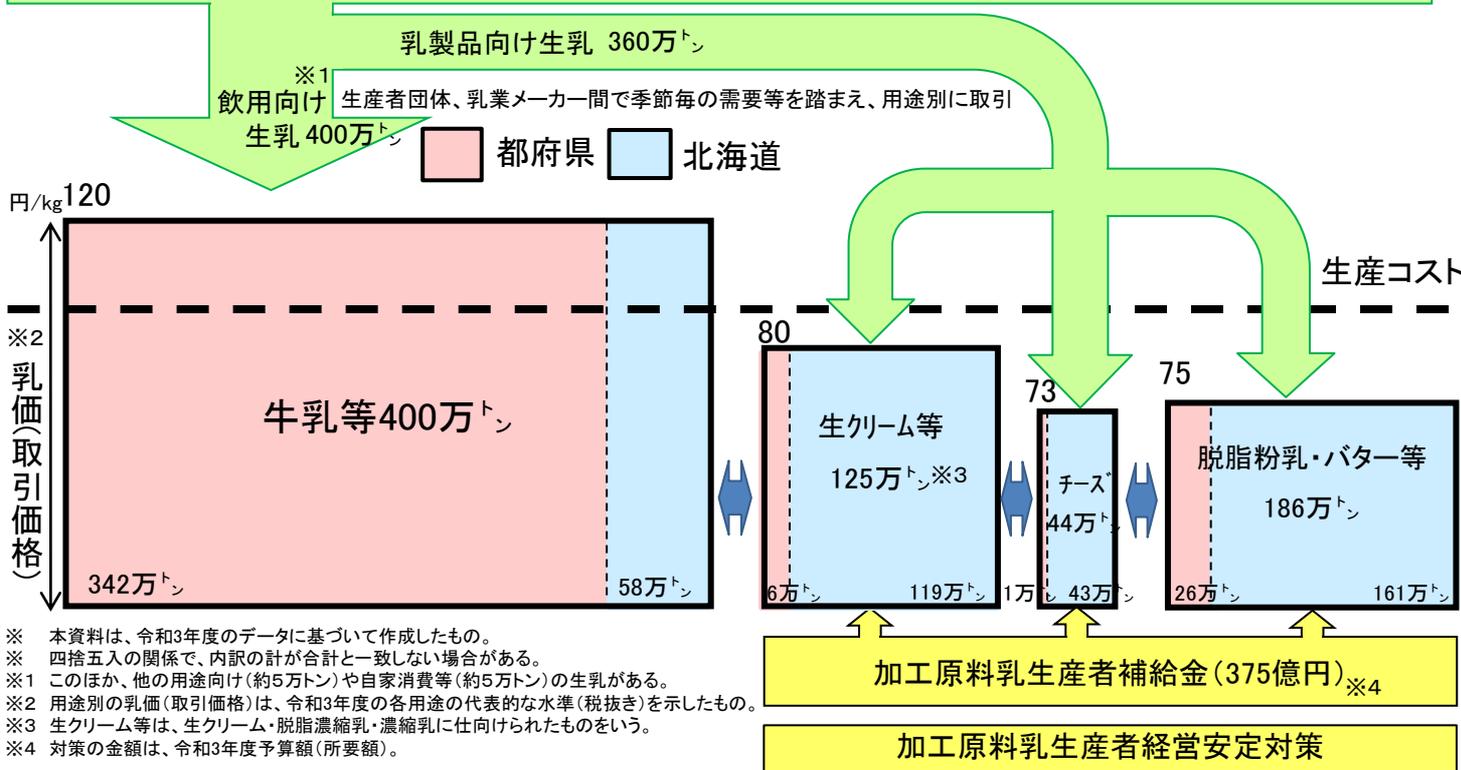
【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和3年度) 765万トン(北海道431万トン、都府県334万トン)

輸入乳製品 469万トン

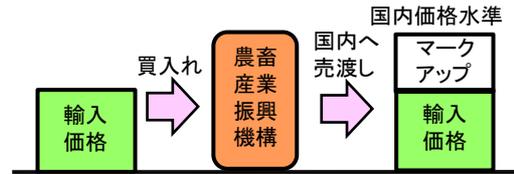


関税割当品目	国家貿易	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等 38万トン	バター・ホエイ等 13万トン	チーズ 361万トン その他 57万トン (アイスクリーム等)

※ 輸入数量には飼料用を除く
※ 生乳換算数量

乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、バター・脱脂粉乳等を買入れ、入札により国内価格水準で売り渡し。



※輸入価格には関税を含む。

※ 本資料は、令和3年度のデータに基づいて作成したものである。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
 ※1 このほか、他の用途向け(約5万トン)や自家消費等(約5万トン)の生乳がある。
 ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和3年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したものである。
 ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※4 対策の金額は、令和3年度予算額(所要額)。

最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、平成28年度以降、頭数の減少などにより減少傾向で推移してきたが、令和元年度に増加に転じ、令和3年度は北海道の生産量が前年度比+3.7%、都府県が+1.8%増加したことにより、全体で+2.9%増加。
- ・ 令和4年度(4-10月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年度比▲0.4%の減少、乳製品向けは同+1.3%の増加。
- ・ 令和4年度(4-10月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年度比▲0.2%、乳飲料は同▲2.1%、はっ酵乳は同▲6.7%の減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位: 万トン、%

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度 (4-10月)
生産量	728 (▲0.1)	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	448 (+0.3)
北海道	397 (+1.2)	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	255 (+1.0)
都府県	332 (▲1.6)	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	193 (▲0.6)
牛乳等向け処理量	401 (+0.6)	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	238 (▲0.4)
乳製品向け処理量	323 (▲0.8)	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	207 (+1.3)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	148 (-)	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	104 (+1.1)
うちチーズ向け	40 (-)	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	26 (+3.7)
うち生クリーム等向け	127 (-)	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	73 (+0.2)

牛乳等の生産量の推移

単位: 千キロリットル、%

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度 (4-10月)
飲用牛乳等	3,567 (+0.9)	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	2,128 (▲0.2)
牛乳	3,154 (+1.9)	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	1,901 (▲0.4)
加工乳・ 成分調整牛乳	412 (▲6.4)	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	227 (+0.9)
乳飲料	1,121 (▲3.9)	1,140 (+1.7)	1,094 (▲4.0)	1,054 (▲3.6)	639 (▲2.1)
はっ酵乳	1,063 (▲1.1)	1,033 (▲2.8)	1,053 (+1.9)	1,025 (▲2.7)	576 (▲6.7)

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」

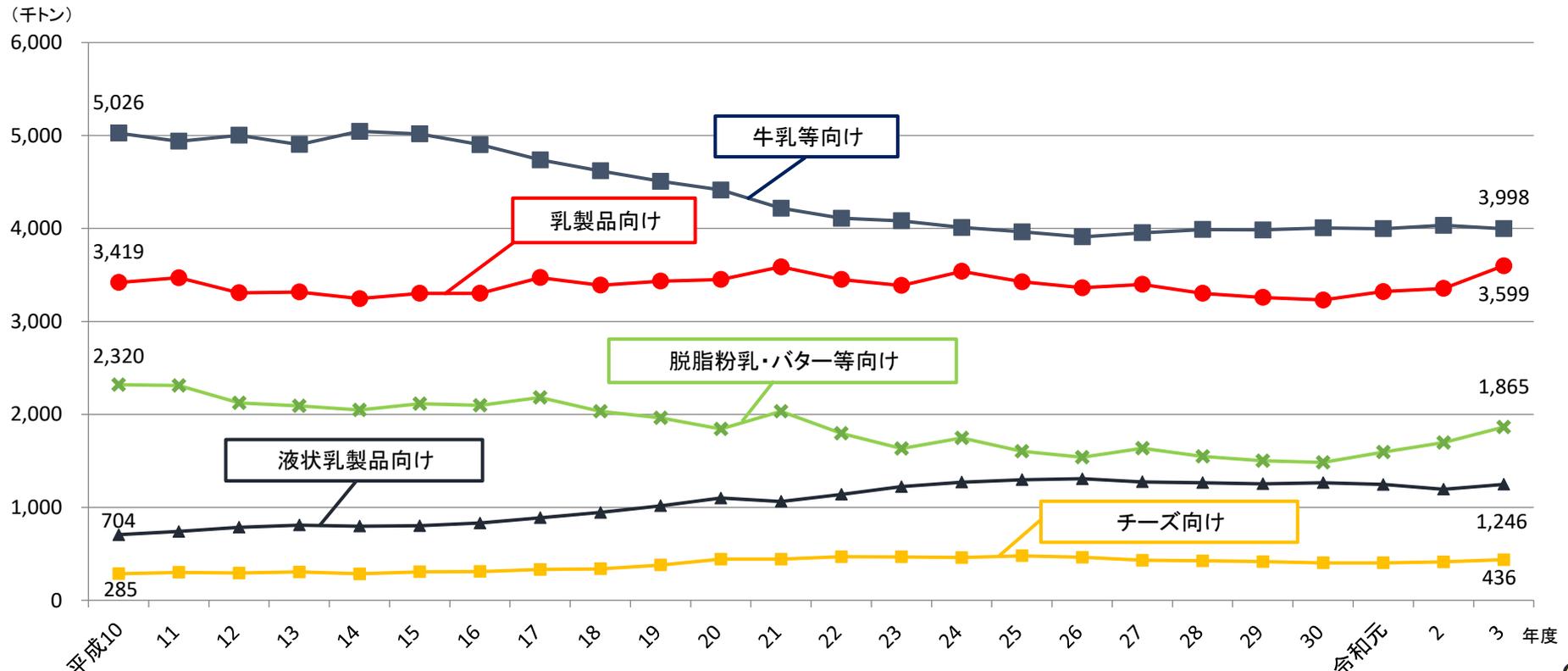
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和3年度および令和4年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

生乳の用途別仕向量の推移

- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度は微減。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和3年度も、生乳生産量の増加に伴い増加。

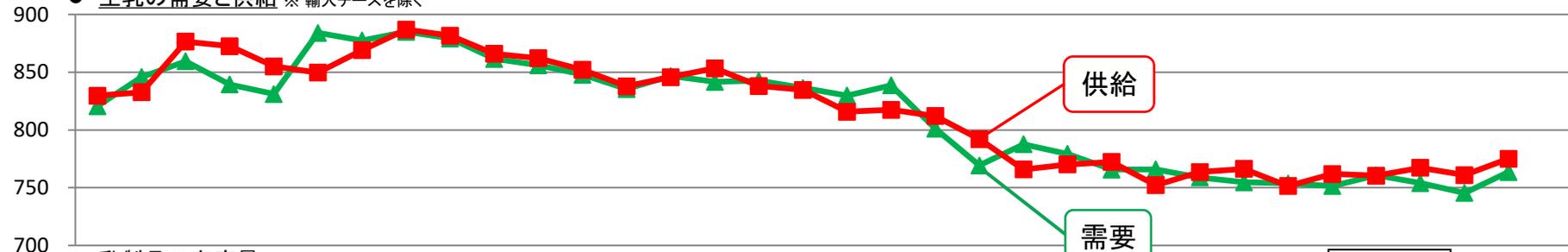


資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構「販売生乳数量等(速報)」

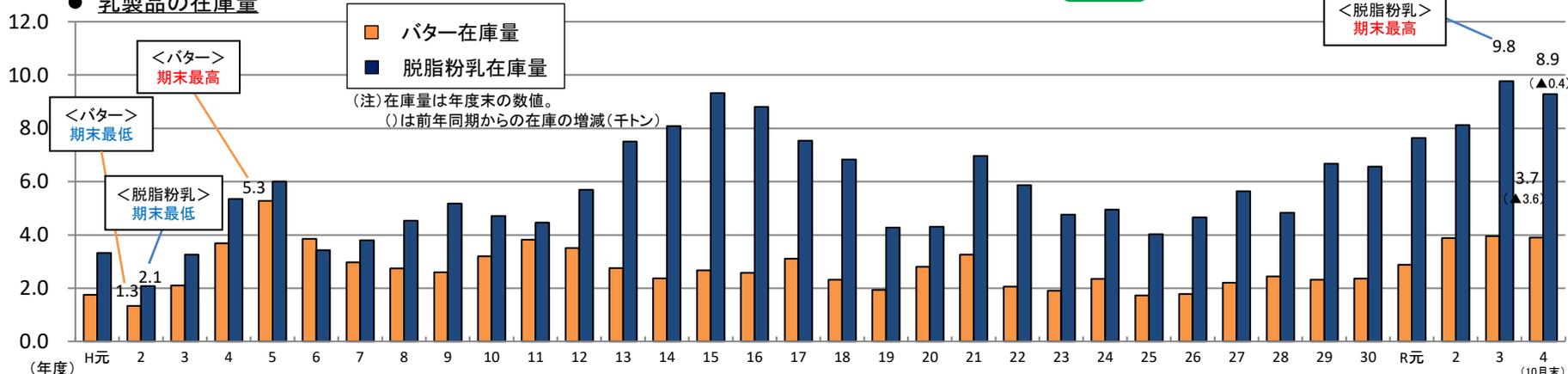
生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、これまでは国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移しており、輸入により需要を賄ってきたところであったが、令和元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- ・ 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度(10月末)の在庫量について、脱脂粉乳は生産量の増加が消費を上回っていることから在庫量は前年同期を上回って推移していたが当月は前年同期を下回った。バターは年度初め頃から消費が増加傾向で推移しており、在庫量は5月以降前年同期に比べ減少。

(万トン) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



● 乳製品の在庫量

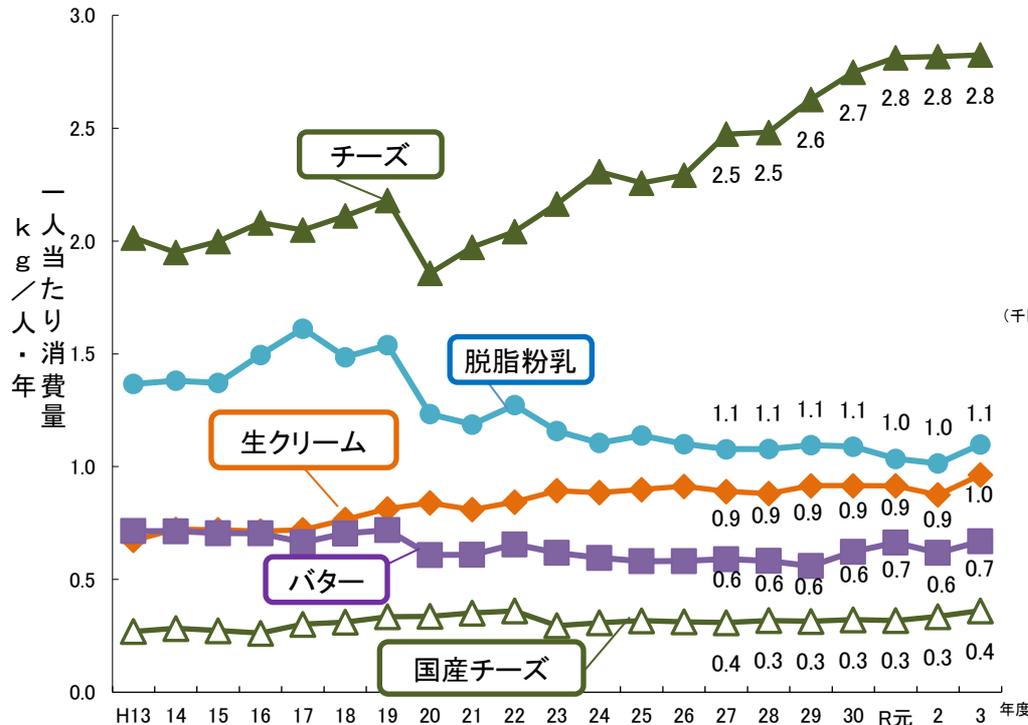


(注) 在庫量は年度末の数値。
()は前年同期からの在庫の増減(千トン)

乳製品需給の推移

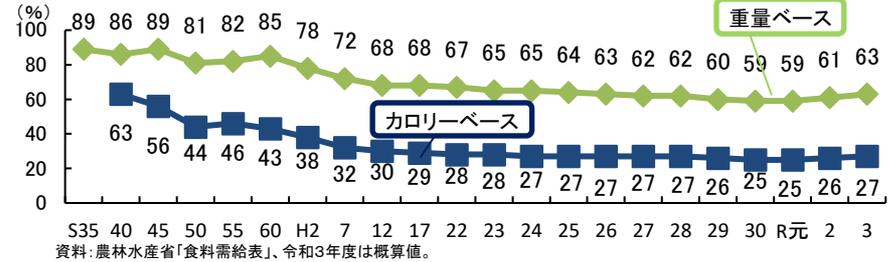
- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 牛乳・乳製品の自給率は、需要が堅調である一方、生乳生産量が減少傾向で推移していたことから、低下傾向で推移してきたが、令和3年度は国内生産量が増加したことから重量ベースでは前年度より2ポイント増加。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。

乳製品の1人当たり消費量の推移



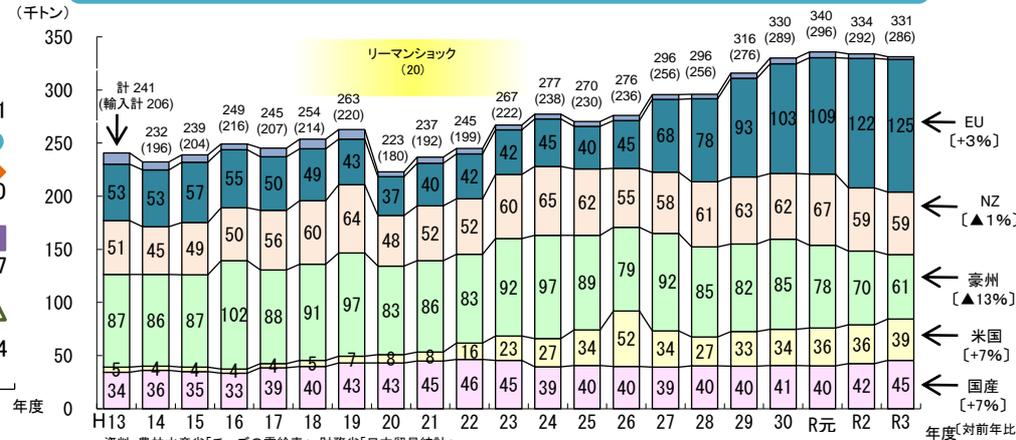
資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計
 注1：1人当たり消費量＝(生産量＋輸入量±在庫増減－輸出量)÷各年10月1日時点の総人口
 注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計
 注3：チーズ及び国産チーズの1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和3年度は概算値。

チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移

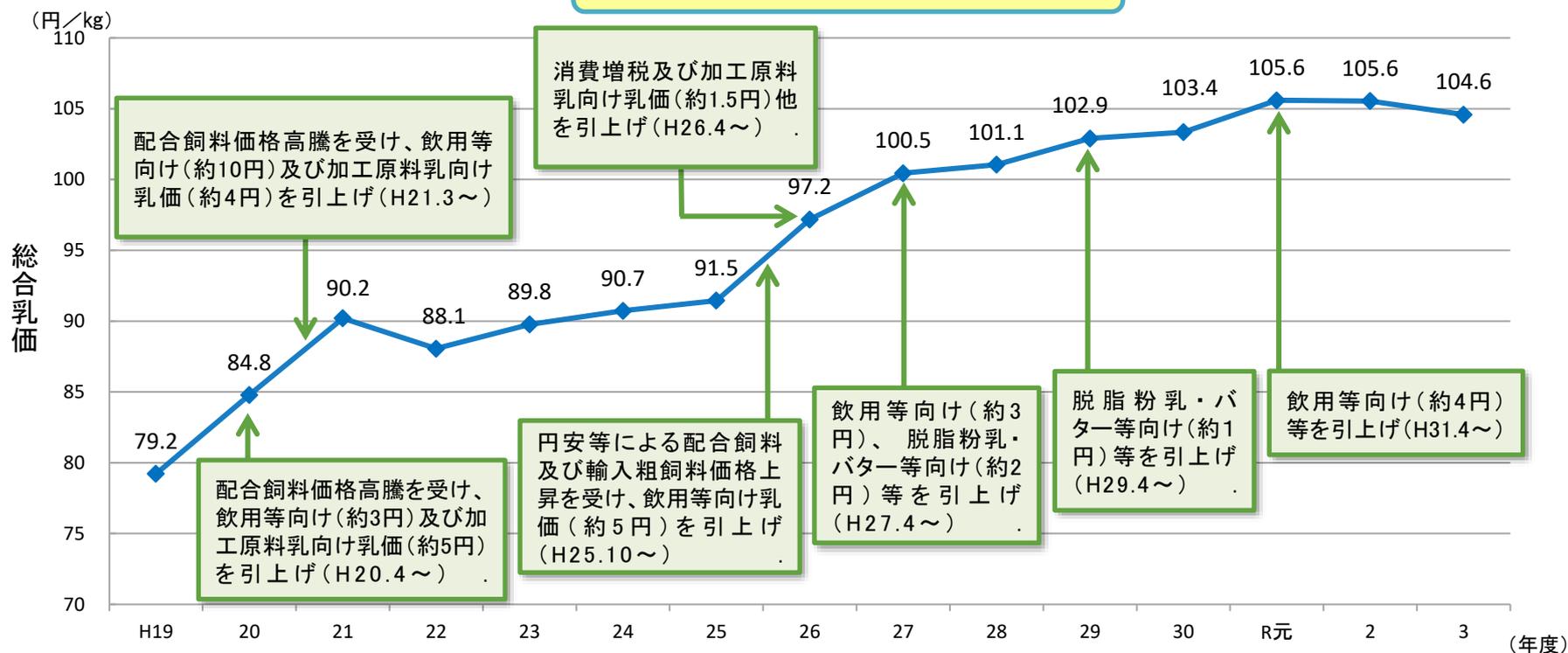


資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」
 注：国産は、ナチュラルチーズの生産量(プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む)
 輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量
 注：英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。
 注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度以降、飲用・乳製品ともに生乳取引価格が上昇していたものの、近年、その傾向も一服。

総合乳価(全国)の推移



資料: 農林水産省「農作物価統計」

注: 数値は各月の単純平均値であり、消費税を含む。

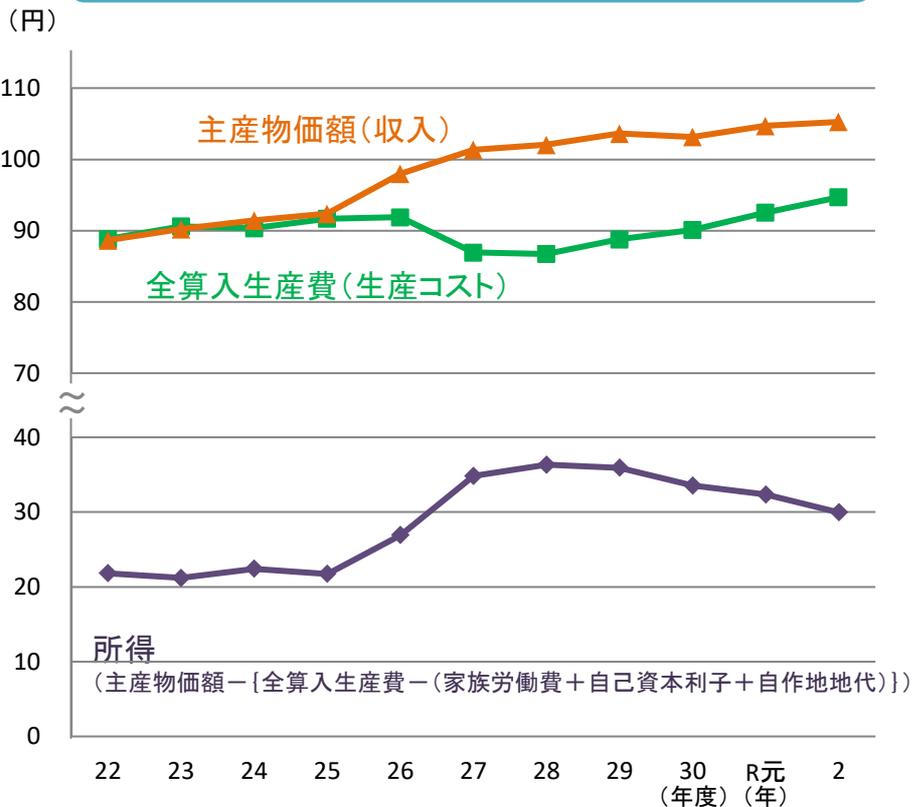
注: 令和2年度及び令和3年度の総合乳価は速報値。

総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したものの。

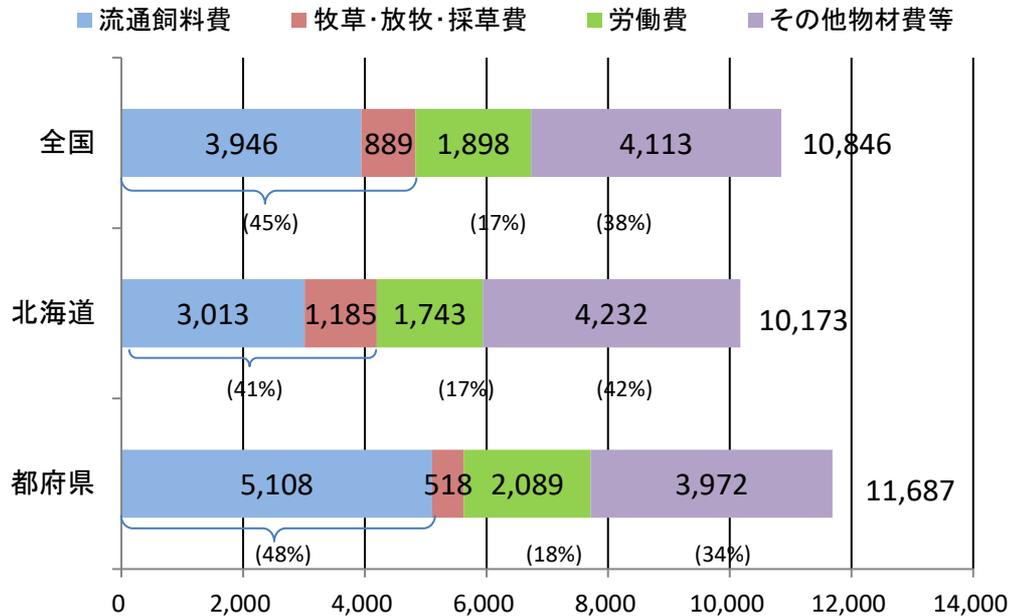
生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、平成22年度以降横ばいで推移したが、子牛価格の上昇に伴う副産物収入の増加より27年度に減少。29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大により枝肉価格が下落したことから、副産物収入が減少したことにより減少。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和2年の生乳生産費(費用合計)



出典：農林水産省「畜産物生産費統計」

注1：消費税含む。

注2：畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率4%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、年率2%程度の減少傾向で推移していたが、平成30年に16年ぶりに増加に転じ、令和4年も増加(+15千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向。

区 分 / 年		平成26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4
乳用牛飼養戸数(千戸)		18.6	17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3
(対前年増減率)(%)		(▲4.1)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)
うち成畜50頭以上層(千戸)		6.8	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8
戸数シェア(%)		(38.2)	(38.0)	(39.8)	(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,395	1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371
(対前年増減率)(%)		(▲2.0)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)	(0.3)	(1.1)
うち 経産牛頭数(千頭)		893	870	871	852	847	839	841	839	849	862
うち 未經産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)		501	502	474	471	481	492	499	513	507	510
うち成畜50頭以上層(千頭)		948	940	949	934	961	962	981	999	1,026	1,057
頭数シェア(%)		(70.1)	(71.0)	(73.1)	(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	49.9	51.5	53.4	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3
	北海道	70.6	72.4	76.1	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1
	都府県	37.6	38.8	39.6	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	8,316	8,511	8,522	8,581	8,636	<8,767>※注6		8,806	8,938	
	北海道	8,218	8,407	8,394	8,518	8,568	<8,945>		8,943	9,066	

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

- ・ 黒毛和種の交配率の上昇により、平成26～28年度にかけて乳用雌子牛の出生が1万頭程度減少。
- ・ 性別別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。
- ・ 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



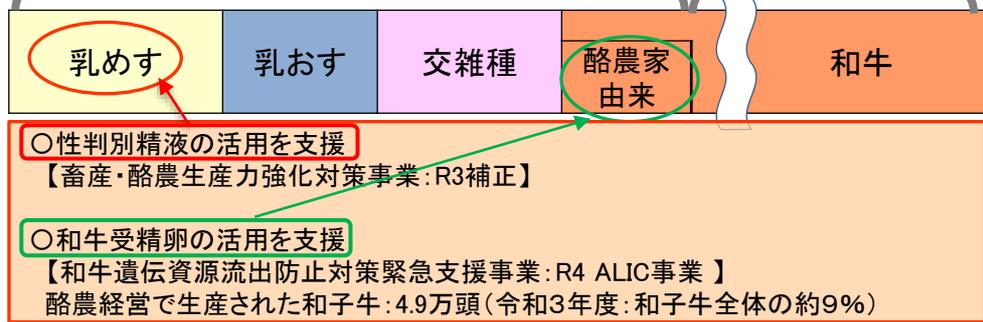
乳用種精液による人工授精に占める性別別精液の割合は約3割

性別別精液と和牛受精卵の活用

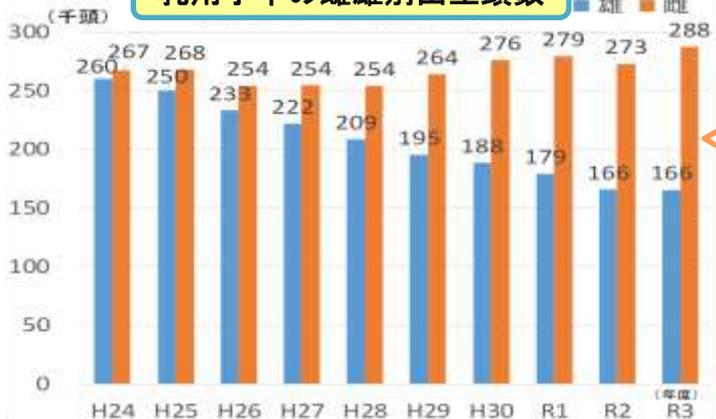
乳用牛から生産した子牛



肉用牛から生産した子牛



乳用子牛の雌雄別出生頭数



乳用種の出生頭数に占める雌の割合は6割を超える

預託育成の推進



粗飼料の豊富な地域への子牛預託



初妊牛



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進
【酪農経営支援総合対策事業：R4 ALIC事業】
省力化機器の整備（給餌、ほ乳等）、運動場の整備（電牧柵等）
【酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業：R4 ALIC事業】

酪農経営における労働負担の軽減

- 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和2年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,057	1,685	1,677	1,838

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた取組

(1) 飼養管理方式の改善

- つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2) 機械化

- 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3) 外部化

- キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

畜産経営体生産性向上対策(R4当初)

省力化機械の導入等を支援

酪農労働省力化推進施設等緊急対策事業(R4 ALIC事業)

- 省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援
- 後継牛の預託施設の整備等を支援

育成の外部化の実現に向けた支援策(R4当初)

公共牧場等における乳用種(受卵牛)導入等を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(R4 ALIC事業)

- 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - 傷病時における経営継続を支援
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間
利用日数(1戸あたり)

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
22.4	22.8	23.1	23.4	23.7

(単位:日)

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置

搾乳ロボット

搾乳ユニット自動搬送装置

発情発見装置

分娩監視装置

哺乳ロボット

導入前

搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要

自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい

毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)

分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視

子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要

導入後

自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果
Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減

搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果
Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少

発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果
Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)

分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減
Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)

自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果
Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- ・ 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・ 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

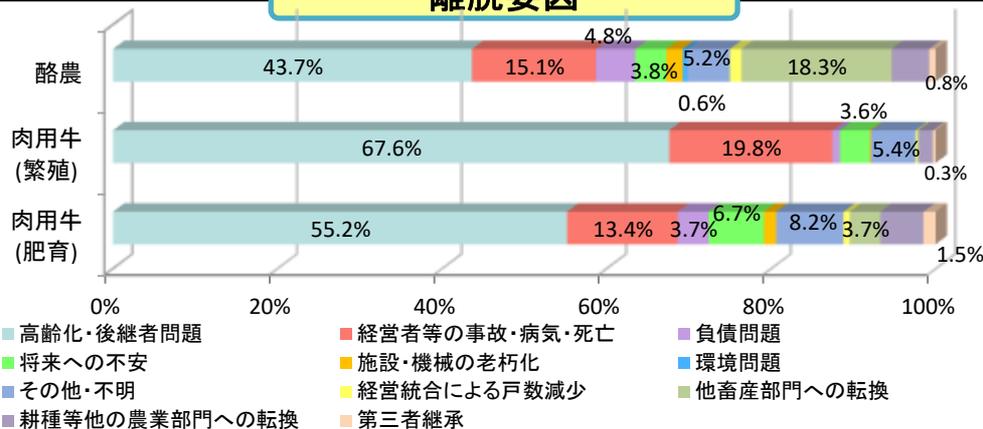
経営離脱・新規就農状況

		H28	H29	H30	R1	R2	
酪農	全国	離脱者数	584	556	563	536	504
		新規就農者数 (うち新規参入者)	207 (37)	158 (27)	170 (29)	145 (28)	150 (37)
	うち北海道	離脱者数	185	163	181	197	134
		新規就農者数 (うち新規参入者)	131 (30)	86 (22)	118 (21)	80 (24)	100 (28)
肉用牛	全国	離脱者数	1,626	1,498	1,541	1,620	1,354
		新規就農者数 (うち新規参入者)	289 (63)	334 (74)	293 (51)	270 (54)	293 (61)
	うち九州・沖縄	離脱者数	907	845	845	876	708
		新規就農者数 (うち新規参入者)	159 (33)	201 (49)	170 (29)	152 (25)	201 (36)

「新規就農者」: 今後の経営の担い手として新規に就農(新規参入者、親元就農、法人役員となった者を含む)

「新規参入者」: ①非農家から畜産酪農経営に参入した者、②農家子弟が独立し経営を開始した者 資料)農林水産省調べ

離脱要因



【R3補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)

617億円の内数

- ・ 協業化で大規模法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- ・ 後継者不在の経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチング、経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

【R4当初】新規就農者育成総合対策

207億円

- ・ 経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・ 就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金を交付。

【R4当初】青年等就農資金

融資枠 172億円

- ・ 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援。

【R4 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・ 担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・ 生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R4当初】農地利用効率化等支援交付金

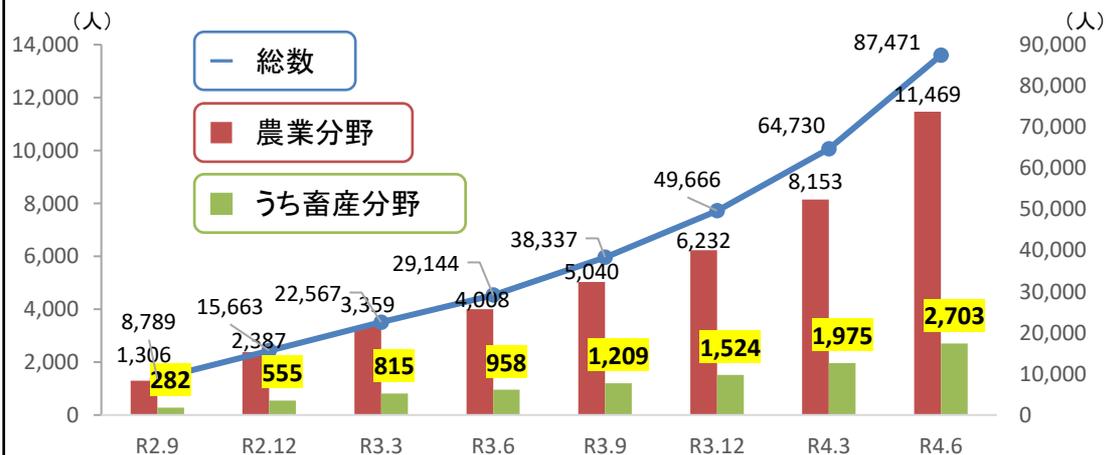
21億円

- ・ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

畜産・酪農における新たな人材の活用

- ・ 農業分野における雇用労働力は、平成17年に約13万人であったものが令和2年には約16万人と、この15年で1.2倍に増加しているほか、令和3年の農林漁業分野の有効求人倍率は1.29倍（職業全体は1.03倍）となっている。
- ・ 深刻化する人手不足に対応するため、新たな人材（就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」による外国人材など）の活用が進んでいるが、日本人の短期就労を活用する取組もあり、労働力の確保が多様化している。

特定技能在留外国人数



資料: 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

- ・ 特定技能1号外国人とは、農業を含む特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- ・ 農業分野では、耕種農業全般と畜産農業全般の区分があり、畜産農業全般の資格を取得すれば、畜種を問わず就労が可能。

国籍別・都道府県別在留外国人数

ベスト3(畜産分野・令和4年6月末時点)

ベトナム	1,398人
インドネシア	543人
フィリピン	227人

ほか

北海道	711人
茨城県	289人
千葉県	247人

ほか

ふるさとワーキングホリデー



出展: 総務省ふるさとワーキングホリデーポータルサイト
(<https://furusato-work.jp/>)

- ・ 「ふるさとワーキングホリデー」とは、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域での暮らしを体感する総務省の事業。
- ・ 畜産分野においては、家畜の飼養管理等の生産に係る作業に加え、カフェ、レストラン営業の補助等、6次産業化に関係する業務などでも受入れが行われている。

北海道H町の事例

- ・ 2021年度に初めて実施。農協や漁協、商工会等で構成されるプロジェクトチームが主催し、町役場が事務局を務める。
- ・ 町HP等で参加者の募集を行い、2021年度の実績は5名。酪農家での受け入れも実施。(2週間程度)
- ・ 町では、受入事業者・参加者間の調整や相談対応、参加者へ宿泊施設のあっ旋・提供、滞在期間中に地域住民との交流や地場産業の体験プログラムの提供を行う。

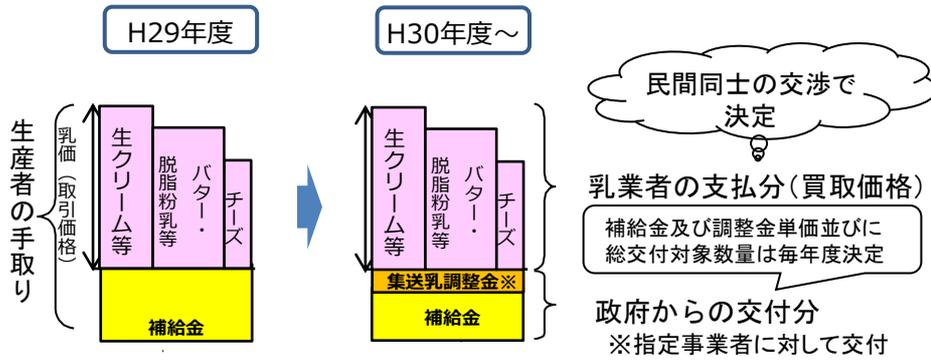
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

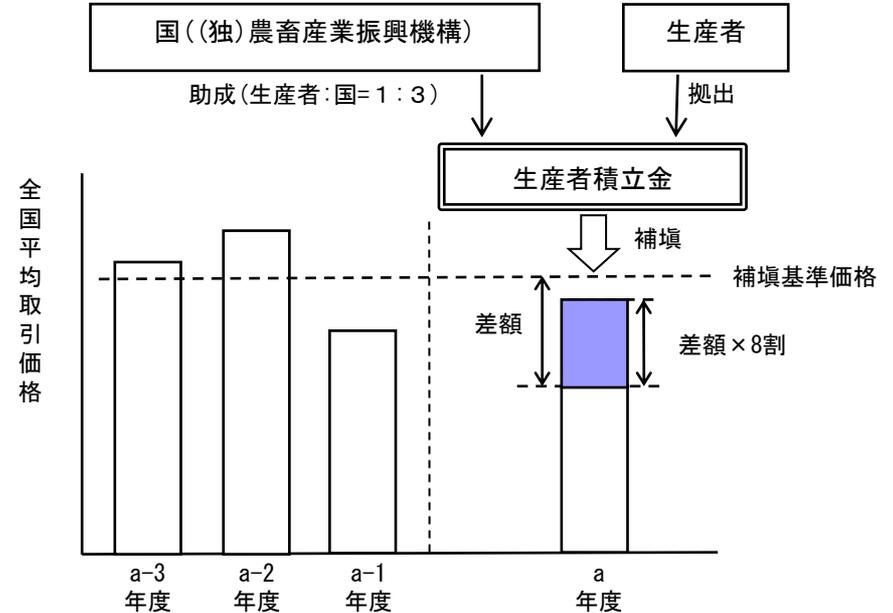
加工原料乳生産者補給金制度

令和4年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.26円/kg	} 10.85円/kg
集送乳調整金単価	2.59円/kg	
総交付対象数量	345万トン	

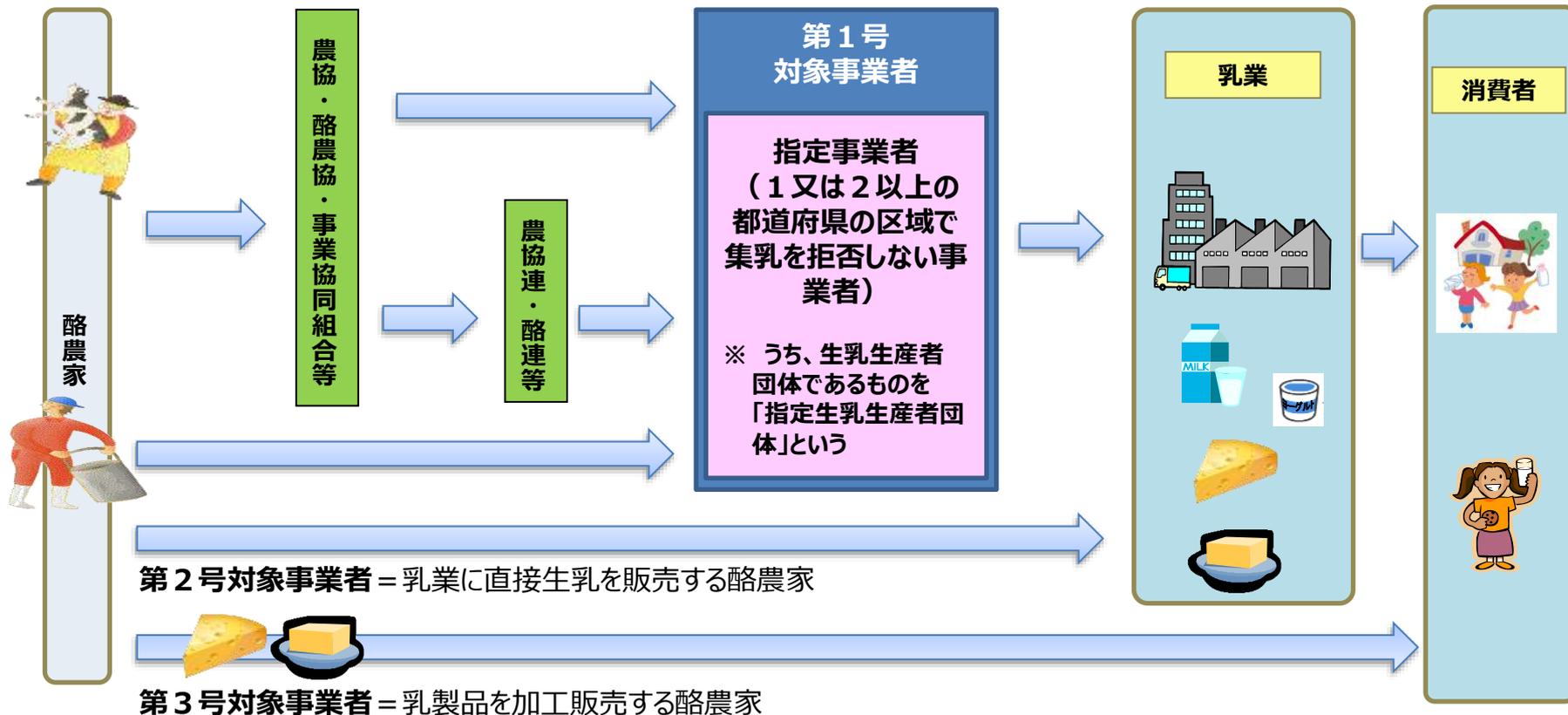


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



第2号対象事業者 = 乳業に直接生乳を販売する酪農家

第3号対象事業者 = 乳製品を加工販売する酪農家

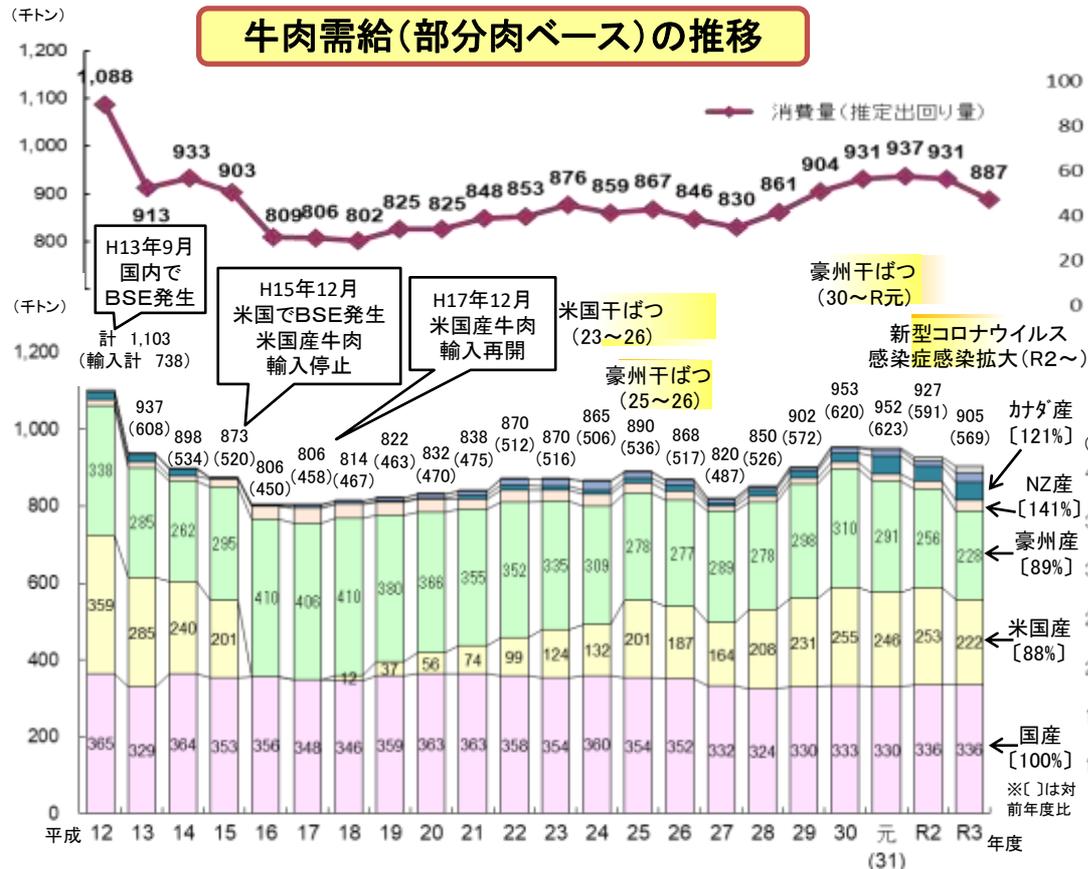
- **対象事業者 (第1～3号)** は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付** (交付対象数量が上限)。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

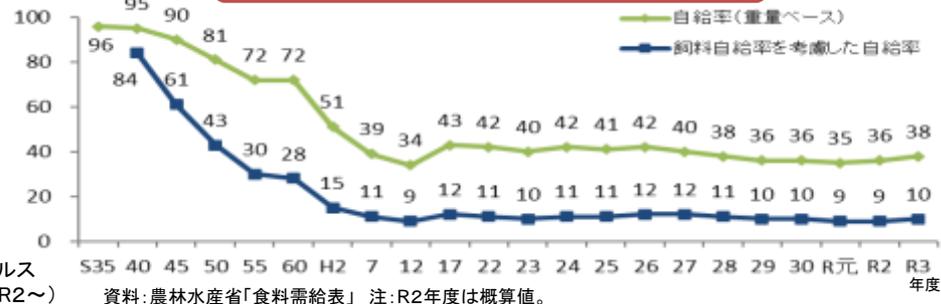
牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降2年連続で減少し、令和3年度では89万トンで推移した。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種・交雑種は減少傾向又は横ばいで推移しているが、和牛は増加傾向で推移しており、令和3年度は、全体では33.6万トンと前年度と同水準で推移した。
- 牛肉の自給率は、重量ベースが38%。

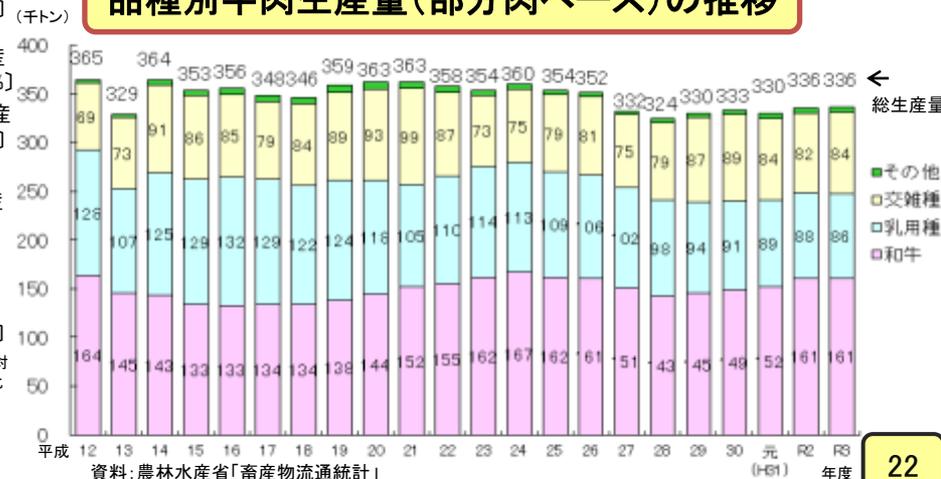
牛肉需給(部分肉ベース)の推移



牛肉の自給率の推移



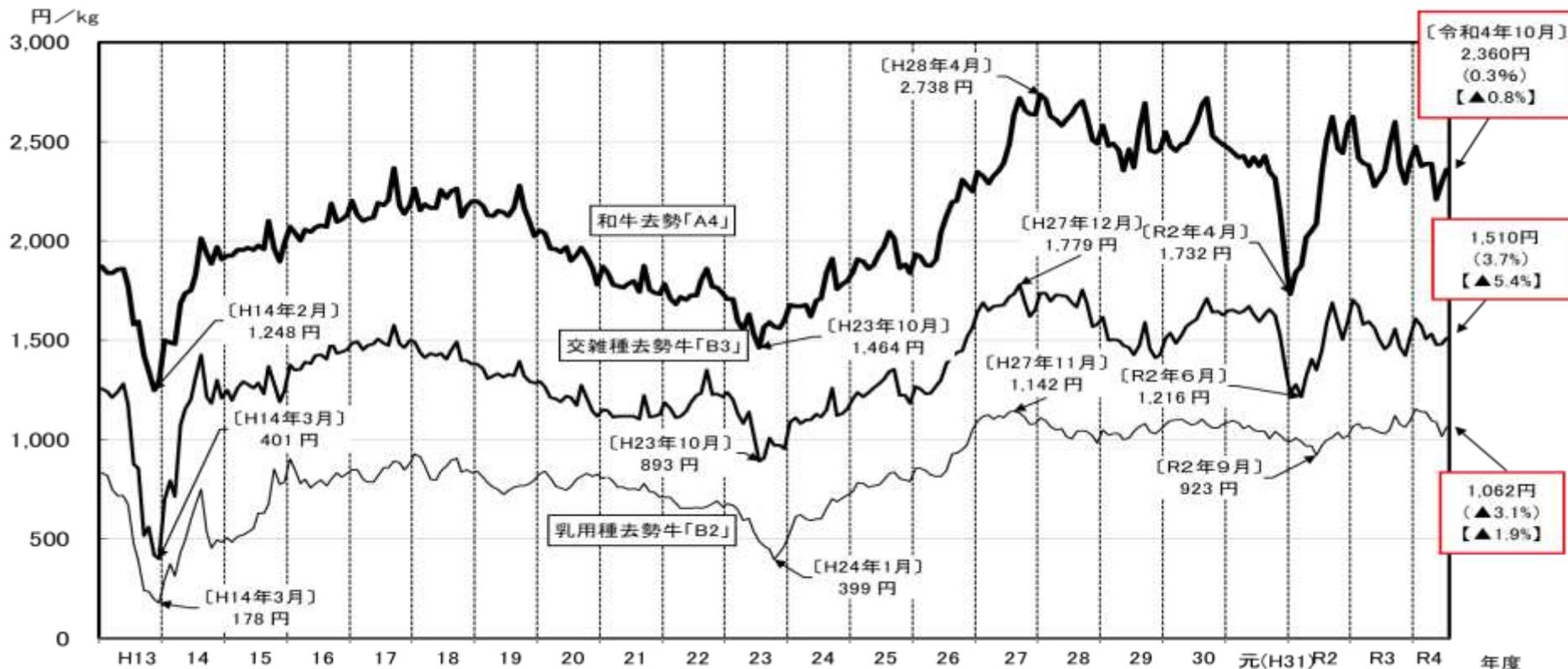
品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料:農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。交雑種の価格も、令和元年度に入って生産量の減少を背景に堅調に推移していたが、2月以降は和牛価格の下落に伴い低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は令和元年度を上回る水準で推移した。
- 令和3年度では、和牛去勢のA4価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、コロナ前を下回って推移。
- 令和4年4月に入り、大型連休に向けた手当て買い等により枝肉価格は回復し、和牛(A4)についてはコロナ前と概ね同水準で推移。

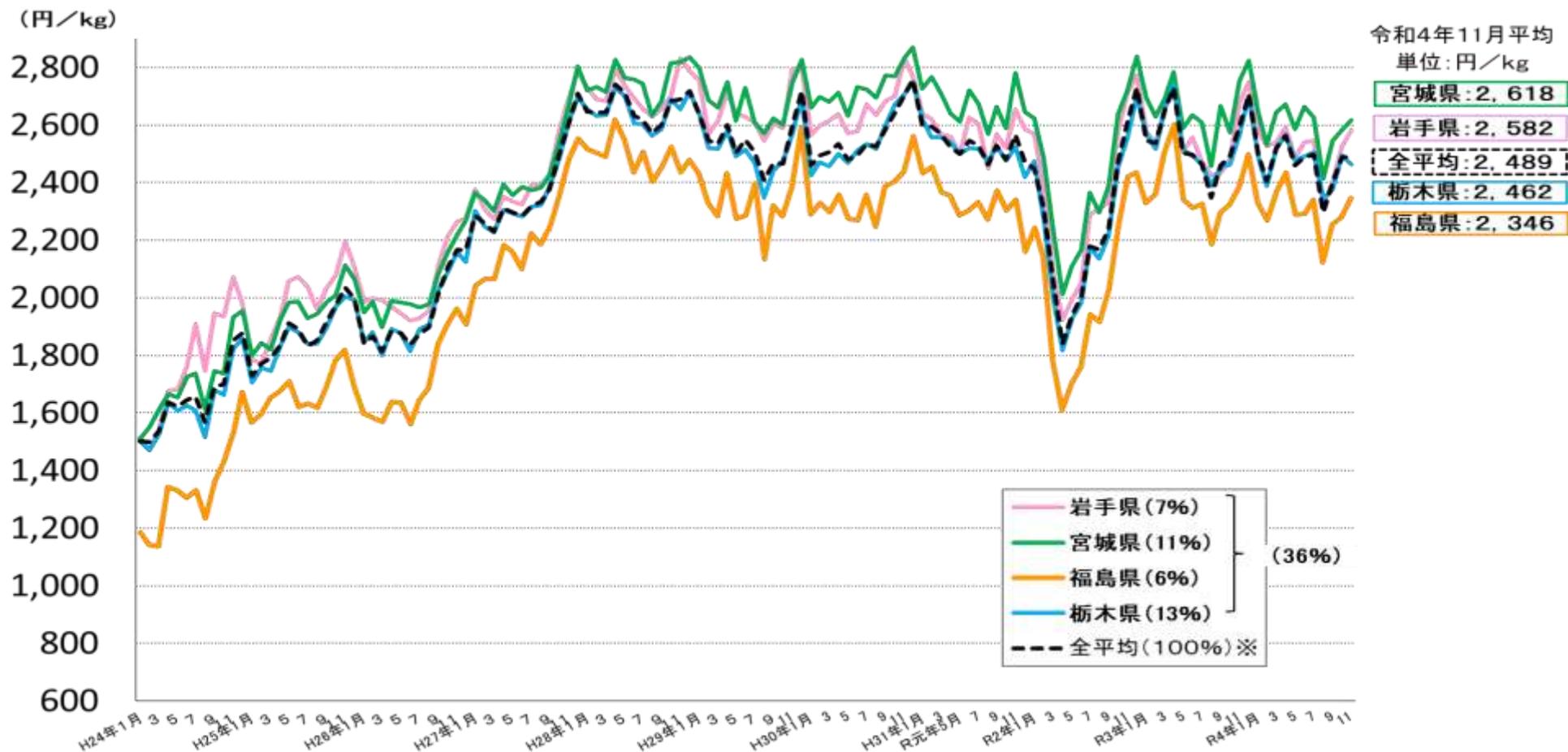


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比、【】内は、平成31年同月比

最近の東京市場における牛枝肉卸売価格(和牛去勢全規格平均)の推移

- 平成23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、出荷制限4県を中心に価格が低下したが、平成23年度後半からは回復傾向で推移し、平成25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ただし、福島県産については、全国平均よりも低い水準で推移。



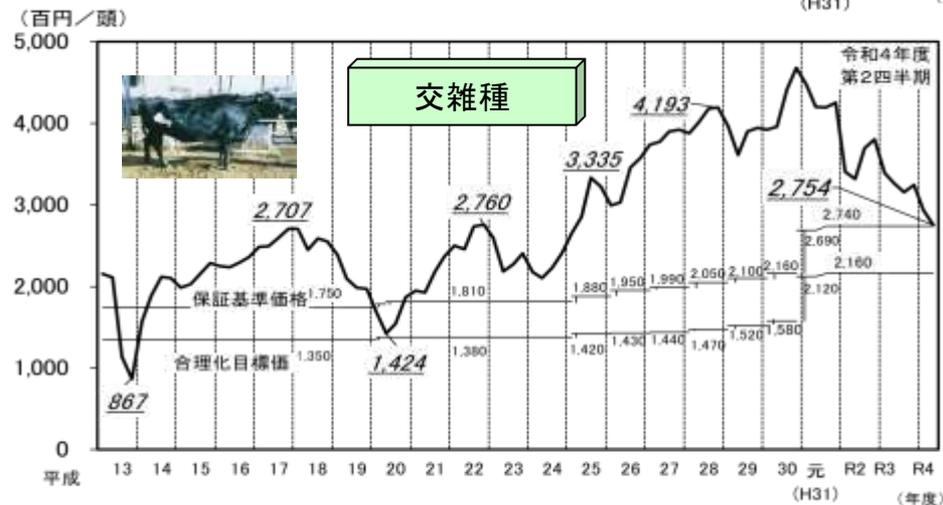
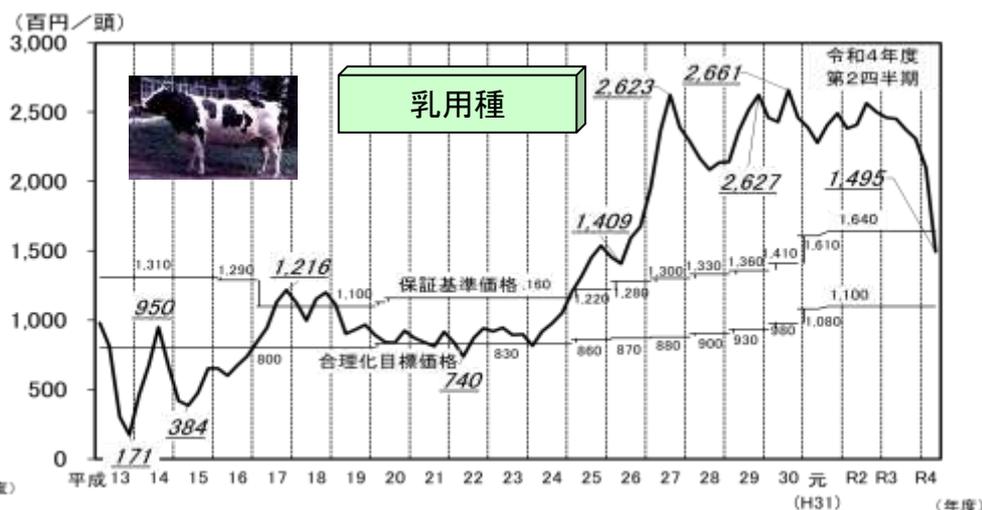
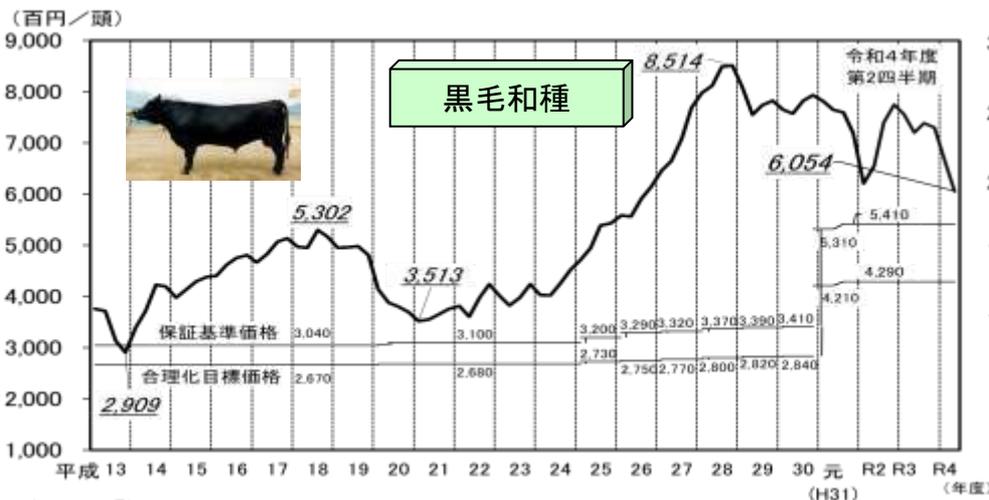
資料: 農林水産省調べ

価格は生体及び搬入(瑕疵除く)。

※ ()内は東京市場全体の和牛去勢全規格の取引頭数に占める各県産の頭数割合(R4年11月)

肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落し、その後も価格は低下傾向で推移している。



令和元～4年度補給金単価(単位:円/頭)

品 種	R元年度 第1 四半期	R元年度 第2 四半期	R元年度 第3 四半期	R元年度 第4 四半期	R2年度 第1 四半期	R2年度 第2 四半期	R2年度 第3 四半期	R2年度 第4 四半期	R3年度 第1 四半期	R3年度 第2 四半期	R3年度 第3 四半期	R3年度 第4 四半期	R4年度 第1 四半期	R4年度 第2 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	33,200	56,600	25,900	75,190	22,700				8,200				-	-
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,500
交 雑 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和4年も増加。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4
肉用牛	戸数(千戸)	57.5	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4
	(対前年増減率)(%)	(▲6.2)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)
	頭数(千頭)	2,567	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614
	(対前年増減率)(%)	(▲2.8)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)
	1戸当たり(頭)	44.6	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	50.0	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5
	頭数(千頭)	595	580	589	597	610	626	605	622	633	637
	1戸当たり(頭)	11.9	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9
うち 肥育牛	戸数(千戸)	13.1	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5
	頭数(千頭)	1,623	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601
	1戸当たり(頭)	123.9	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

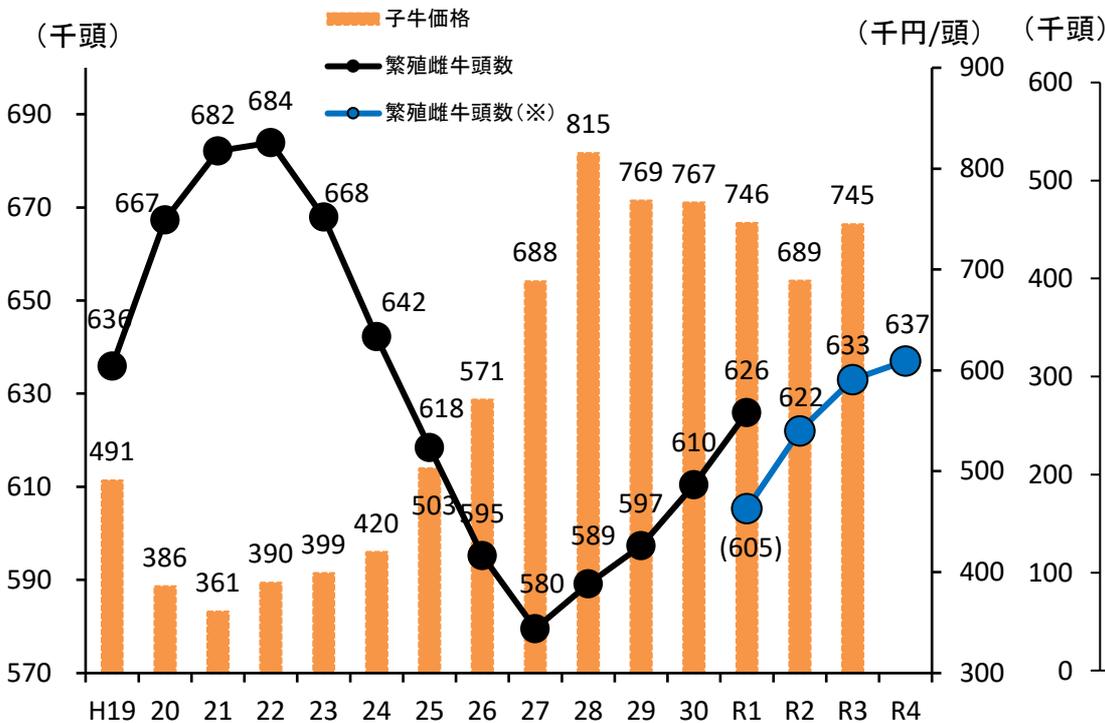
3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

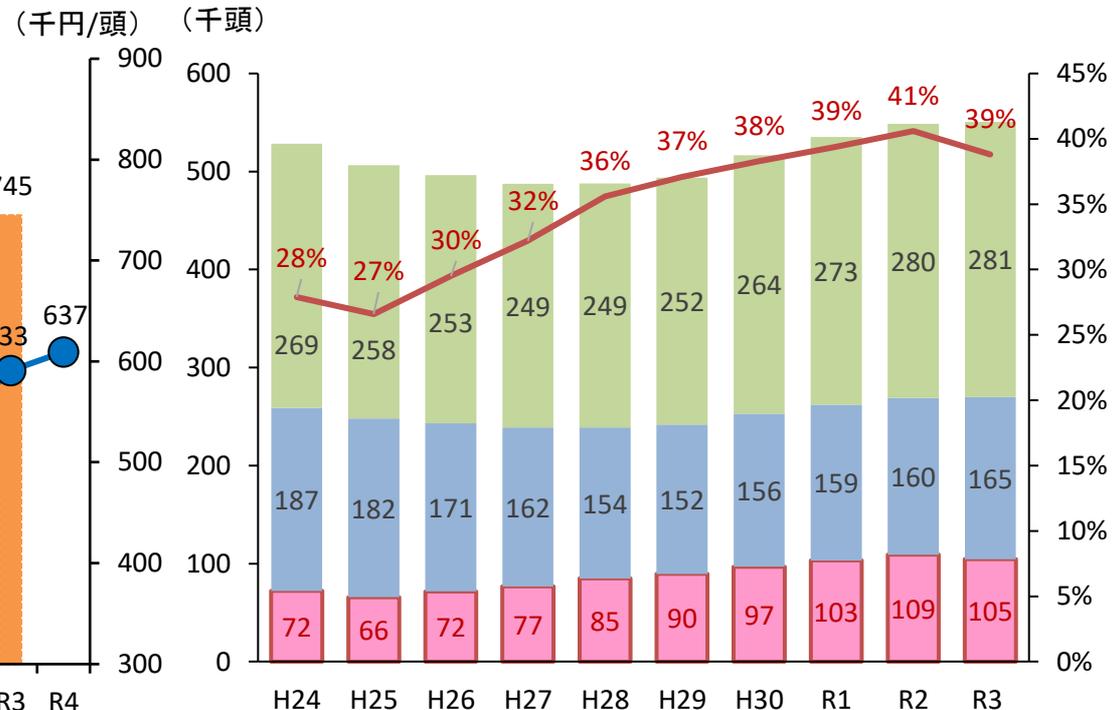
肉用牛繁殖雌牛の動向

- 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、底であった平成27年から、令和4年は63万7千頭へと回復しており、雌牛の中で繁殖に仕向けられる頭数及び割合についても、増加傾向で推移。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

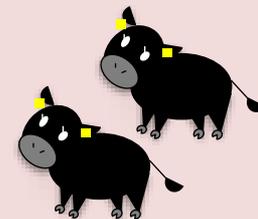
注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

■ 繁殖仕向雌 ■ 肥育仕向雌 ■ 肥育仕向雄 — 雌牛の繁殖仕向割合

注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51.49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

増頭奨励事業(肉用牛)の支援状況 (R元補正～)



- 牛肉の国内需要の増加への対応と輸出拡大を目指すため、「農業生産基盤強化プログラム」の中で、和牛の生産量を令和17年度に30万トンとする政策目標を設定(平成30年度:14.9万トン)。
- 目標達成に向けて、本事業は、畜産クラスター計画に位置付けられた生産者が繁殖雌牛を増頭した場合に、「増頭奨励金」を交付。

1. 内容

- ✓ 中小規模の生産者へ手厚く支援するため、以下のような単価を設定しています。

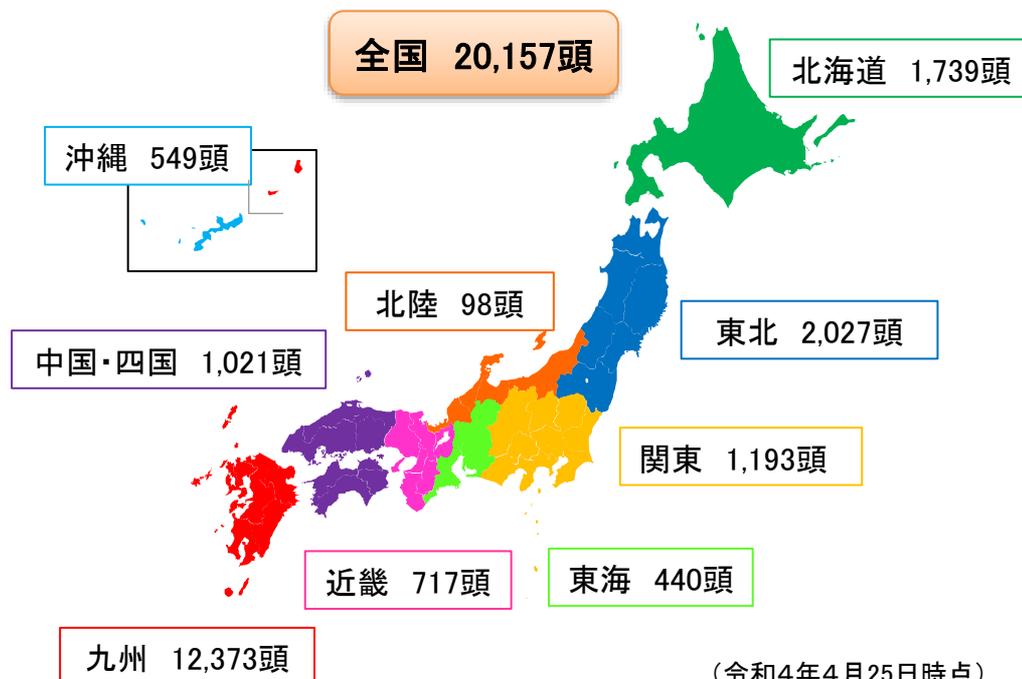
	繁殖雌牛	
飼養規模	50頭未満	50頭以上
増頭奨励金	24.6万円/頭	17.5万円/頭

2. スケジュール

- ✓ 期首(令和4年1月1日)から期末(令和4年12月31日)への繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励金を交付。

令和4年4～7月: 都道府県への要望調査
令和5年3月: 実績確定後、奨励金交付

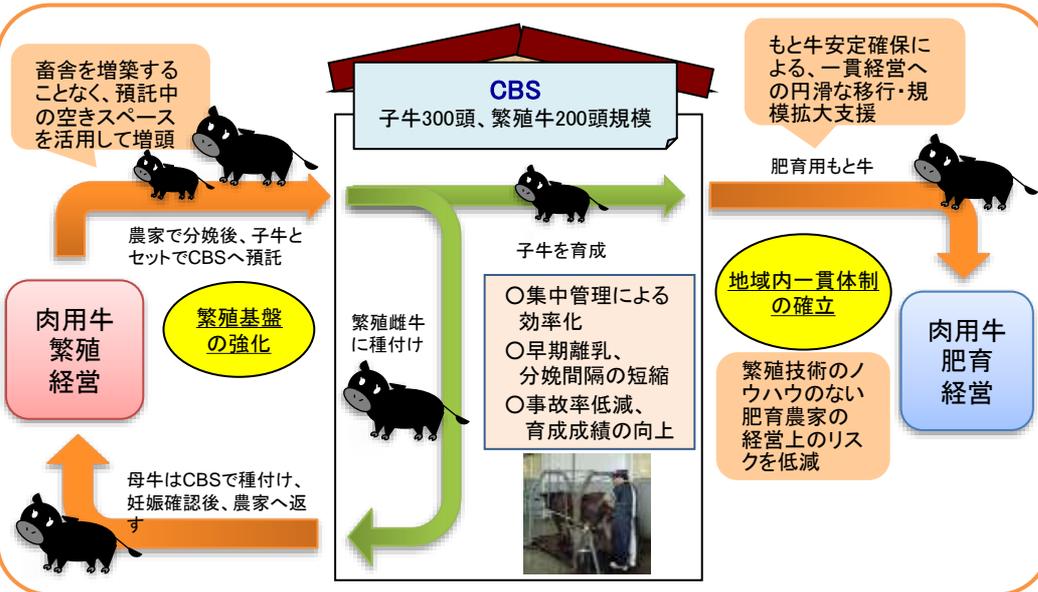
3. 実績(令和3年)



肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部的に増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



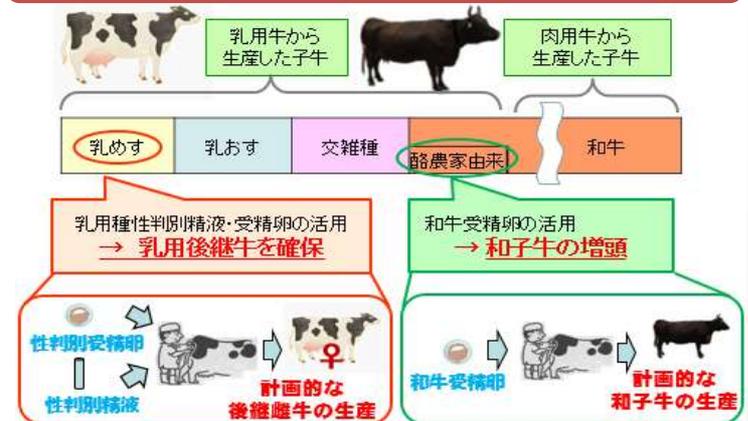
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭
〔奨励金〕繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体: 24.6万円/頭
繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体: 17.5万円/頭
- 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入
農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
〔奨励金〕6万円/頭、(希少系統)9万円/頭
- その他にも導入を支援する事業を措置。

和牛受精卵を活用した和子牛の生産



和子牛の増産を進めるため、乳用種への和牛受精卵移植を支援。

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

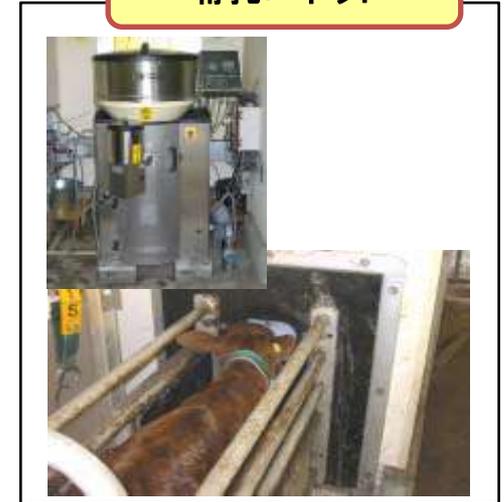
発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和4年度)(単位:千円/頭)

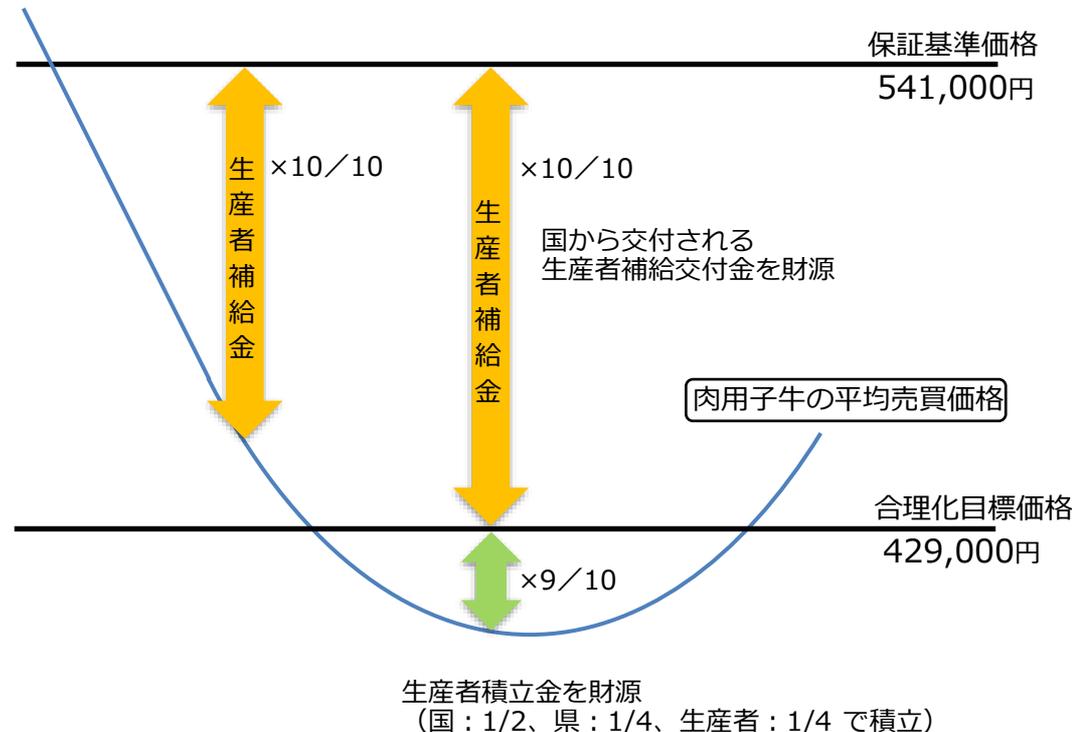
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541	498	320	164	274
合理化目標価格	429	395	253	110	216

[生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)
 褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)
 その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)
 乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)
 交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

【黒毛和種の場合】



≪R4年度所要額:662億円≫

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

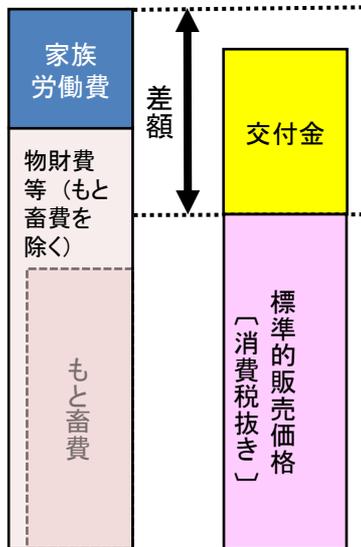
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的
生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	49,523	
	東北	青森県	31,162
		岩手県	2,516
		宮城県	42,952
		秋田県	13,735
		山形県	-
		福島県	18,635
	関東	茨城県	50,626
		栃木県	35,042
		群馬県	47,972
		埼玉県	46,299
		千葉県	30,956
		東京都	31,265
		神奈川県	50,626
		山梨県	73,365
		静岡県	49,389

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	-
		富山県 ☆	-
		石川県 ☆	-
		福井県	-
		岐阜県 ☆	-
	東海	愛知県	14,360
		三重県	-
		滋賀県	-
	近畿	京都府	-
		大阪府	-
		兵庫県	-
		奈良県	-
		和歌山県	-
	中国	鳥取県	49,878
		島根県	49,997
		岡山県	15,668
広島県		50,812	
山口県		41,761	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	-
		香川県	8,004
		愛媛県	-
		高知県	-
		福岡県	29,939
	九州	佐賀県	17,534
		長崎県	35,762
		熊本県	38,784
		大分県	38,318
		宮崎県	49,557
	鹿児島県	40,251	
	沖縄県	-	

交雑種	21,558
乳用種	40,459

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

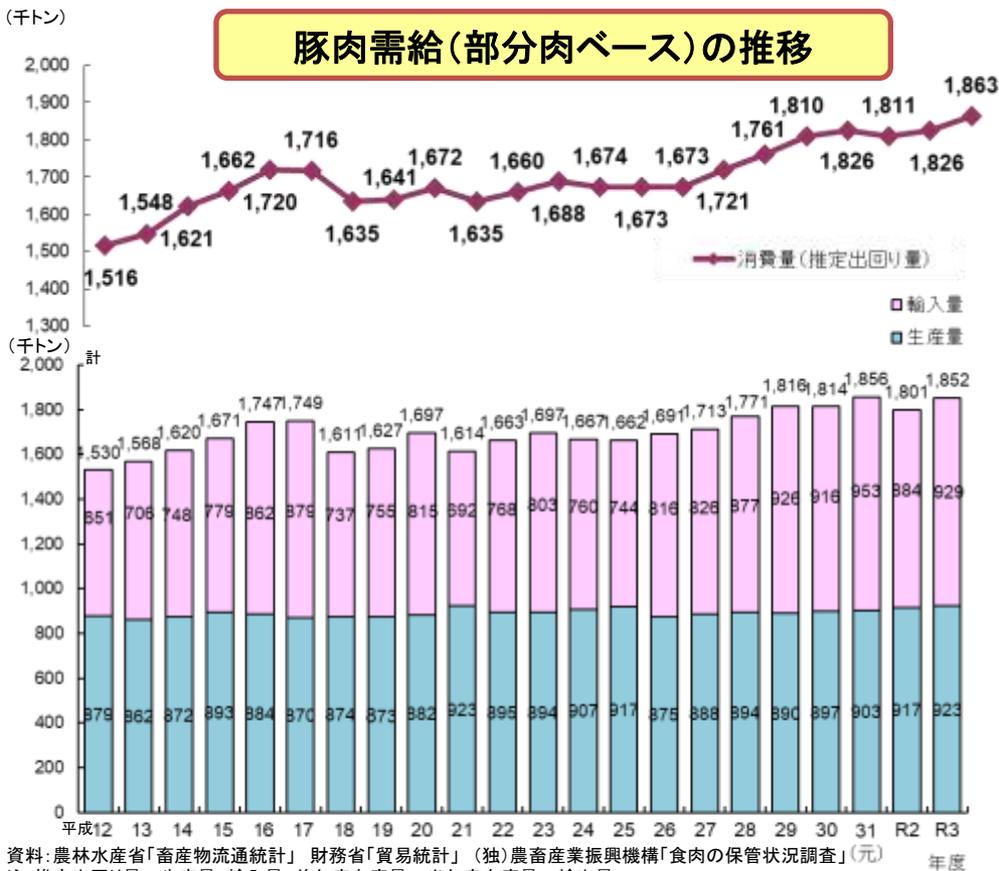


【豚肉関係】

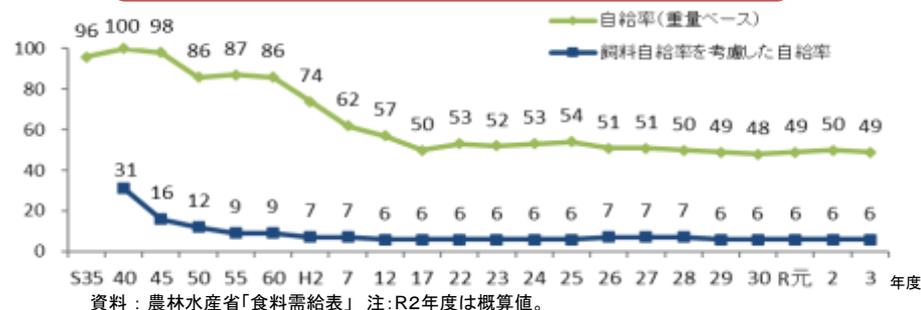
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近では豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度減少した輸入量は増加に転じ、生産量も増えるとともに巣ごもり需要等を受け過去最高の186万トンで推移した。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和3年度では、過去10年で最高の92万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースが49%。

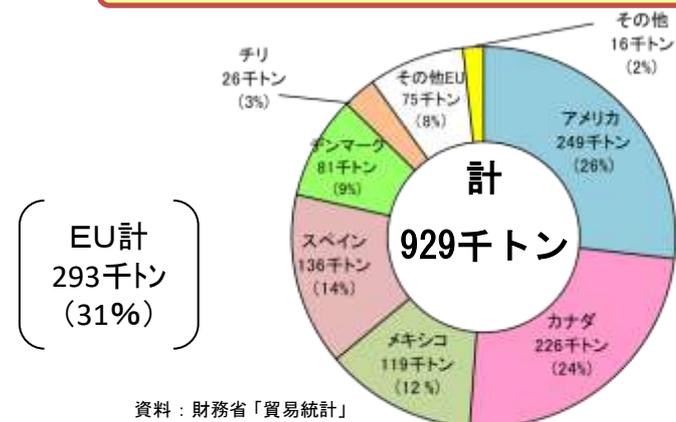
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



豚肉の自給率の推移



国別輸入量(部分肉ベース)令和3年度



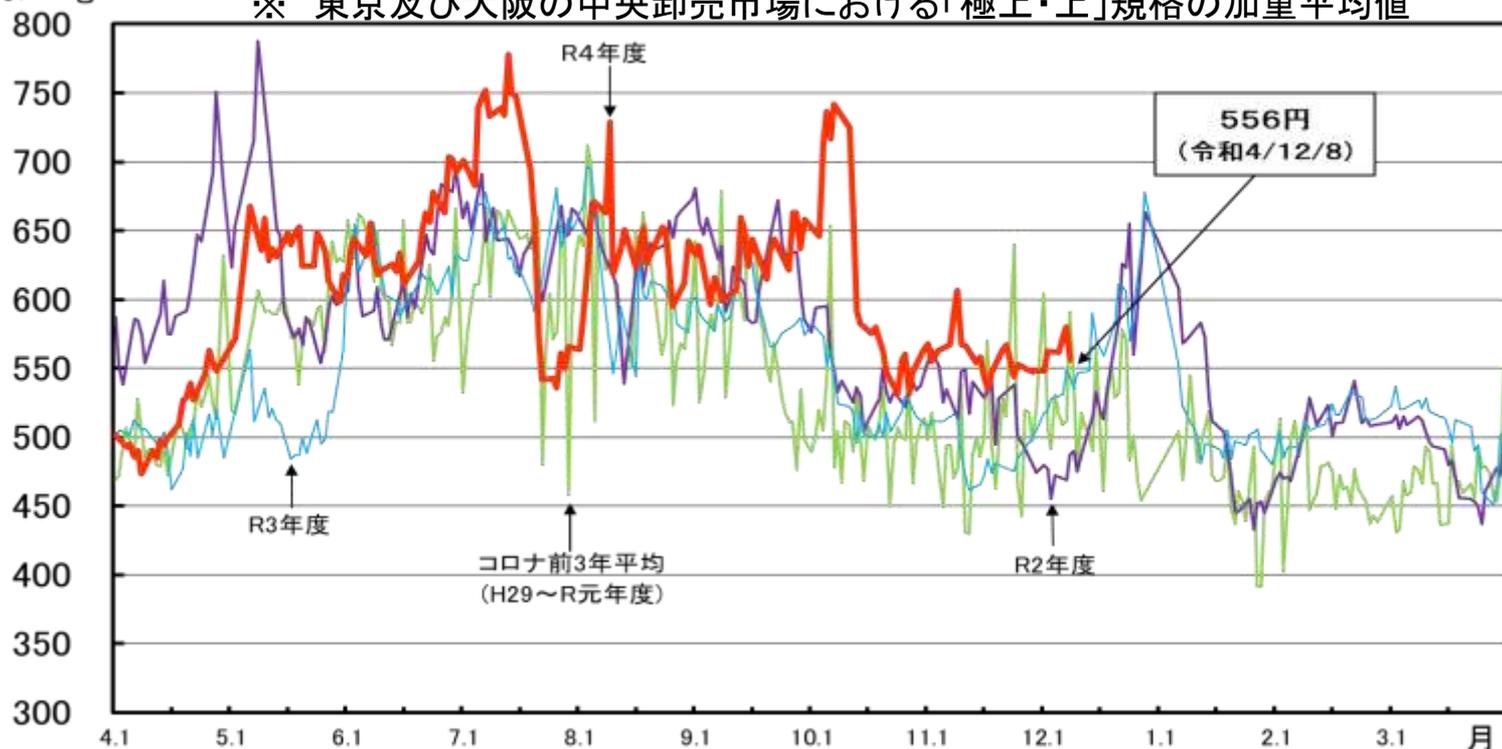
資料：農林水産省「畜産物流通統計」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」(元)年度
注：推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出品

豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での「巣ごもり需要」が旺盛となり、国産豚肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度も、引き続き「巣ごもり需要」が旺盛となり、国産豚肉価格は令和2年度を下回るも、過去3年間の平均価格を上回って推移した。
- 令和4年度も国産豚肉価格は堅調に推移し、コロナ前3年平均をかなりの程度上回って推移している(H29～R元年同期比: +9.9%)。

円/kg

※ 東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



年度平均価格	
コロナ前3年平均 (H29～R元年度)	535円/kg
R2年度	572円/kg
R3年度	547円/kg
R4年度(4～12月)	609円/kg

注: R4年度は、12月(8日)までの速報値

月別平均価格	
最高値	
H30年 7月	646円
最低値	
R2年 2月	435円

日別平均価格	
最高値	
R2年5月8日	788円
最低値	
R2年1月24日	382円

資料:「畜産物市況速報」農林水産省統計部

注1: 東京、大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)である。

注2: 土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3: 卸売価格は税込み価格である。

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。特に小規模層を中心に減少傾向。
- ・ 飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成24	25	26	28	29	30	31	令和3	4
飼養戸数(戸)	5,840	5,570	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590
(対前年増減率)(%)	(▲2.8)	(▲4.6)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	987	1,030	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958
戸数シェア(%)	(19.1)	(20.6)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(27.4)
飼養頭数(千頭)	9,735	9,685	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949
(対前年増減率)(%)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)
うち子取用雌豚(千頭)	900	900	885	845	839	824	853	823	789
(対前年増減率)(%)	(▲0.2)	(0.0)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,394	6,583	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692
頭数シェア(%)	(68.0)	(70.3)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1667.0	1738.8	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	183.7	194.7	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体性など)は、着実に向上。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粋種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品 種	H22年度(g)	R2年度(g)	増体比(%)
デュロック種(雄系)	695	737	106

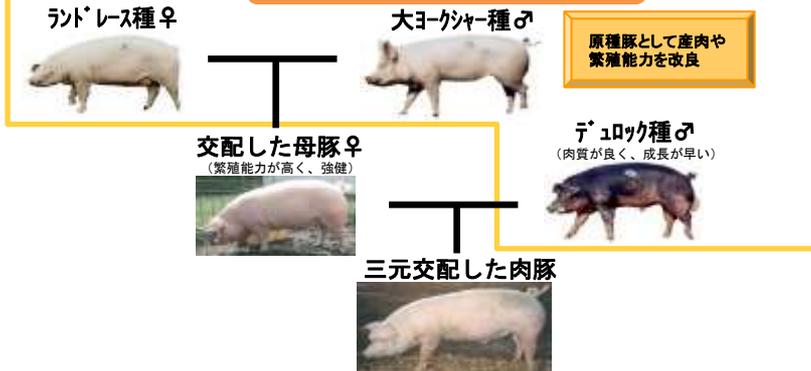
注: 遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」



家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く(ロースで6%以上)、増体性の良いデュロック種を造成。

原種豚の交配例

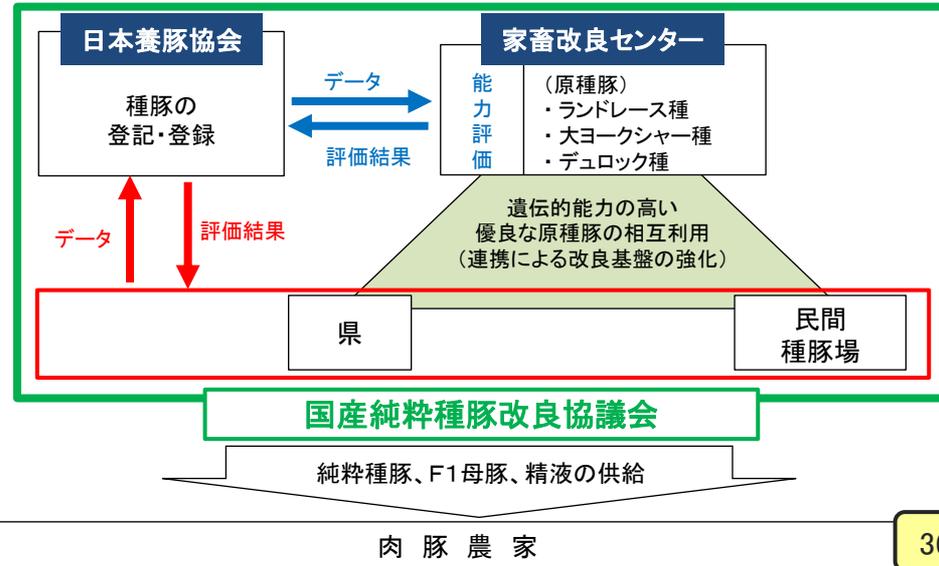


繁殖能力の国際比較

繁殖能力	日 本	米 国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回) (a)	2.26	2.40	2.34	2.25
1回当たり育成頭数(頭) (b)	10.4	11.4	13.2	15.1
年間離乳頭数(頭) (a) × (b)	23.4	27.3	30.8	33.9

出典: 諸外国のデータについては、「2020 Pig Cost of Production in Selected Countries」
日本については、畜産振興課調べ

国産純粋種豚改良協議会による改良の推進



肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

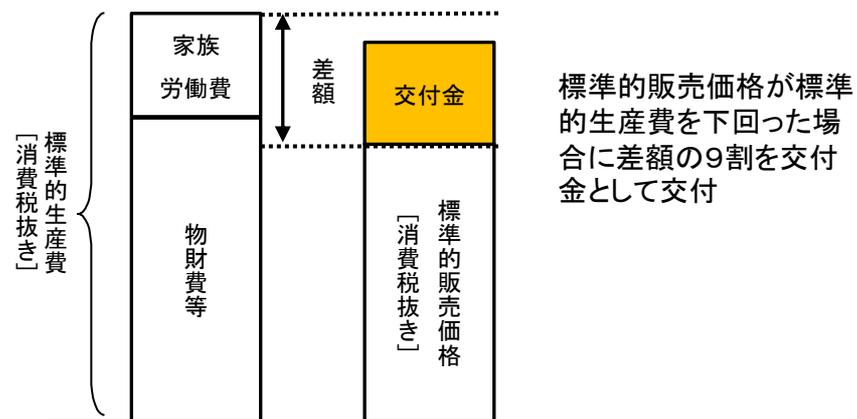
- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3：1
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和4年度所要額》 168億円



平成22～令和4年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

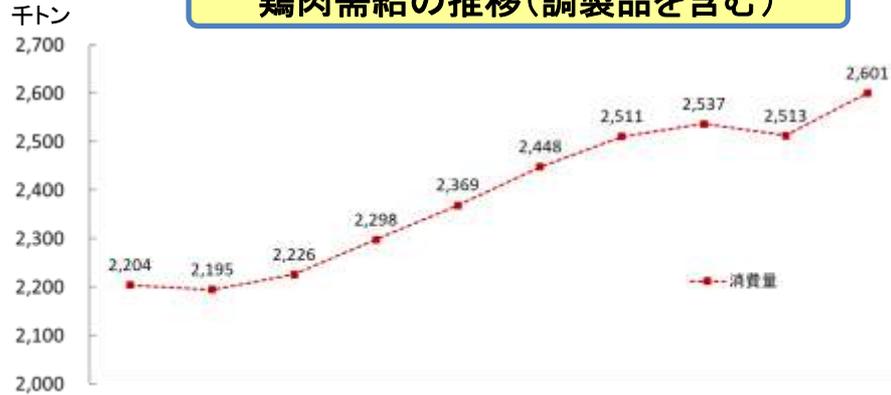
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和3年度	令和4年度 第1・2四半期 (確定)	
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3			第4
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

【鶏肉関係】

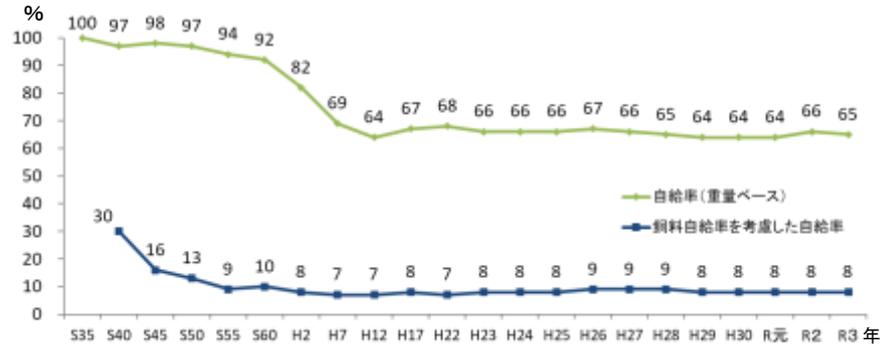
鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に、増加傾向で推移している。
 - 生産量は、価格が堅調に推移していること等から、増加傾向で推移しており、ここ数年、毎年過去最高を更新している。
 - 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジルである。
- なお、平成25年12月に輸入停止措置(平成16年1月～)が解除されたことから、平成26年度以降、タイ産の輸入量が増加傾向で推移している。

鶏肉需給の推移(調製品を含む)



鶏肉の自給率の推移

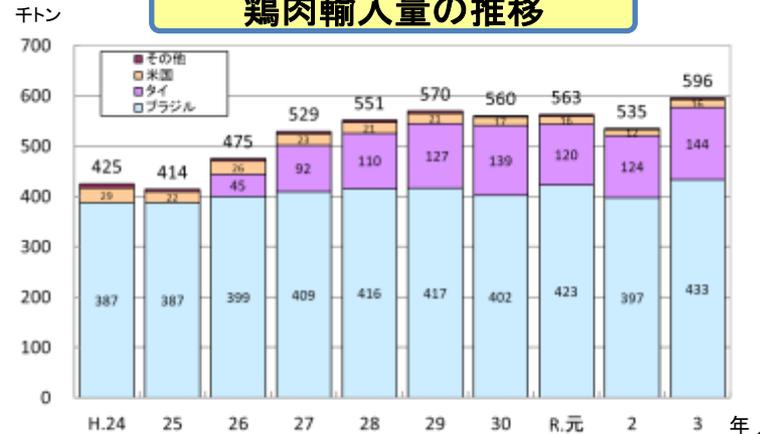


資料：農林水産省「食料需給表」
注1：H.20年度以前は年度ベース。 注2：R.3年は概算値。



資料：農林水産省「食料需給表」、ALIC「需給表」、財務省「日本貿易統計」
注1：R.3年は概算値。
注2：消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

鶏肉輸入量の推移

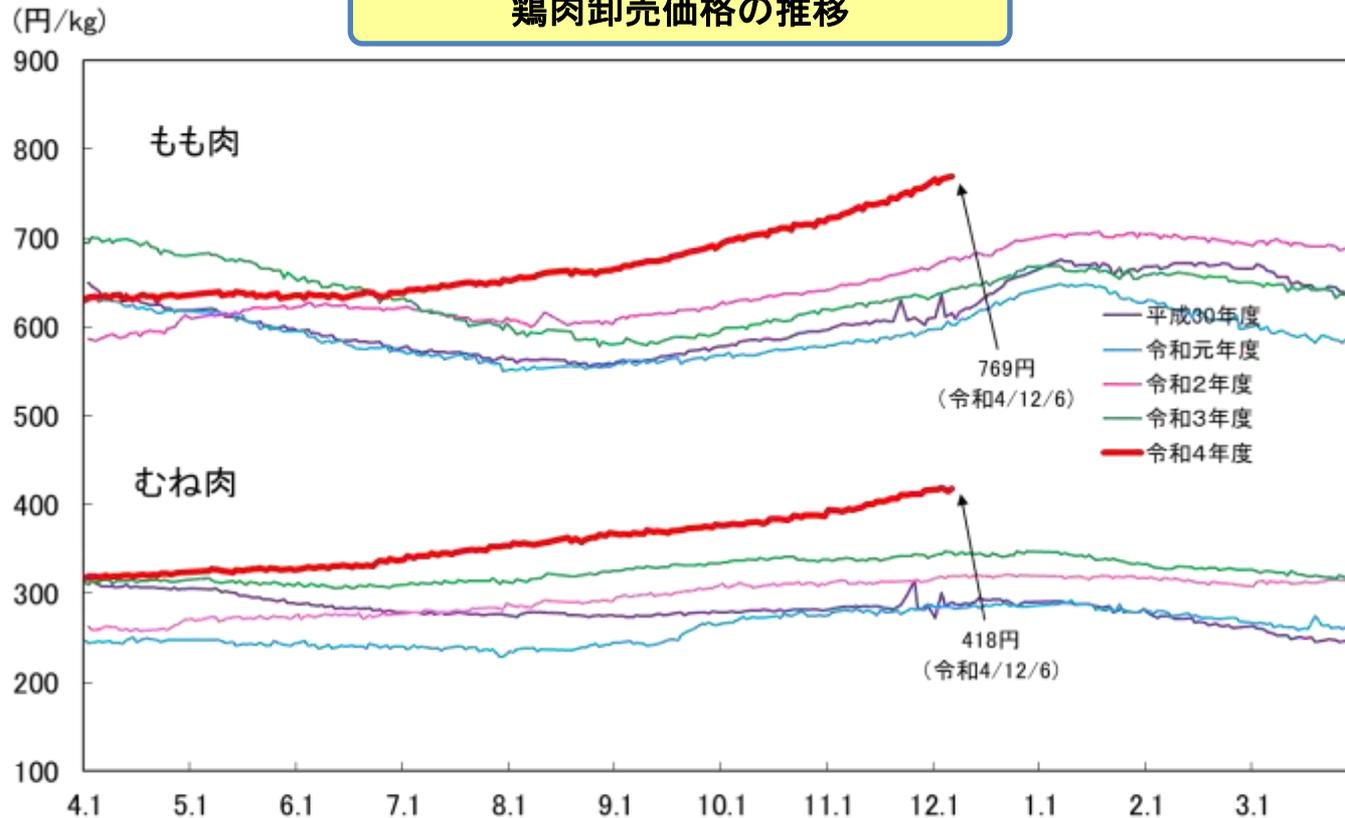


資料：財務省「貿易統計」
注：調製品は含まない。

鶏肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、もも肉・むね肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度は、むね肉は堅調な需要が継続していることから、例年を上回る水準で推移したが、もも肉は夏以降、「巣ごもり需要」に落ち着きが見られること等から、例年並みの水準で推移した。
- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること等から夏の低需要期においても価格は低下せず上昇傾向で推移し、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと等により、上昇傾向で推移。

鶏肉卸売価格の推移



資料：農林水産省統計部調べ

鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。小規模層で減少傾向だが、大規模層は増加傾向。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、特に大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向。

区分 / 年	平成21	25	26	28	29	30	31	令和3	4
飼養戸数(戸)	2,392	2,420	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100
(対前年増減率)(%)	(▲2.6)	(一)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)
飼養羽数(千羽)	107,141	131,624	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230
(対前年増減率)(%)	(4.0)	(一)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)
出荷戸数(戸)	—	2,440	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150
うち50万羽以上層(戸)	—	225	230	266	268	272	282	298	313
戸数シェア(%)	—	(9.2)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)
出荷羽数(千羽)	—	649,778	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186
うち50万羽以上層(千羽)	—	270,778	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116
羽数シェア(%)	—	(41.7)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)
一戸当たり平均飼養羽数(千羽)	44.8	54.4	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3
一戸当たり平均出荷羽数(千羽)	—	266.3	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：平成21年までは畜産物流通統計、平成25年以降は畜産統計における調査となっており、平成21年以前の数値とは接続しない。

2：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

4：2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

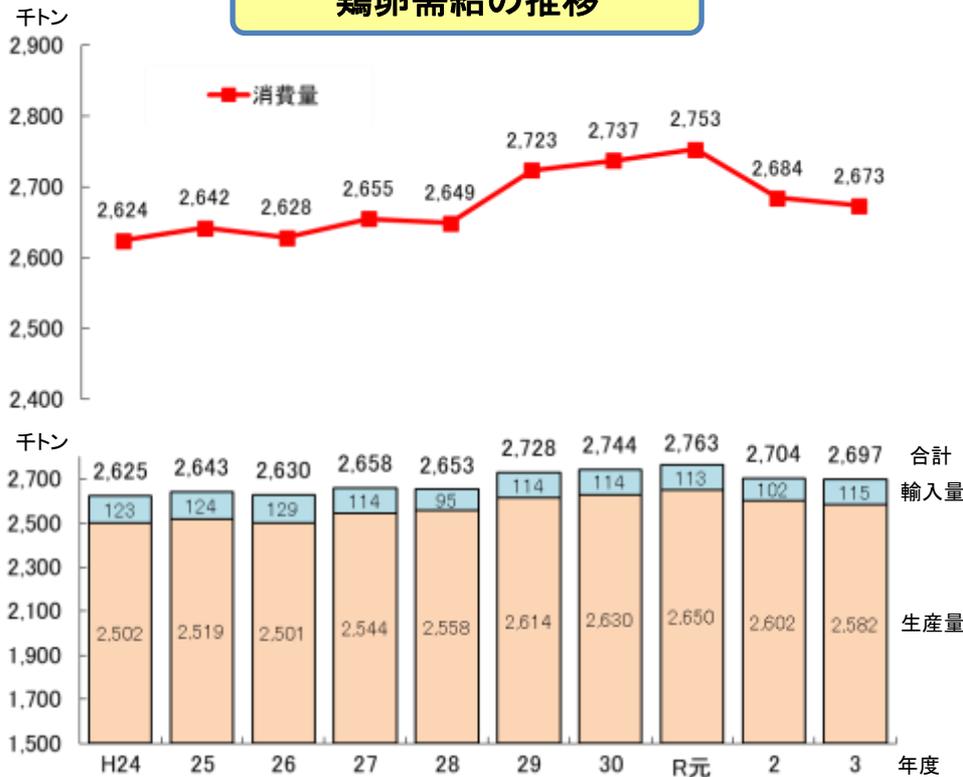
5：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

【鷄卵關係】

鶏卵の需給動向

- 消費量は概ね安定的に推移してきたが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により家計消費は増加したものの、業務用需要が減少等により前年度を下回り、令和3年度は業務用需要は回復傾向にあるものの、前年度をわずかに下回った。
- 生産量は、平成27年度以降、家庭用、業務・加工用共に需要が旺盛であったこと等から、前年度を上回って推移した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や鳥インフルエンザの大規模発生による影響から、ともに前年度を下回った。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



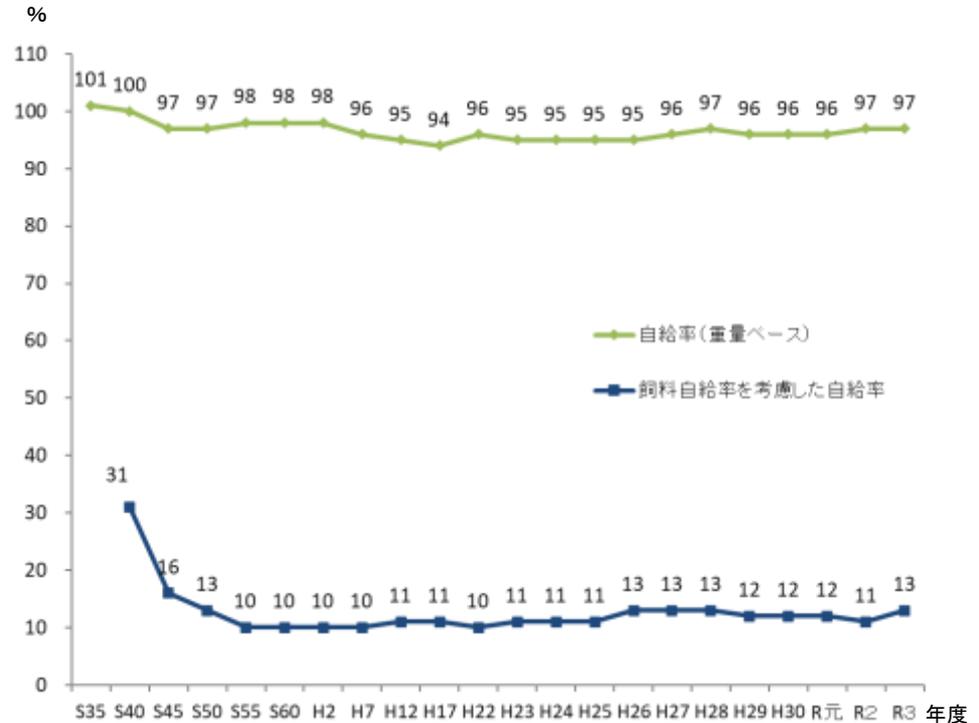
資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「貿易統計」

注1：R3年度は概算値。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

注3：輸入量は殻付き換算。

鶏卵の自給率の推移



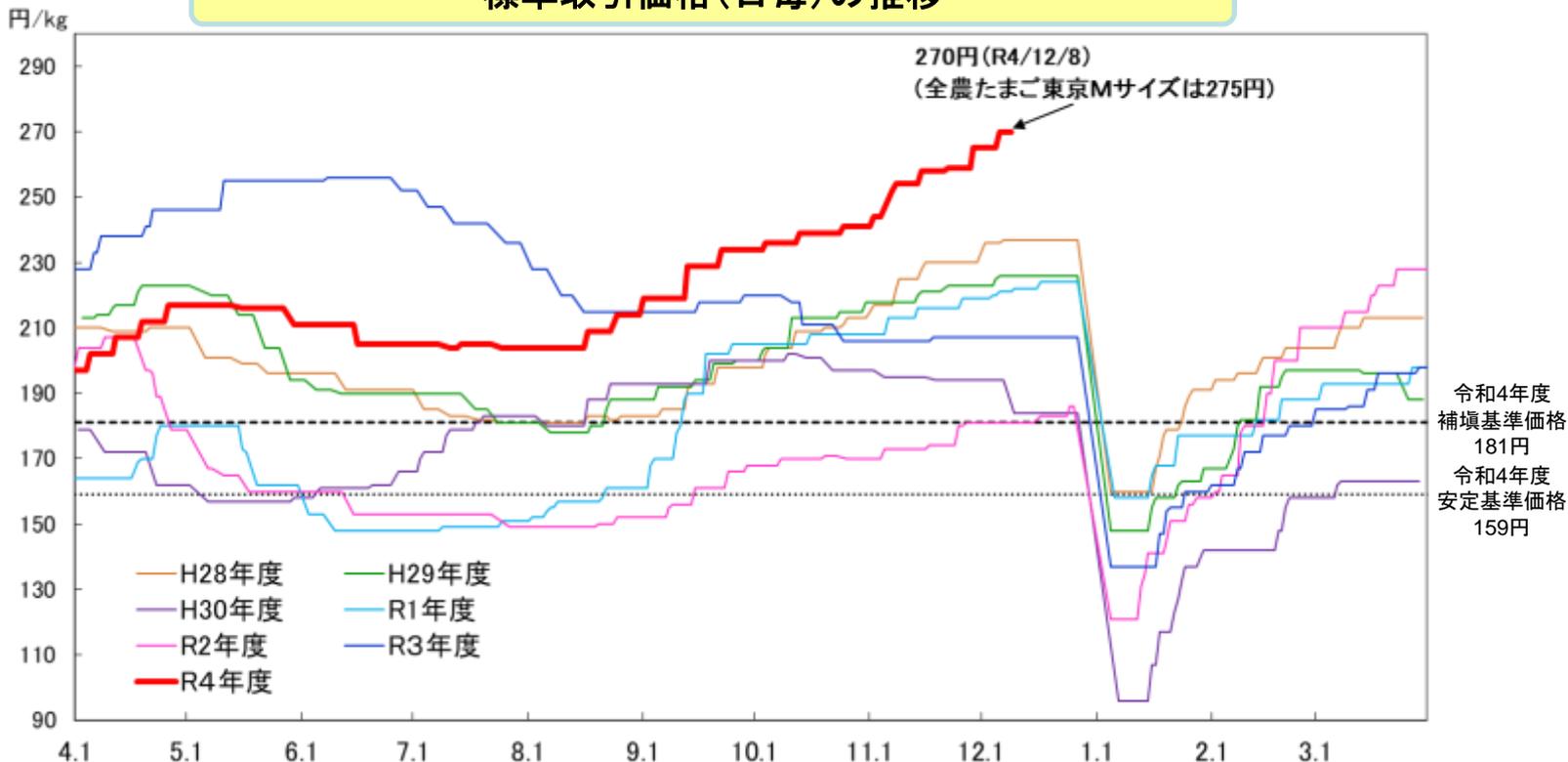
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R3年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和2年4月の緊急事態宣言後、業務用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移。令和2年度シーズンの鳥インフルエンザ発生による殺処分羽数が多く、令和3年2月中旬以降、価格は例年を上回って推移したが、生産の回復等により11月以降は例年をやや下回る水準で推移。
- ・ 令和4年5月以降、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇による減産傾向もあること等から、価格は例年を上回る水準で推移しており、現在は年末の需要期に向け上昇傾向で推移。

標準取引価格(日毎)の推移



出典：一般社団法人日本養鶏協会

：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。特に小規模層を中心に減少傾向。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移した後、平成26年以降は増加傾向で推移していたが、令和3、4年は減少。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成23	24	25	26	28	29	30	31	令和3	4
飼養戸数(戸)	2,930	2,810	2,650	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810
(対前年増減率)(%)	(▲5.8)	(▲4.1)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	336	327	328	324	347	340	332	329	334	334
戸数シェア(%)	(12.5)	(12.8)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	137,352	135,477	133,085	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291
(対前年増減率)(%)	(▲1.8)	(▲1.4)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)
うち10万羽以上層(千羽)	90,083	90,314	91,556	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002
羽数シェア(%)	(65.7)	(66.8)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)
一戸当たり平均										
成鶏めす飼養羽数(千羽)	46.9	48.2	50.2	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成22年、平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成23年、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成21年、平成26年及び平成31年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

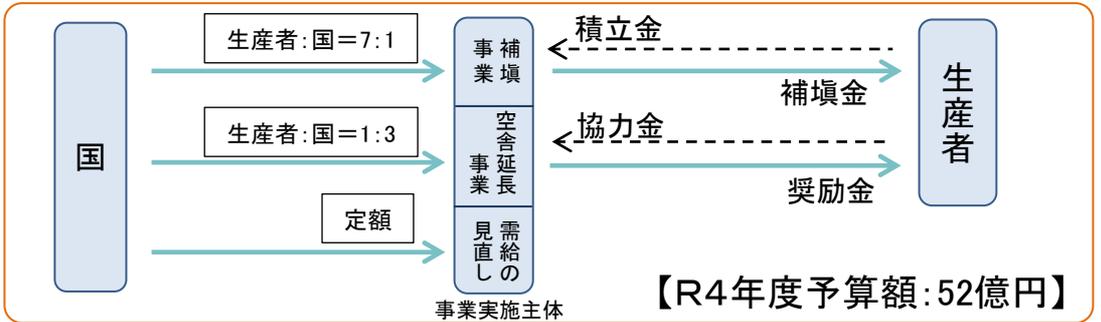
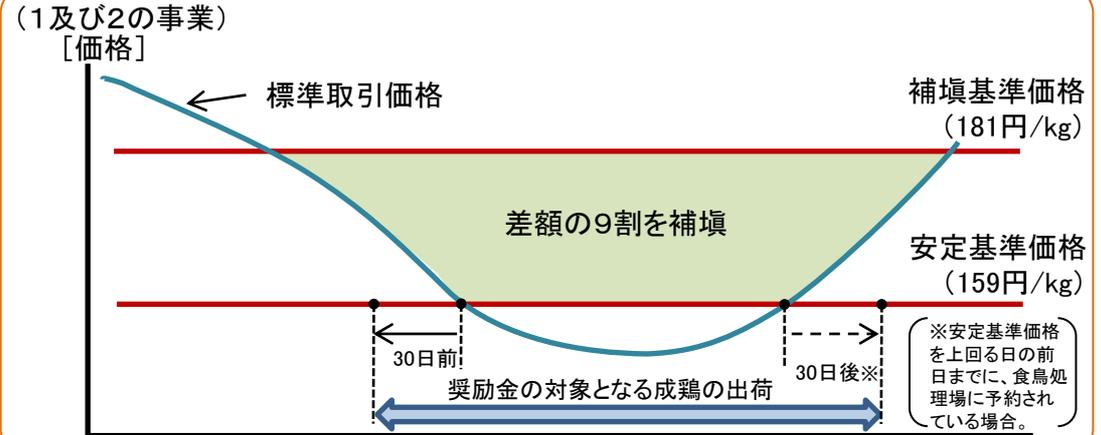
鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

<奨励金単価 ※()内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間60日以上～90日未満 210円/羽 (310円/羽)
- ・ 空舎期間90日以上～120日未満 420円/羽 (620円/羽)
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による鶏卵の需給見通しの作成を支援する。



令和4年度補填金単価(単位:円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金単価	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	(19.800)	(8.055)	(0.000)

()内は令和3年度実績。

【飼料関係】

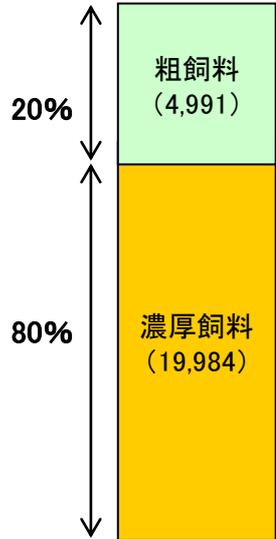
畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和2年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で3~5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6割。

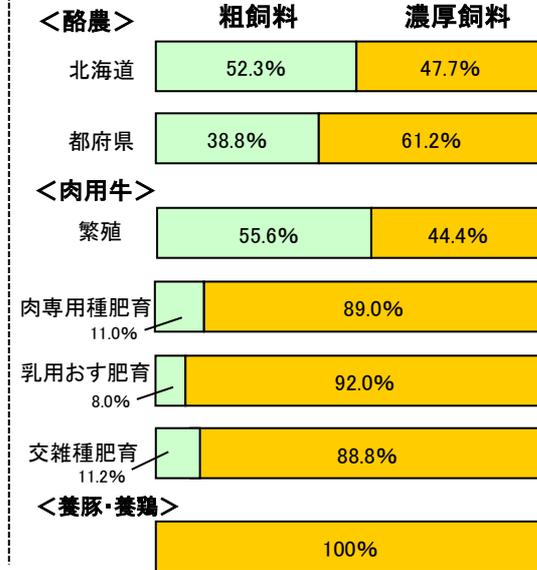
粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。
 カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal

R2年度供給量(概算)
 24,975千TDNトン



畜種別の構成(R2年)
 (TDNベース)

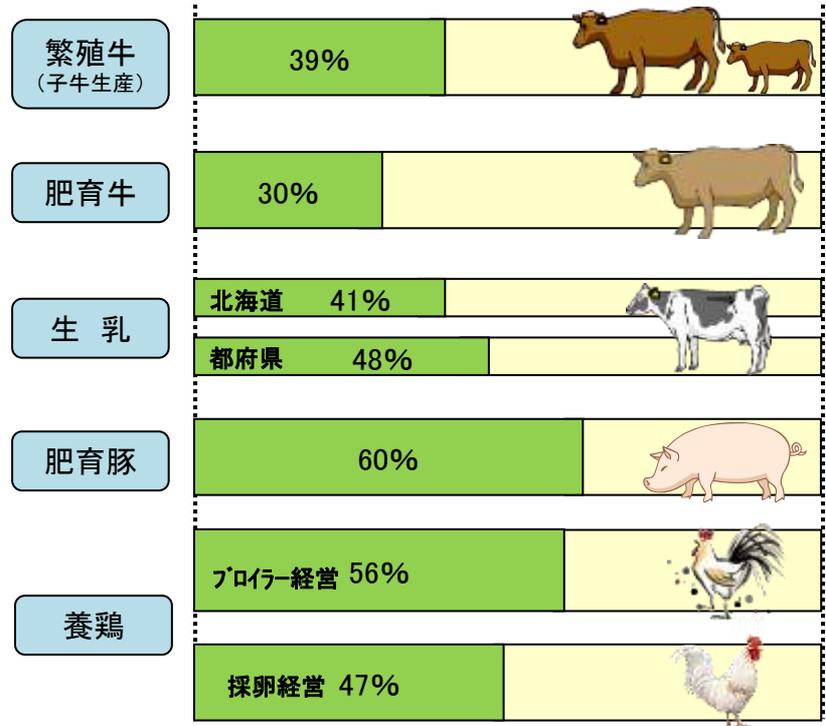


粗飼料: 乾草、サイレージ、稲わら等
 濃厚飼料: とうもろこし、大豆油かす、ごうりゃん、大麦等

農林水産省「飼料需給表」

農林水産省「畜産物生産費統計」より試算
 注: 令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

経営コストに占める飼料費の割合(R2年)



資料: 農林水産省「畜産物生産費統計」および「営農類型別経営統計」

注1: 繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり

生乳は実搾乳量100kg当たり

養鶏は1経営体当たり

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

飼料自給率の現状と目標

- 令和3年度(概算)の飼料自給率(全体)は25%。このうち、粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は13%
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の高効率化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で34%(令和12年度)を目標としている。

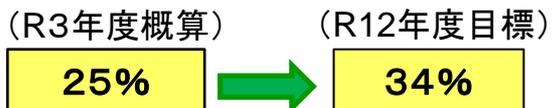
飼料自給率の現状と目標

近年の飼料自給率の推移

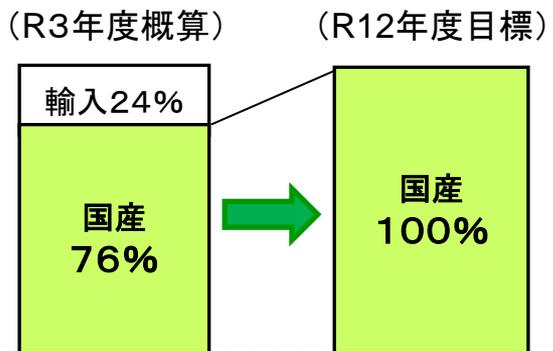
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3 (概算)
全 体	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	25%
粗 飼 料	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%
濃 厚 飼 料	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%

- 令和3年度の飼料自給率[概算]は、粗飼料自給率は変わらず、濃厚飼料自給率は1ポイント増加したものの、全体としては前年同の25%となった。
- 粗飼料自給率は、飼料作物の作付面積が横ばいで推移したことに加え、夏季の少雨の天候の影響等があったものの単収も前年同であったことから、前年同の76%となった。
- 濃厚飼料自給率は、主原料であるとうもろこしの輸入量が減少し、飼料用米の利用量が増加したことから、前年度から1ポイント増の13%となった。

飼料全体

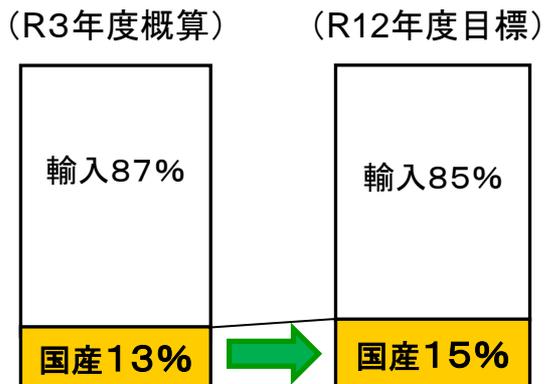


粗飼料



- 乾草
- サイレージ
牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料(稲WCS)
- 放牧利用
- 稲わら
- 野草(林間地等)

濃厚飼料



- 穀類
(とうもろこし、飼料用米等)
- エコフィード
(パンくず、豆腐粕等)
- 糖糠類・かす類
(ふすま、ビートパルプ、大豆油かす、菜種油かす等)
- その他
(動物性飼料、油脂等)

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	R1年度	R2年度	R3年度 (確報値)
とうもろこし	1,169	1,155	1,144
こりやん	30	25	18
小麦	30	34	38
大麦	91	95	102
その他	6	5	5
合計	1,326	1,314	1,308

注: その他とは、えん麦、ライ麦である。

世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

	R2/3輸出量	R3/4輸出量	R4/5輸出量 (予測)
①米国	69.8(38%)	62.8(31%)	54.6(30%)
②ブラジル	21.0(12%)	44.5(22%)	47.0(26%)
③アルゼンチン	40.9(22%)	36.5(18%)	41.0(22%)
④ウクライナ	23.9(13%)	27.0(13%)	15.5(8%)
世界計	182.6(100%)	201.8(100%)	182.7(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

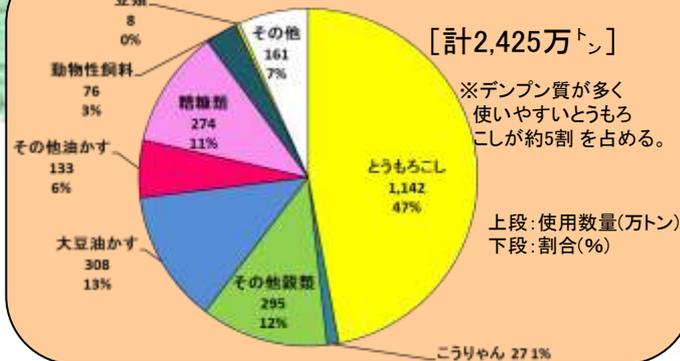
	R1年度	R2年度	R3年度 (確報値)
米国	47%	69%	69%
ブラジル	50%	30%	15%

米国(令和3年度)
とうもろこし(69%)
小麦(1%)

米国産とうもろこしの需給 (百万トン)

	R2/3	R3/4	R4/5 (予測)
生産量	358.4	382.9	353.8
輸入量	0.6	0.6	1.3
国内需要量	306.7	317.1	305.4
飼料用	142.4	145.2	134.6
エタノール用	127.7	135.3	134.0
その他	36.6	36.6	36.8
輸出量	69.8	62.8	54.6
期末在庫量	31.4	35.0	30.0
期末在庫率(%)	8.3	9.2	8.3

配合・混合飼料の原料使用量(令和3年度)

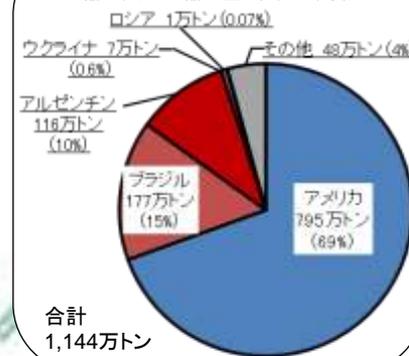


配合飼料: 家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料
混合飼料: とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

ブラジル
(令和3年度)
とうもろこし
(15%)

オーストラリア
(令和3年度)
大麦(100%)
小麦(92%)

直近の飼料用とうもろこしの
輸入国及び輸入量(令和3年度)



資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (Nov 9, 2022)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注: 米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和2年8月頃まではエタノール向け需要の減少等を背景に3ドル/ブッシェル台前半で推移していたが、9月以降、中国における需要増加やコロナ禍からの経済回復等により上昇。令和3年4月末には約8年振りに7ドル/ブッシェルを突破。その後、5ドル/ブッシェル前後まで下降したが、ウクライナ情勢を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し一時下降したものの、米国の収量が下方修正されたこと等を受け、令和4年12月現在は6ドル/ブッシェル台で推移。
- 大豆油かすの国際価格は、令和2年4月以降、概ね300ドル/ショートトンを下回って推移していたが、9月以降、中国の飼料需要の拡大等により上昇。令和4年12月現在は400ドル/ショートトン後半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、船腹需要の減少によって令和2年5月には40ドル/トンを下回っていたが、以降は需要の増加により上昇し、令和3年10月には79ドル/トンまで上昇。その後船腹需要の減少等の影響で下落し、令和4年12月現在は53ドル/トン程度で推移。
- 為替相場は、令和2年夏以降、円高傾向で推移していたが、直近では円安傾向となり、令和4年12月現在は136円/ドル程度まで上昇。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



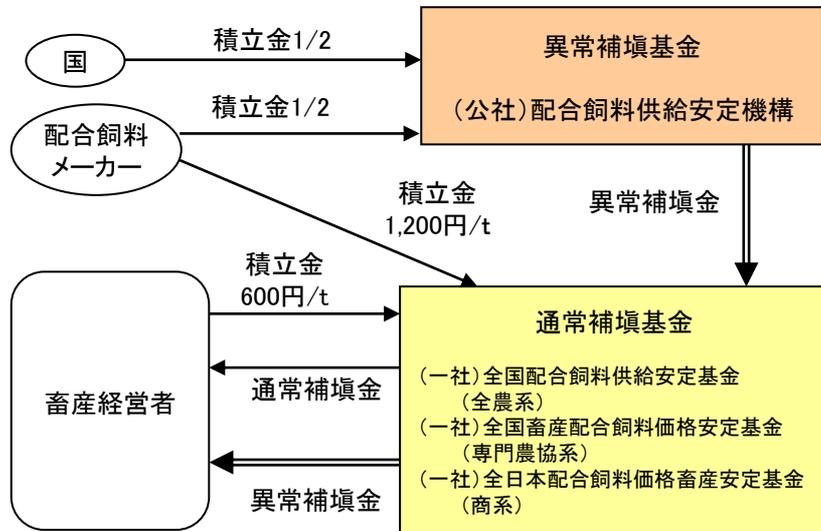
＜為替相場の推移＞



配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動。続く第2四半期(7~9月)から令和4年度第1四半期(4~6月)まで通常補填、異常補填ともに発動。
- 令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、435億円の積増しを措置。

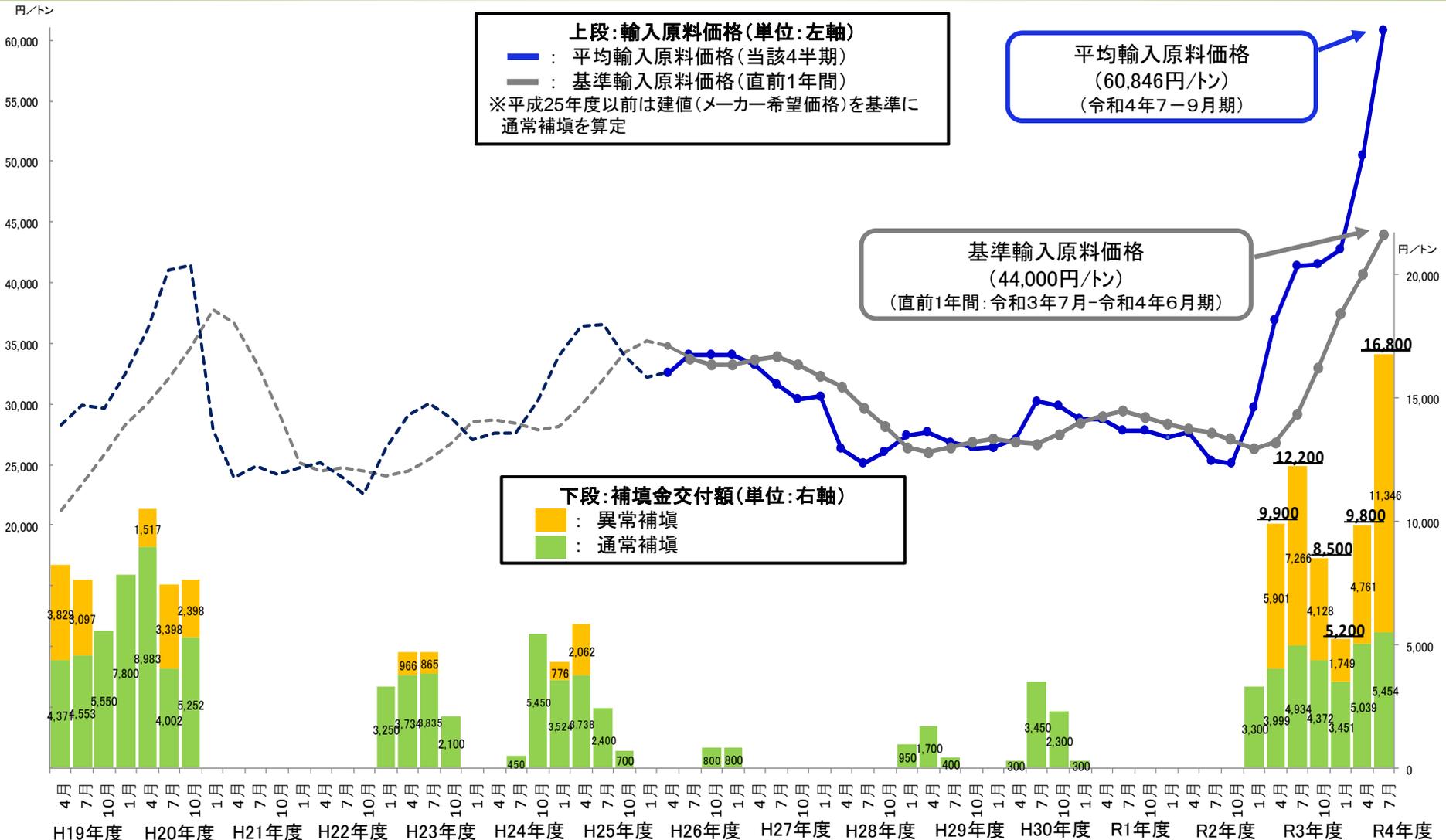
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

<p style="text-align: center;">異常補填基金</p> <p style="text-align: center;">(国とメーカーが 1/2ずつ拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 <p style="text-align: center;">基金残高 (令和4年度第2四半期の支払前) 約 646億円</p>
<p style="text-align: center;">通常補填基金</p> <p style="text-align: center;">(生産者(600円/t)と 飼料メーカー(1,200円/t) が拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 <p style="text-align: center;">基金残高 (令和4年度第2四半期の支払前) 約 44億円 (異常補填基金と合わせ 約 691億円)</p>

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出

注4: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間180万～200万吨程度で推移。輸入先については、米国が7割、豪州が2割、カナダが1割弱と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、68.7円/kg(令和4年10月現在)。
- 新型コロナの影響で滞船やコンテナ不足が生じ、特に令和3年10～12月に輸入量が前年同月を下回ったが、その後回復し、年度全体の輸入量は平年並み。なお、コンテナ船の運航が不安定な状況は継続。

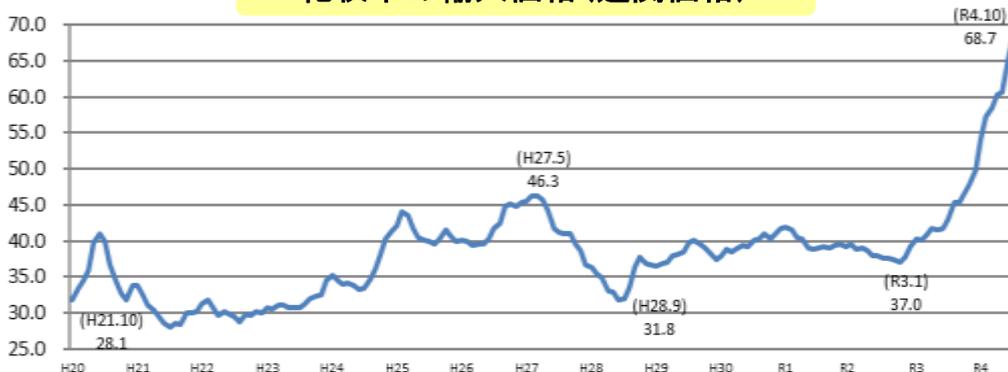
上段: 輸入量(千トン)
下段: 輸入シェア(%)

乾牧草の国別輸入量の推移

年度	米国	豪州	カナダ	その他	合計(前年比)	
					うちロシア	
H25	1,441 (73.7)	363 (18.6)	133 (6.8)	18 (0.9)		1,955 (90%)
H26	1,319 (72.2)	369 (20.2)	128 (7.0)	11 (0.6)		1,827 (93%)
H27	1,318 (71.9)	380 (20.7)	108 (5.9)	28 (1.5)		1,834 (100%)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026 (100%)
R3 (確報値)	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	0.39 (0.0)	2,091 (103%)
R4 (4月～10月) (速報値)	748 (61.7)	304 (25.1)	108 (8.9)	53 (4.3)	0.02 (0.0)	1,213 (100%)

(円/kg)

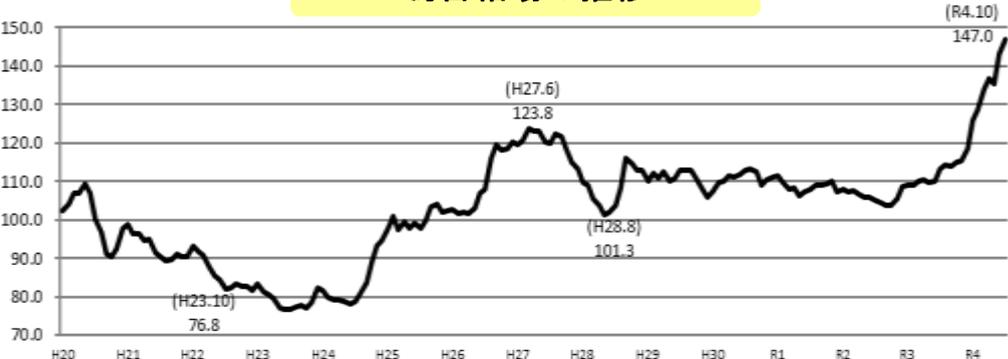
乾牧草の輸入価格(通関価格)



資料: 財務省「貿易統計」

(円/FIN)

為替相場の推移



注: 日々の中心値の月平均である。

国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの3～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠。
- このため、水田や耕作放棄地の有効活用等による飼料生産の増加、草地等の生産性向上、飼料生産組織の育成・強化、食品残さ等未利用資源の利用拡大の推進等の総合的な自給飼料増産対策により、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進している。
- また、持続的な畜産物生産のためにも、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○ 飼料増産の推進

①水田の有効活用、耕畜連携の推進



青刈り
とうもろこし



稲発酵粗飼料※1

②草地等の生産性向上の推進



難防除雑草の駆除



気候変動に強い
品種の導入

③放牧の推進



耕作放棄地放牧



集約放牧

○ 子実用とうもろこし等の生産・利用拡大

- 子実用とうもろこしの生産実証に必要な収穫専用機のレンタルや導入等を支援



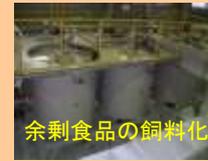
専用ヘッジの収穫



子実用とうもろこし

○ エコフィード※4等の利用拡大

- 食品加工残さ、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



余剰食品の飼料化

生産増加

利用拡大

生産増加

○ コントラクター※2、TMRセンター※3による飼料生産の効率化

- 作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



飼料収穫作業



TMR調製プラント

国産飼料基盤に立脚した畜産の確立

飼料自給率

	R3年度 (概算)	⇒	R12年度 (目標)
飼料全体	25%	⇒	34%
粗飼料	76%	⇒	100%
濃厚飼料	13%	⇒	15%

※1 稲発酵粗飼料: 稲の実と茎葉を一体的に収穫し発酵させた牛の飼料 ※2 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※3 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設 ※4 エコフィード: 食品残さ等を原料として製造された飼料

(トピックス) 国産濃厚飼料の生産・利用の推進

- ・ 国産濃厚飼料の生産への取組として、「イアコーンサイレージ※」や「子実とうもろこし」に関する取組を推進。
- ・ イアコーンサイレージは、平成20年頃から北海道で生産を開始。
- ・ 子実用とうもろこしは、
 - (1) 水田や畑における輪作体系に取り入れることにより、①排水性の改善、②緑肥による地力改善、③連作障害の回避が可能。
 - (2) 飼料用米等と比べ単位面積当たりの労働時間が少なく、労働生産性が高いが、普及を図っていく上では、生産コストの低減や専用収穫機の導入、安定した供給体制の構築(需要者とのマッチング、保管施設の確保)が必要。
- ・ イアコーンサイレージや子実用とうもろこしの生産・利用拡大を図るため、モデル実証に必要な収穫専用機械の導入等を支援。

国産濃厚飼料(R3作付面積: 1,060ha(推計))

イアコーンサイレージ※

とうもろこしの実を外皮ごと収穫し、子実・芯・外皮をサイレージ化した飼料

→ **牛・豚に給与可能**



ハーベスターによる収穫
(専用ヘッダ装着)



ロールペーラーによる梱包・保存

子実用とうもろこし

とうもろこしの子実のみを収穫・乾燥した飼料

→ **牛・豚・鶏に給与可能**

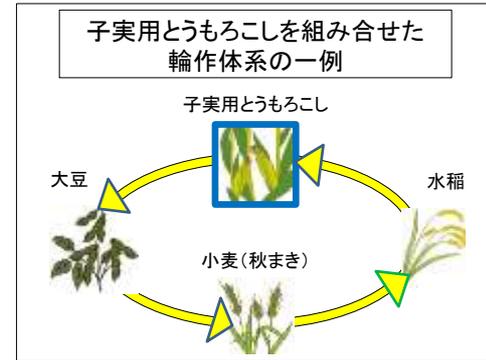
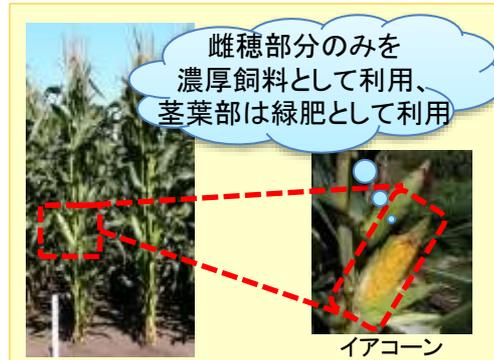


コンバインによる収穫(専用ヘッダ装着)



収穫された子実

※イアコーンのイア(er)とは、とうもろこしの雌穂(子実・芯・外皮)の部分の指す。



【R4当初】 畜産生産力・生産体制強化対策事業 (飼料生産利用体系高効率化対策のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策)

- ・ 生産実証支援
生産実証に必要な技術指導や生産機械のレンタル経費等の支援(補助率: 定額、1/2以内)
- ・ 生産モデル支援
生産モデル確立に必要な需給マッチングや生産機械の導入等の支援(補助率: 定額、1/2以内)
- ・ 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査(補助率: 定額)

【R3補正】 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

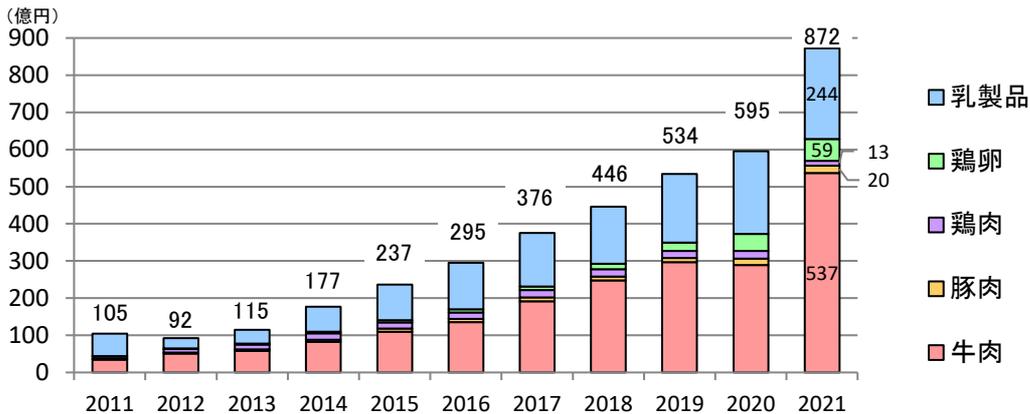
- ・ 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援
水田リノベーション産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援(補助率: 子実用とうもろこし4万円/10a)
- ・ 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援(補助率: 1/2以内)

【輸出関係】

畜産物の輸出について

- 2021年の畜産物の輸出実績は872億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の537億円、全体の約62%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

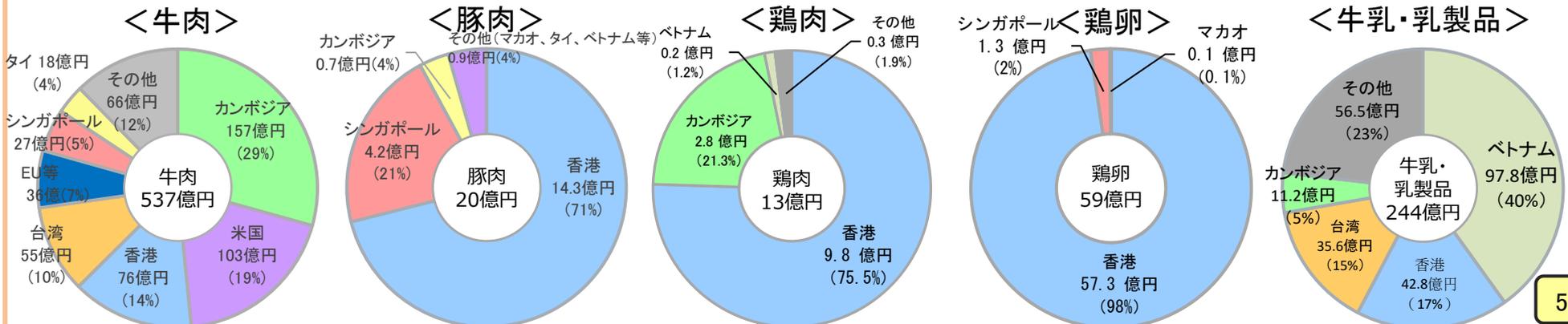
令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

2030年輸出目標額

牛肉	: 3,600億円	鶏肉	: 100億円
豚肉	: 60億円	鶏卵	: 196億円
		牛乳・乳製品	: 720億円

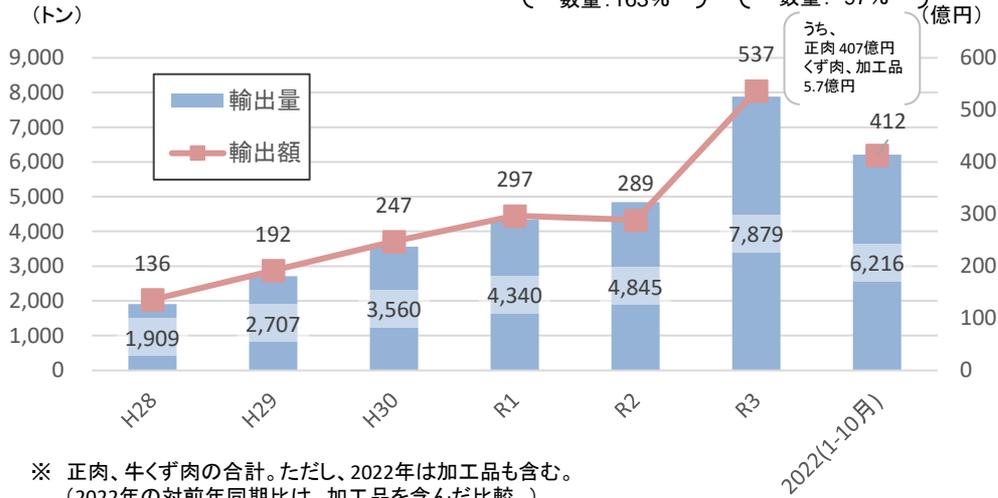
品目毎の国・地域別輸出実績(2021年)



注) 中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

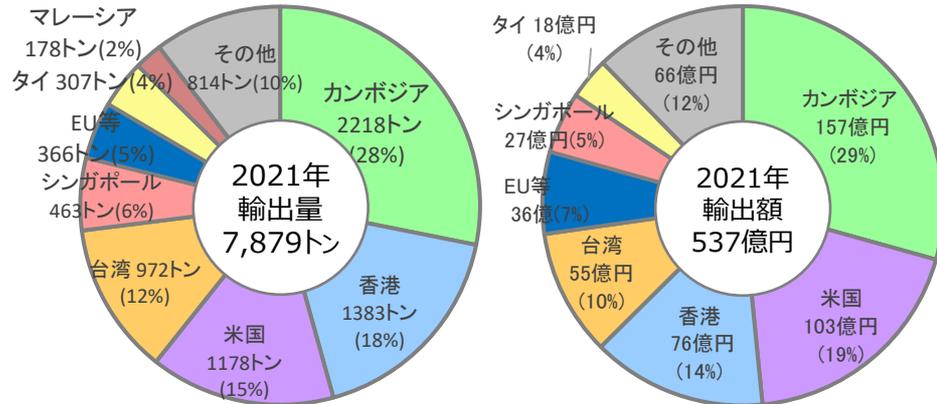
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉の合計。ただし、2022年は加工品も含む。(2022年の対前年同期比は、加工品を含んだ比較。)

牛肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 3,600億円
(2025年輸出目標: 1600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2022年11月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	26	15	20	11	78	75

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産基盤を強化し、和牛を大幅に増頭・増産
(「増頭奨励金」の交付、和牛受精卵移植の推進等)
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化



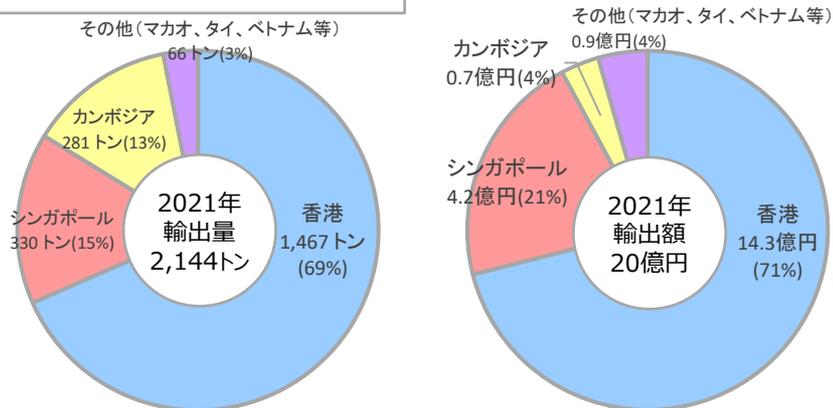
豚肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、豚くず肉の合計。ただし、2022年は加工品も含む。(2022年の対前年同期比は、加工品を含んだ比較。)

豚肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:60億円
(2025年輸出目標:29億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	11	37	5

(2022年11月末現在)

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

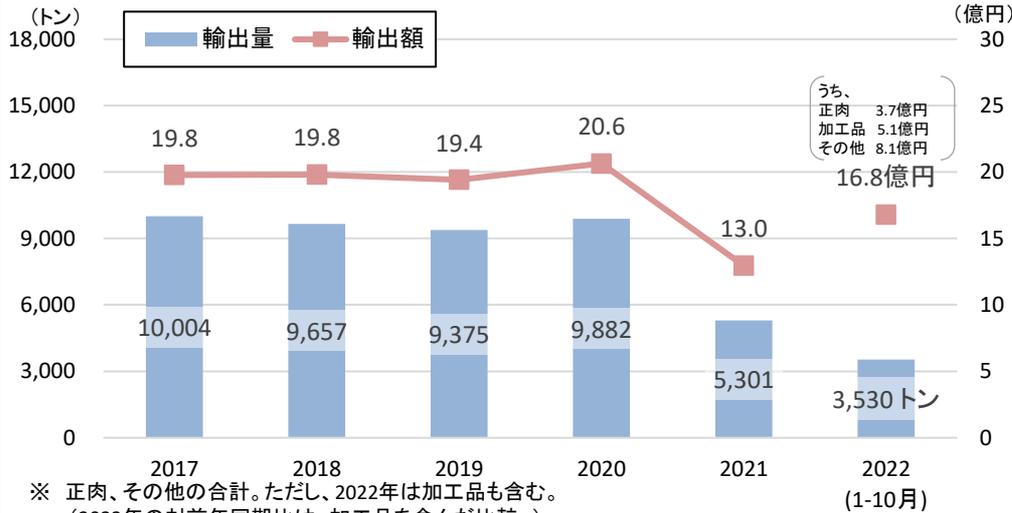
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



日本豚
JAPANESE PORK

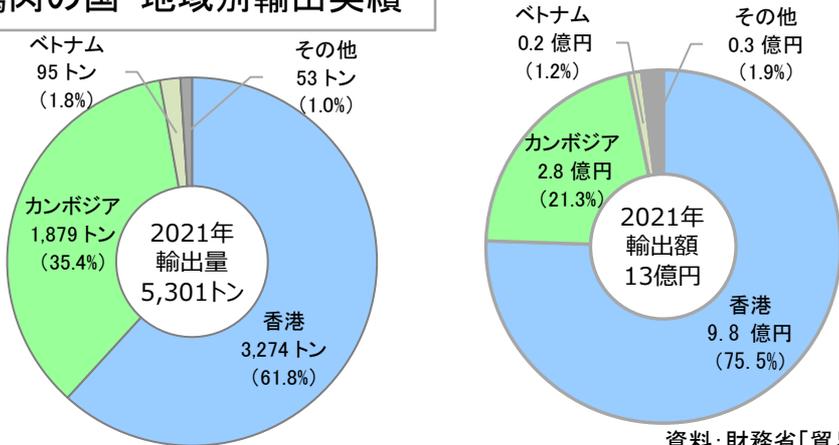
鶏肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、その他の合計。ただし、2022年は加工品も含む。
(2022年の対前年同期比は、加工品を含んだ比較。)
注) 鶏肉(その他)は、丸鶏、手羽、鶏足等。

鶏肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 100億円
(2025年輸出目標: 45億円)

- 輸出可能国・地域
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等

- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2022年11月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	78	69	1	21

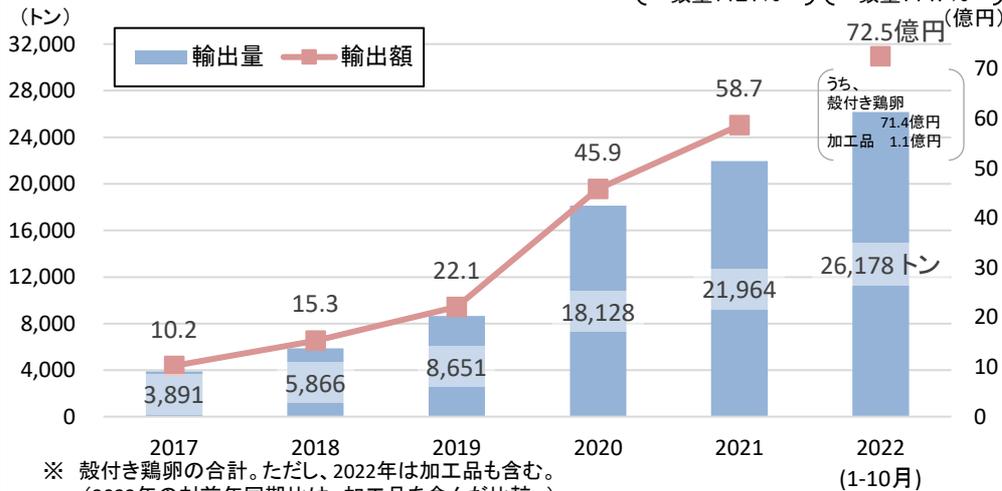
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※



対前年比 (2021年)
金額: 128%
数量: 121%

対前年同期比 (2022年1-10月)
金額: 144%
数量: 147%

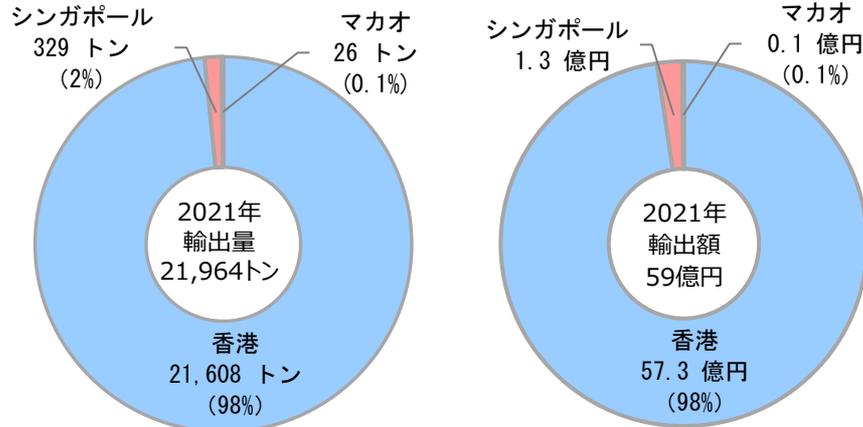
2030年輸出目標: 196億円
(2025年輸出目標: 63億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2022年11月末現在)

	香港	シンガポール (殻付き鶏卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	230	11	2	1

鶏卵の国・地域別輸出実績



輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



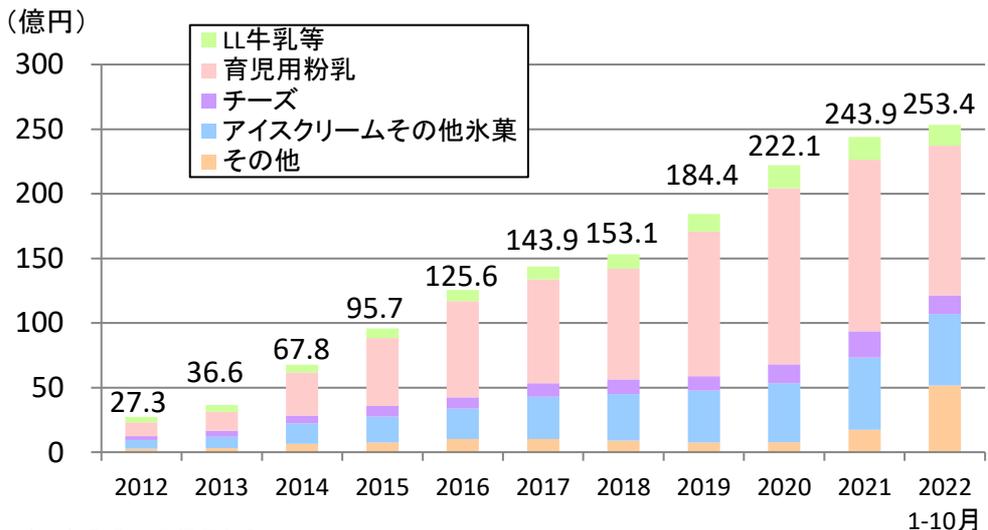
資料:財務省「貿易統計」

牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比
(2021年)
109.8%

対前年同期比
(2022年1-10月)
126.6%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

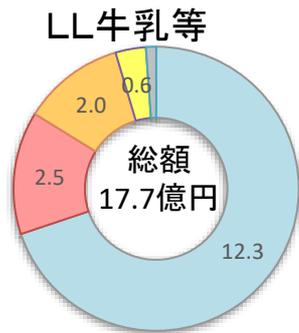
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 増頭奨励事業等の活用による生乳生産量の維持・拡大
(2030年度に生乳生産量780万トン)
- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



主要品目の国・地域別輸出実績(2021年)

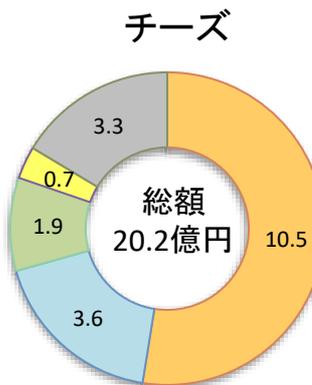
資料:財務省「貿易統計」



■ 香港
■ シンガポール
■ 台湾
■ タイ
■ その他

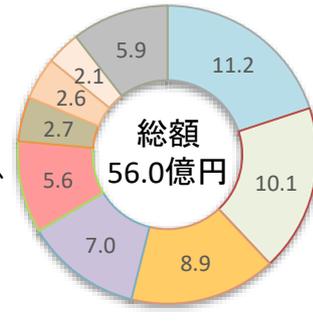


■ ベトナム
■ 香港
■ 台湾
■ その他



■ 台湾
■ 香港
■ ベトナム
■ タイ
■ その他

アイスクリームその他氷菓



■ 香港
■ 中華人民共和国
■ 台湾
■ アメリカ合衆国
■ シンガポール
■ マレーシア
■ カナダ
■ オーストラリア
■ その他

【その他】

持続的な畜産物生産の在り方について①

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。
- 畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その**社会実装を実現**

【畜産分野の具体的取組（例）】

- ・ 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
- ・ 牛のげっぶ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

持続的な畜産物生産の在り方

（検討会中間とりまとめ）

- 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた**技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示**

〔みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの〕

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- **畜産に起因する環境負荷**
地球温暖化、水質汚濁、悪臭 等
- **高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足**
高齢化、規模拡大 等
- **輸入飼料への過度な依存**
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等

課題解決に向けた取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開
(家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大
3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進
4. 有機畜産の取組
5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について②

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(1) 家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

(2) 飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進

【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索

(3) 飼養管理

【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発

(4) 家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大

【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について③

持続可能な畜産物生産の取組事例集

・ 持続可能な畜産物生産の取組を関係者に促していくためには、具体的な取組を示した上で生産現場の知見や経験を活かしつつ、その普及・定着を進めていくことが重要。

・ 全国各地、各畜種において、良質堆肥の生産、国産飼料の生産・利用、放牧、ICT機器の活用等の持続可能な畜産物生産の取り組みが行われている。

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開(飼養管理)

ICT活用と農場HACCP取得を通じた効率的な乳肉複合経営

(鳥取県東伯郡琴浦町：有限会社 岸田牧場)

◆取組概要

- ・ 平成27年に農場HACCPを取得（西日本で初。乳肉複合では全国初）。
- ・ 乳用牛の管理はクラウド管理システムを活用し飼料給餌は自動化。
- ・ ICT技術や農場HACCPによる作業工程の教科書化を通じて、業務の効率化を図り、職員の休日確保（1ヶ月で8日）。
- ・ 耕種農家への堆肥供給による地域貢献や自社ブランド牛乳を通じた消費者に顔の見える酪農にも取り組む。



▲クラウド牛群管理システム

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

JAが担う堆肥の高品質化・ペレット化・広域流通

(熊本県菊池市：JA菊地)

◆取組概要

- ・ 堆肥の一次発酵は各畜産農家が行い、期間を要する二次発酵による完熟化はJAの堆肥センターで集約的に実施。
- ・ 堆肥はJA菊池が県内の耕種地帯の他のJAに販売。
- ・ 耕種側にストックヤード等を整備。ストックヤードからの運搬は耕種側で対応。
- ・ 堆肥センターにおいて、水分量が低く輸送コストが安価で、かつ専用の散布機械を必要としない「ペレット堆肥」の生産も実施（堆肥生産量の5%）。



▲ペレット堆肥

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売

(山形県天童市：株式会社 なごみ農産)

◆取組概要

- ・ 平成29年から、肥育牛全頭・全期間における国産原料100%の飼料給与体系を確立。
- ・ 粃米サイレージなど飼料用米由来の原料を中心に10種類以上混合したTMRを給与。
- ・ 近年、肥育前期において県産子実とうもろこしの給与試行を開始。県内耕種農家との連携を更に強化し給与量の増加を検討中。
- ・ 精肉販売部門を立ち上げ、自社ブランド牛肉の販売を強化。



▲フレコンラップ法による粃米サイレージ調製

4. 有機畜産の取組

国産飼料に立脚したゆとりの有機牛乳生産

(北海道網走郡津別町：有限会社 石川ファーム)

◆取組概要

- ・ 平成18年、日本初の有機牛乳JAS認証を取得し、製品販売を開始。
- ・ 有機飼料の自家栽培や、有機畑作農家が栽培した飼料用とうもろこしの利用などにより、北海道の平均58%に比べ78%と高い飼料自給率を達成。
- ・ GPSと自動操舵を組み合わせた真空播種機・機械除草や「キャリロボ」等の新技術、TMRセンターの活用や放牧により労働時間を削減。
- ・ 酪農教育ファームの認証を取得し、体験・食育活動を通じた消費者の理解醸成にも取り組む。



▲日本初のJAS認証を取得した有機牛乳

持続的な畜産物生産の在り方について④

我が国で畜産・酪農に取り組む意義

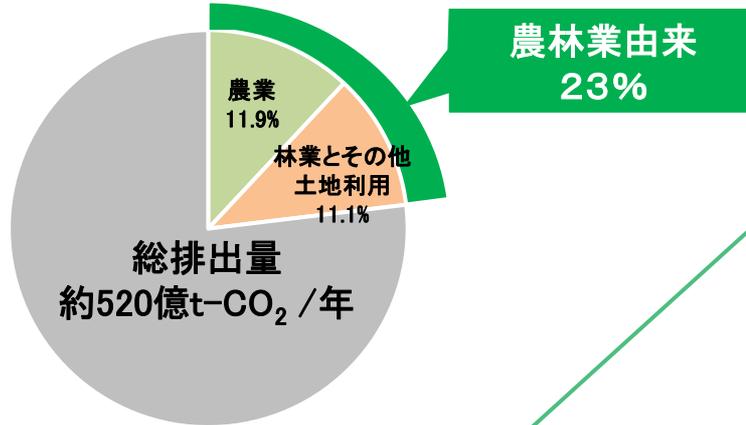
- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

畜産分野の脱炭素化への取組①

畜産分野の温室効果ガスの排出量

- 世界の温室効果ガス(GHG)排出量は、520億トン(二酸化炭素(CO₂)換算)。このうち、農業・林業・その他土地利用(AFOLU)の排出は世界の排出全体の23%(2007-16年平均)。
- 我が国のGHG総排出量約11.5億t/年(CO₂換算)のうち、農林水産分野由来は約4%。畜産由来に限れば約1%(農林水産業由来の約27%)。
- 畜産由来のGHGIは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するCH₄(メタン)と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンとN₂O(一酸化二窒素)。

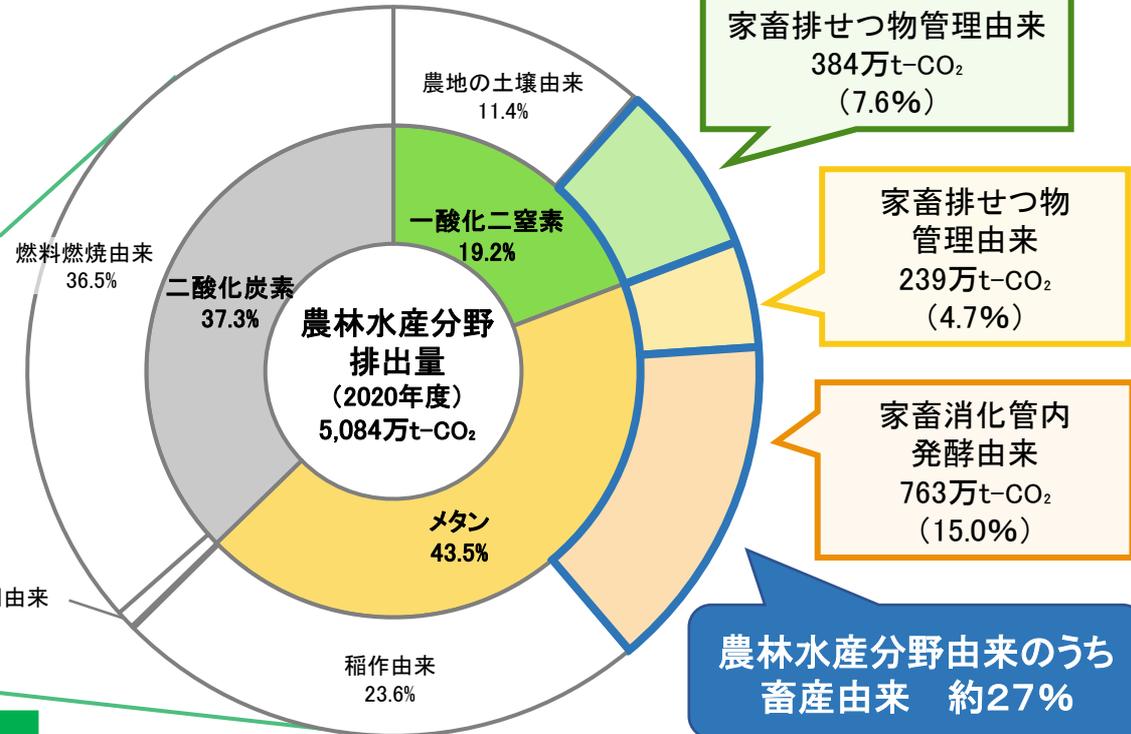
○世界の温室効果ガス排出量



○日本の温室効果ガス排出量



○農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



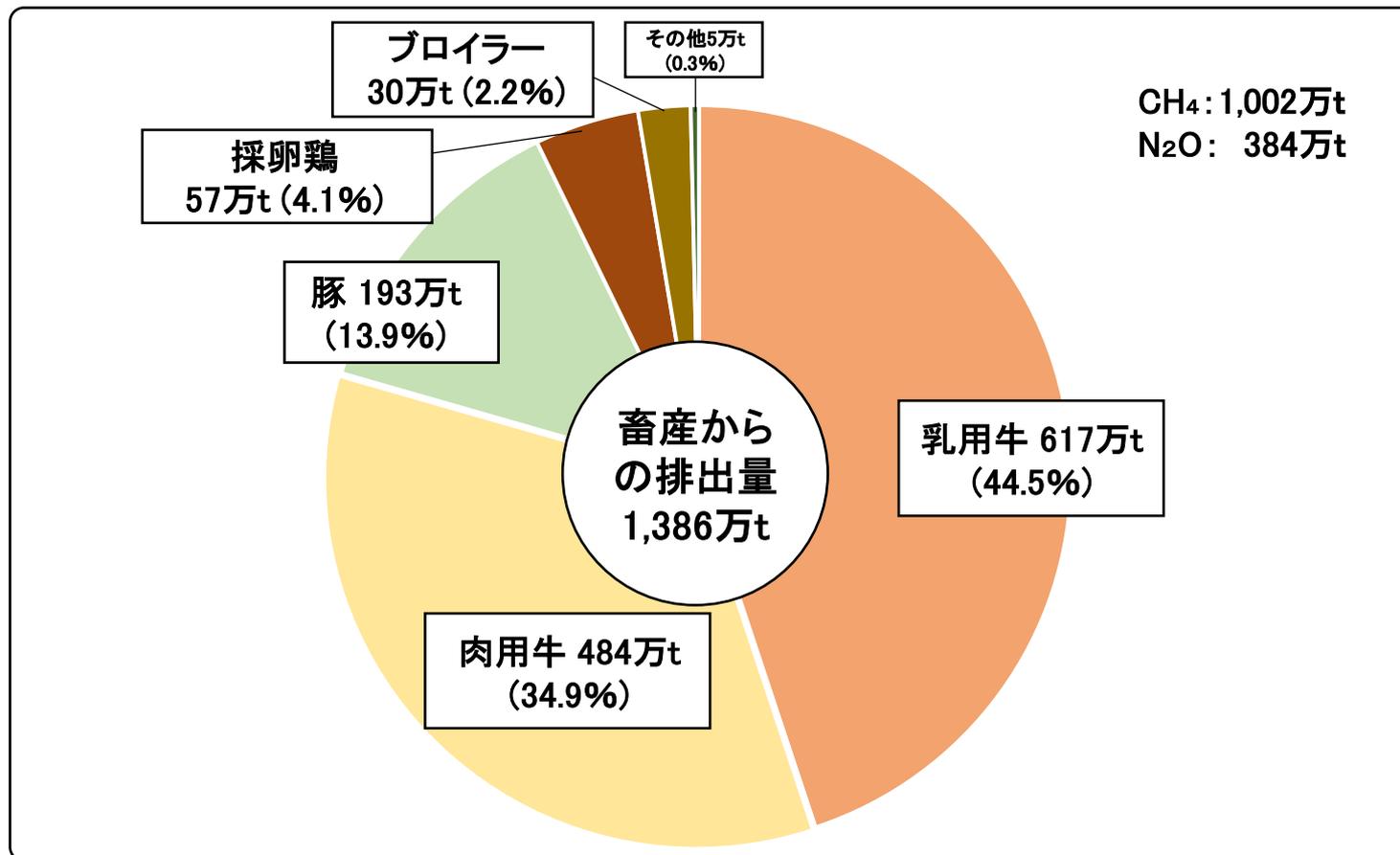
出典: IPCC 土地関係特別報告書(2019年)、
温室効果ガスインベントリオフィス(2020年度)
* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で25倍、N₂Oでは298倍。

畜産分野の脱炭素化への取組②

我が国の畜産由来の温室効果ガス排出量の畜種別の割合(2020年度)

- 我が国の畜産から排出されるGHGは、乳用牛由来が約45%、肉用牛由来が約35%を占め、牛由来が併せて全体の約8割を占める。
- そのほか、豚由来が約14%、採卵鶏由来が約4%、ブロイラー由来が約2%。

○畜産全体に占める各畜種の割合(CO₂換算-万t)



畜産分野の脱炭素化への取組③

畜産分野の地球温暖化対策

消化管内発酵対策(CH₄を削減)

牛は第1胃(ルーメン)で微生物の働きで発酵させることにより、牧草を消化することが可能であるが、その際にCH₄が発生。家畜の生体機構に関わるため、制御が難しい。

■現状の技術(脂肪酸カルシウム等の給与)

- ・脂肪酸カルシウムの給与によって、CH₄を5%程度削減。
- ・令和3年度「環境負荷軽減に向けた酪農経営支援対策」において、支援の要件となる環境負荷軽減の取組の一つに、脂肪酸カルシウムの給与を追加。

■新技術の開発(ルーメン微生物の制御)

- ・ルーメン内のCH₄を産生する微生物の完全制御により、牧草の栄養分を効率的に活用。
- ・CH₄の発生量と生産性の向上を両立できるシステムを開発。
- ・2050年までにCH₄の8割削減を目指す。



家畜排せつ物管理対策(CH₄とN₂Oを削減)

飼料の見直しや排せつ物の管理方法の変更等の現状の技術により対応。

■アミノ酸バランス改善飼料

- ・飼料中の余分なタンパク質を除去し、糞中の窒素を削減。
- ・豚の窒素排せつ量を3割、N₂Oを4割削減。
- ・牛、鶏については研究段階。



■家畜排せつ物の強制発酵

- ・家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌、発酵させることで温室効果ガスの発生を抑制。



■炭素繊維を利用した汚水処理装置

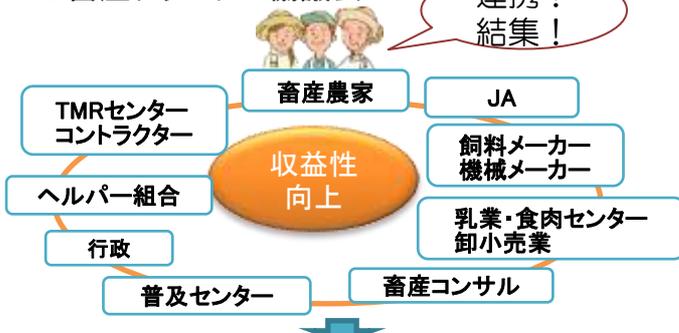
- ・炭素繊維に付着させた微生物の働きにより、N₂Oを最大8割減。実証試験中。



畜産クラスターの支援状況（H26当初～R3補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

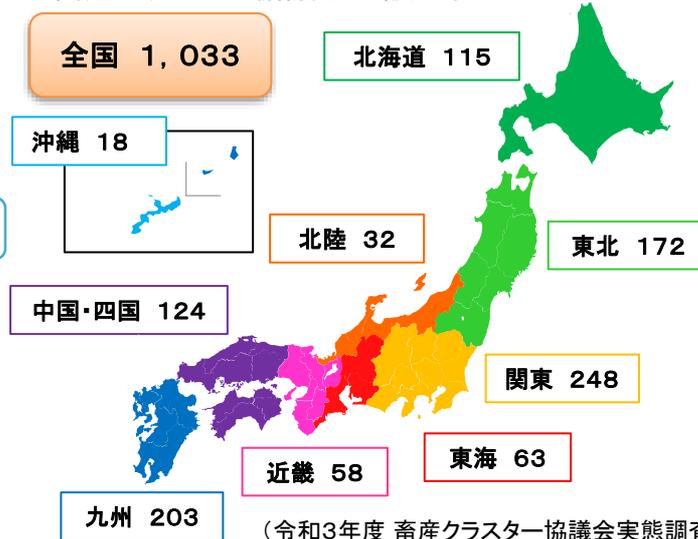
○畜産クラスター協議会



畜産クラスター計画

- ・ 収益性向上のための取組内容
- ・ 中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容
- ・ 収益性向上の目標 等

○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	478
肉用牛	615
養豚	292
肉用鶏	112
採卵鶏	198

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国1,033)と一致しない。

(参考)

事業	取り組んだ協議会数
施設整備	545
機械導入	792
実証支援	132

※協議会数は重複有り。

事業		予算額 (億円)	事業		予算額 (億円)
26当初	実証支援	0.7	29補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	665
26補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	203	30補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	650
27当初	施設整備・実証支援	76	R1補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	561
27補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	610	R2補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	462
28補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	685	R3補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	(所要額) 617

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- ・ 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- ・ しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)

地域の酪農家が集まって、協業法人を設立



- 効果
- ・ 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - ・ 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- ・ 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

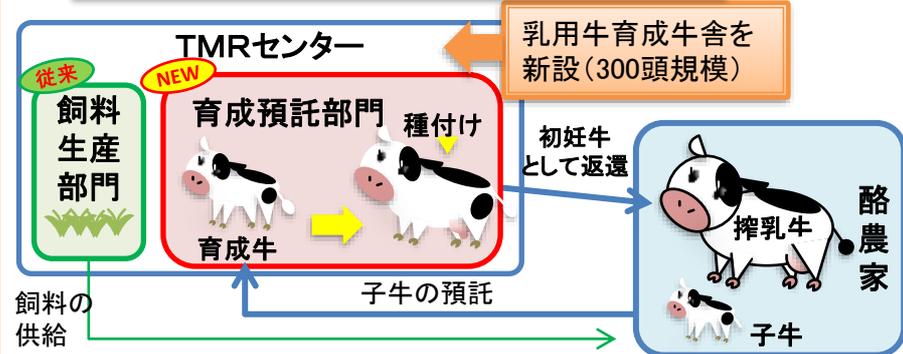
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負うことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- ・ TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- ・ 他方で他地域からの初妊牛導入は高つく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- ・ 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - ・ 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- ・ 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 1町)

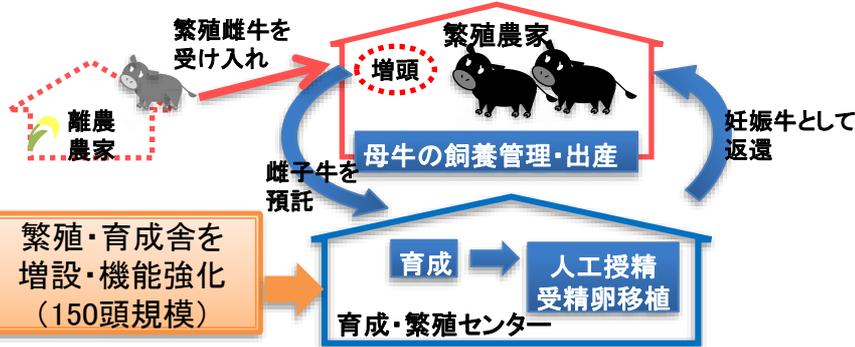
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



- 効果
- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
 - ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

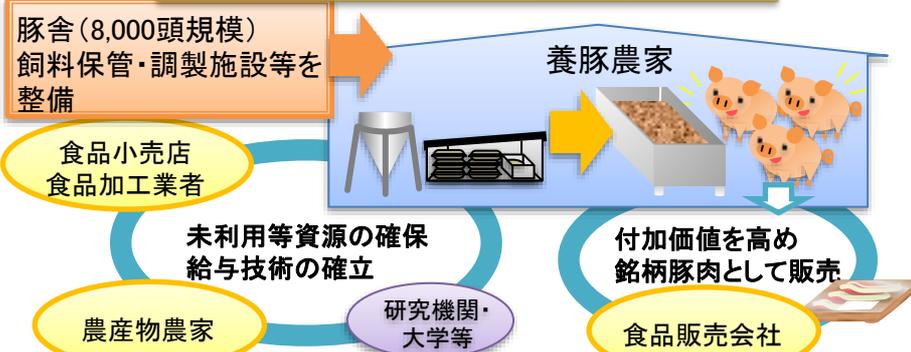
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



- 効果
- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
 - ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

HOT TOPIC: 畜舎特例法の施行について

- 畜産業の国際競争力の強化のために、省力化機械の導入や規模拡大による効率化に取り組む必要
→ 畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、建築コストが経営実態からみて過大



畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(畜舎特例法)が令和4年4月1日より施行

畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合に
建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等を行うことが可能。



対象となる畜舎

- ・ **畜舎**(搾乳施設を含む)又は**堆肥舎**
- ・ **市街化区域の外及び用途地域の外**に建築
- ・ **高さ16m以下の平屋**で居住のための居室を有さない
- ・ **建築士が設計**したもの
- ・ **新築、増築、改築及び構造に変更を及ぼす行為**を行う際に申請できる

畜舎特例法による畜舎のメリット

- 構造等の基準が緩和
利用基準を遵守することにより、構造等の一部の基準が建築基準法より緩和。これにより、建築基準法で建てる畜舎に比べてコストを抑えることが可能。
- 面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要
- 工事完了時は完了検査は不要で届出のみ
- 木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぎ3,000㎡を超えられるように
①渡り廊下によって隔てた部分をそれぞれ3,000㎡以内とし、②畜舎同士の間
に畜舎の高さ分の距離を確保し、③一定の利用基準を遵守することにより、床
面積3,000㎡を超えることが可能。



- 具体的な基準等については、[農林水産省畜産局のHP](#)も併せてご参照ください。
- 手続については、4月以降に建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。



【酪農・畜産】畜舎を整備したい

- **畜産クラスター事業【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。
特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、
 - ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置付けられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
 - ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
 - ③ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
 - ※ ④ 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組を支援する「飼料増産優先枠」
 - ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。
- ※④⑤については、畜舎整備にはご利用いただけません。
 補助率: 1/2以内
 支援対象者: 中心的な経営体
- **畜産経営体質強化支援資金融通事業【R3補正(基金)】**
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。
 融資枠: 35億円(既存基金を活用、R3.12月末時点)
 基金管理団体: 民間団体
 - **強い農業づくり総合支援交付金【R4当初】:126億円の内数**
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。
 交付率: 都道府県へは定額
 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)



【酪農・畜産】簡易畜舎を整備したい

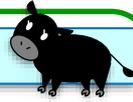
- **酪農経営支援総合対策事業【R4 ALIC事業】:46億円の内数**
後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。
 補助率: 1/2以内
 事業実施主体: 生産者団体等
- **肉用牛経営安定対策補完事業【R4 ALIC事業】:36億円の内数**
繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。
 補助率: 1/2以内
 事業実施主体: 都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは?
 増頭等のために補助的に使用する畜舎等
 木造・パイプハウスの場合
 ・ 500㎡以下
 鉄骨の場合
 ・ 200㎡以下
 等

家畜の増頭・導入に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



- 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業（増頭奨励事業） 【R3補正(基金)】:78億円(所要額)
 - ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
 - 補助率:定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭、50頭以上の経営体:17.5万円/頭)
 - 事業実施主体:民間団体
- 肉用牛経営安定対策補完事業 【R4 ALIC事業】:36億円の内数
 - ・ 中核的担い手育成増頭推進
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
 - ・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。
 - 補助率:定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入 6万円/頭、9万円/頭、優良な繁殖雌牛の導入 4万円/頭、5万円/頭)
 - 事業実施主体:都道府県団体、民間団体
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業 【R4当初】:9億円の内数
 - ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。
 - 補助率:定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭、
発情同期化経費:5千円/頭を上限)
 - 事業実施主体:都道府県団体、民間団体
- 公共牧場機能強化等体制整備事業 【R4当初】:1億円
 - ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。
 - 補助率:1/2以内(上限有)
 - 事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を導入したい



- 酪農経営支援総合対策事業 【R4 ALIC事業】:46億円の内数
 - ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
 - ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。
 - ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
 - ・ 都府県の自家育成中小農家の増頭を支援します。
 - 補助率:定額(後継者への導入 5万円/頭、継承等 3.2万円/頭、広域預託 上限6.9万円/頭、自家生産子牛増頭 5万円/頭)
1/2以内(地域内生産 上限27.5万円/頭)
 - 事業実施主体:生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



- 養豚経営安定対策補完事業 【R4 ALIC事業】:2億円の内数
 - ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。
 - 補助率:1/2以内(上限有)
 - 事業実施主体:民間団体等

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい



- 畜産クラスター事業【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数
 - ・ リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。
 - 補助率:1/2以内(上限有)
 - 支援対象者:中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業** 【R4 ALIC事業】:46億円の内数
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 等 事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業** 【R4 ALIC事業】:36億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。〔補助率:1/2以内 事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産ICT事業** 【R4当初】:10億円の内数
- **楽酪GO事業** 【R4 ALIC事業】:55億円
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:民間団体〕
- **スマート畜産の全国展開に向けた導入支援事業** 【R3補正】:77億円の内数
畜産農家等のスマート機械の共同購入の取組等を支援します。〔補助率:1/2以内 等 事業実施主体:生産者団体等〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- **公共牧場機能強化等体制整備事業** 【R4当初】:1億円
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業** 【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業づくり総合支援交付金** 【R4当初】:126億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備を支援します。〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織強化対策 【R4当初】:9億円の内数
飼料生産組織の機械導入や作業効率化・運営強化、地域ぐるみの飼料増産への支援により、国産粗飼料の生産拡大を推進します。〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体、協議会等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業** 【R3補正(一部基金)】:617億円(所要額)の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業** 【R4 ALIC事業】:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。〔補助率:定額(上限6.9万/頭)、事業実施主体:民間団体等〕

飼料生産に活用可能な事業

子実用とうもろこし等の飼料作物を生産したい

- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 R4当初:9億円の内数
子実用とうもろこしの生産・利用拡大を図るため、実証に必要な収穫専用機械のレンタルや導入、保管・調製に係る整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内、事業実施主体:農業者団体等〕
- 水田活用の直接支払交付金 R4当初:3,050億円
水田における子実用とうもろこしを含む飼料作物等の生産を支援します。
〔①飼料作物:3.5万円/10a ※「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援
②子実用とうもろこし支援※:1.0万円/10a (生産者向け)
支援対象者:販売農家等〕
- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 R3補正:410億円
子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援します。
〔子実用とうもろこし:4万円/10a、支援対象者:販売農家等〕
※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接支払交付金」の①の支援は対象外(②は対象)
- 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策 R4当初:70億円の内数
酪農家や肉用牛農家が行う温室効果ガスの削減等の取組を支援します。
〔補助率:定額、支援対象者:生産者〕

草地の整備・改良をしたい

- 草地関連基盤整備<公共> R4当初:3,322億円の内数
- 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> R3補正:47億円の内数
大型機械による効率的な飼料生産を進めるため、草地の整備、排水不良の改善等の取組を支援します。
〔補助率:1/2等、事業実施主体:都道府県等〕
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
リスク分散型草地改良推進 R4当初:9億円の内数
不安定な気象に対応したリスク分散等により、安定的な収量を確保するための草地改良を行う取組を支援します。〔補助率:1/2以内、事業実施主体:農業者団体等〕
- 草地難防除雑草駆除技術等実証事業 R3補正:5億円
特に防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証や高品質なTMRの安定供給を図る取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、事業実施主体:民間団体〕

飼料生産組織を強化したい

- 強い農業づくり総合支援交付金 R4当初:126億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内、事業実施主体:農業者等〕
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
飼料生産組織強化対策 R4当初:9億円の内数
飼料生産組織の機械導入や作業効率化・運営強化、地域ぐるみの飼料増産への支援により、国産飼料の生産拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内、事業実施主体:農業者団体、協議会等〕
- 畜産クラスター事業 R3補正:617億円(所要額)の内数
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進め、飼料自給率の向上を図るため、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産受託組織に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援します。また、新たに、飼料増産優先枠を設け、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。
〔補助率:1/2以内、支援対象者:中心的な経営体〕
- スマート畜産業の全国展開に向けた導入支援事業 R3補正:77億円の内数
生産性向上に資するスマート技術の全国展開に向けて、スマート技術を効率よく利用できるよう、スマート機械等を導入する取組を支援します。
〔補助率:1/2以内、2/3以内、定額、支援対象者:民間団体等〕

未利用資源を活用したい

- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
未利用資源活用対策 R4当初:9億円の内数
地域で未だ活用されていない食品残さ等を活用した飼料化の実証やこれら実証に必要な器具・機材の導入等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内、事業実施主体:生産者集団等〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理 (Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況(2022年12月1日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP家畜・畜産物認証取得経営体数	延べ 290	47	85	52	52	31	実数:267経営体

注:1つの経営体で複数の畜種において認証取得している経営体があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。

- ・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。
- ・2017年8月31日～2021年10月5日までGAP認証取得の準備段階であるGAP取得チャレンジシステムの運用。
- ・2021年3月8日から生産者自らがGAP認証取得に向けた準備状況をチェックできるGAP取組自己点検システムの運用を開始。

公益社団法人中央畜産会HP <https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

畜産農家向けの金融支援策について

①

飼料や燃油等の
価格高騰で
資金繰りに困っ
ている方

実質無担保等
の資金を
ご活用ください。

- 農林漁業セーフティネット資金等[※]について、**実質無担保・無保証人**による融資が受けられます。

※ 農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金、農業近代化資金

- 農林漁業セーフティネット資金について、新型コロナに加え、物価高騰等の影響を受けた場合、貸付可能な**限度額**を引き上げる**特例**を設けています。

農林漁業セーフティネット資金等について、**実質無担保・無保証人化**に加え、**貸付限度額の特例**を設けています。

農林漁業セーフティネット資金

償還期限：15年以内（据置3年以内）
借入金利：0.35%～0.65%（R4.11.18現在）
限度額：以下のとおり

通常	年間経営費等の6/12 又は 600万円	➡	特例 [※]	年間経営費等の18/12 又は 1,800万円

※新型コロナの影響を受けた農林漁業者が、さらに原油価格・物価高騰等の影響を受けた場合

既往債務の返済猶予などの**条件変更等**について、**金融機関**にご相談ください。

条件変更によるメリット

- 1 当面の返済負担の低減
- 2 資金繰りが楽になる
- 3 経営の立て直しを図ることができる

注：条件変更は、あくまで当面の返済負担の軽減を図るものとなります。資金繰りに行き詰まる前に早めに金融機関にご相談ください。

②

借り入れた
資金の返済に
困っている方

返済の猶予等
条件変更について
金融機関にご相談
ください。

- 国は、金融機関等の関係者に対し、繰り返し、**既往債務の返済猶予等の配慮を要請**しています。
 - ・本年11月、畜産経営者に対する**償還猶予等への対応**を要請。
 - ・本年5月には、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた**資金繰り支援の徹底**を要請。

- 資金の借入については、最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。
- 日本政策金融公庫等では、生乳需給緩和、原油価格・物価高騰等の影響を受けた方の相談窓口を設置しています。

みどり投資促進税制について

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等16%）**の適用が受けられます。
- ・ 本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和6年3月31日までの間に、認定実施計画**に基づき対象設備等を取得し、**当該事業の用に供した場合**に限られます。

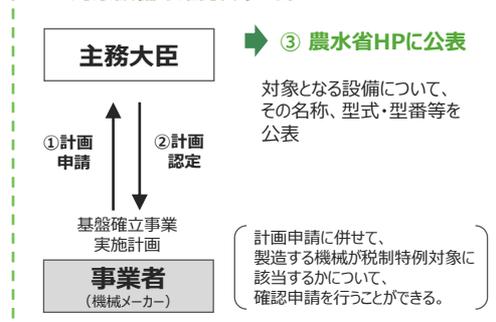
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

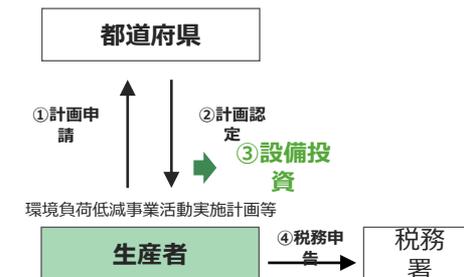
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

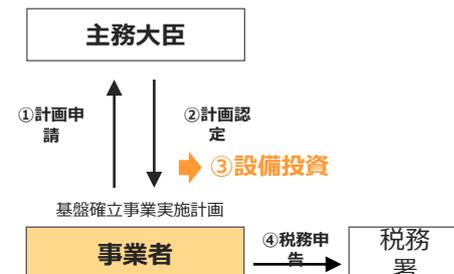


ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>



(参考) 特別償却活用の効果

○ 環境負荷低減^{※1}に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が
 計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、
導入当初の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

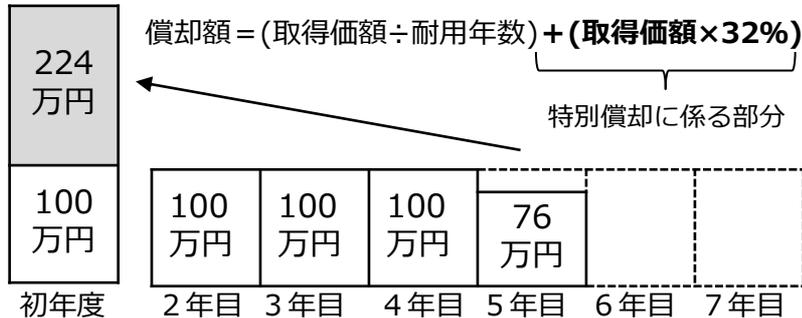
【法人税における特例のイメージ^{※2}】

法人税 = (益金 - **損金 (償却額)**) × 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せした償却**が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

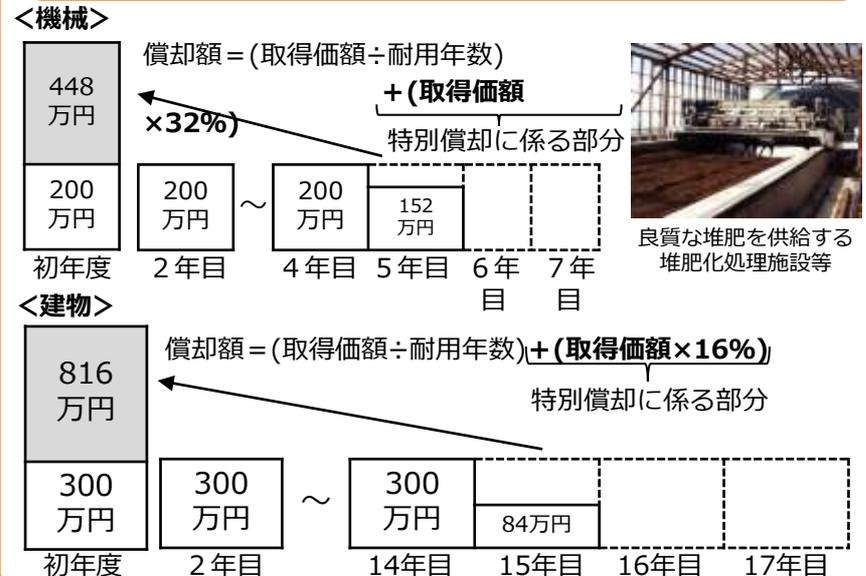


化学肥料の施肥量を減少させる
 土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
 高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）



II TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

②経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び豚肉経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ることで、農林水産物の輸出を促進する。

III 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

②経営安定・安定供給のための備え

主要施策はIIに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)

HOT TOPIC: 第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会について

全国和牛能力共進会は、全国各地での改良の成果や飼養管理の技術が競われる大会。5年に一度開催され、第12回大会は令和4年10月6～10日に鹿児島県下で開催された。

第12回大会の概要

1. 主催：(公社)全国和牛登録協会（参加：全国41道府県）
2. 出品頭数：種牛248頭 肉牛166頭 特別区24頭 合計438頭
3. 来場者数：30.8万人

大会の構成

【種牛の部】

種雄牛や繁殖雌牛の姿、体型の良さ等から子牛生産の能力を審査

【肉牛の部】

枝肉の脂肪の量や質、肉量等から和牛の産肉能力を審査

【高校及び農業大学校】

繁殖雌牛の姿、体型の良さ等と、各校の大会出品までの取組の発表を審査



今大会のポイント

○『脂肪の質評価群（第7区）』の新設

「サシ」（脂肪交雑）重視の和牛肉の価値観だけでなく、「おいしさ」に関わる脂肪の質に着目し、新たな和牛改良の方向性を示した。

○遺伝的多様性の確保につながる出品要件の追加

多様な遺伝資源を確保し持続的な生産につなげていく目的で、地域の特色ある遺伝資源を発掘・活用する新たな要件が一部の出品区に追加された。

各区の概要と結果

		概要		結果		
				首席	上位入賞県	
種牛の部	1区	若雄	地域における遺伝的多様性の維持・拡大を担う次世代の若い種雄牛候補の育成を目的とした区。	鹿児島	② 大分 ④ 鳥取	③ 岩手 ⑤ 北海道
	2区	若雌の1	地域の改良取組の活性化を図り、増頭意欲向上と参加者拡大を促す出品区。2区は14～17ヵ月齢未満、3区は17～20ヵ月齢未満の雌牛が対象。個人による単品出品区。	大分	② 宮崎 ④ 沖縄	③ 鹿児島 ⑤ 岐阜
	3区	若雌の2		宮崎	② 鹿児島 ④ 大分	③ 宮崎 ⑤ 鹿児島
	4区	繁殖雌牛群	地域の育種・改良の取組による特色ある雌牛集団づくりの成果を確認する区。3産以上の3頭1セットでの群出品区。	(名誉賞) 鹿児島	② 宮崎 ④ 大分	③ 北海道 ⑤ 鳥取
	5区	高等登録群	母-娘-孫娘の直系3代にわたる改良の成果を確認する区。3頭1セットでの群出品区。	鹿児島	② 宮崎 ④ 大分	③ 北海道 ⑤ 鳥取
	6区	総合評価群	同一種雄牛の産子を種牛群（生体4頭）と肉牛群（枝肉3頭）の1セットで総合評価する群出品区。出品牛は父・母ともに自県産に限る。	鹿児島	② 宮崎 ④ 長崎	③ 島根 ⑤ 大分
肉牛の部	7区	脂肪の質評価群	新たな和牛肉の価値感の醸成のため、脂肪の質を競う出品区。去勢肥育牛3頭で1セットの群出品区。	(名誉賞) 宮崎	② 島根 ④ 岐阜	③ 広島 ⑤ 鹿児島
	8区	去勢肥育牛	改良された和牛の能力と肥育技術を検証する単品出品区。	鹿児島	② 島根 ④ 愛知	③ 岐阜 ⑤ 群馬
農業大学校	特別区	高校及び農業大学校	和牛を飼育する高校及び農業大学校で生産・肥育された若雌1頭の出品と、取組発表による総合審査区。	鹿児島	② 宮崎 ④ 岡山	③ 岩手 ⑤ 島根